

江東区震災復興マニュアル

平成 25 年 3 月



目 次（本 編）

基 本 事 項

1. マニュアル策定の背景と目的	3
2. マニュアルの対象	5
3. マニュアルの位置づけ	6
4. マニュアルの構成	7
5. マニュアルの管理・見直し	8
【トピック】災害対策本部と震災復興本部の関係	9

全体プロセス

全体プロセス表の見方	13
第1章 復興体制の構築	14
第2章 都市の復興	18
第3章 住宅の復興	20
第4章 くらしの復興	22
第5章 産業の復興	24

業務マニュアル

業務マニュアルの見方		29
第 1 章 復興体制の構築		
第 1 節 震災復興本部の設置	1. 震災復興本部の設置	33
	2. 震災復興本部の運営	36
第 2 節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	1. 家屋・建築物の被害概況の把握 (ざっくり調査)	38

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	2. 被災建築物の応急危険度判定	40
	3. り災証明発行支援のための住家被害状況調査	43
	4. 住民の被害・被災者の生活実態の把握	46
	5. 区有施設（建築物）の被害状況（概況）把握	49
	6. 区有施設（建築物）の応急危険度判定の実施	51
	7. 区有施設（建築物）の被災度区分判定の実施	54
	8. 区管理土木施設の被害状況（概況）の把握	56
	9. 区管理土木施設の復旧優先度判定の実施	58
	10. 区管理土木施設の維持・復旧を行う	60
	11. まちの復旧・復興状況の把握	62
	12. 住民生活の再建状況等の把握	66
第3節 り災証明の発行	1. り災証明発行の準備	68
	2. り災証明の発行	71
第4節 震災復興計画の策定	1. 震災復興計画の策定	73
第5節 財政方針の策定	1. 財政方針の策定	76
	2. 財源の確保	78
	3. 復興基金の創設	80
第6節 人的資源の確保	1. 人的資源の確保	82
第7節 用地の確保・調整	1. 用地の確保・調整	84
第8節 がれき等の処理	1. がれき等の処理の準備	86
	2. がれき等の処理の実施	90
第9節 広報・相談体制	1. 復興関係広報の実施	93
	2. 被災者総合相談所の設置	95
第10節 学校教育	1. 学校教育施設の再建	98

第10節 学校教育	2. 授業の再開等	101
第11節 文化・社会教育	1. 文化・社会教育施設等の再建	105
	2. 文化財の復旧・復興支援	108
第12節 地域への支援	1. 地域活動の支援	111
	2. 外国人への支援	113
	3. ボランティア等の活動支援	115
	4. 医療ボランティアの派遣	117
	5. 区民と区が連携した防犯対策の実施	119
第13節 消費生活	1. 消費生活相談等の実施	121
第2章 都市の復興		
第1節 都市復興基本方針の策定	1. 都市復興基本方針の策定 (都市復興に取り組む行政の姿勢の明示)	125
	2. 第一次建築制限の実施 (無秩序な建築の制限)	127
	3. 時限的市街地の建設・運営 (暫定的な生活復興の場の確保)	130
	4. 復興対象地区の設定 (復興のための地区区分)	133
第2節 都市復興基本計画の策定	1. 都市復興基本計画(骨子案)の策定 (都市復興の概略見取り図)	136
	2. 第二次建築制限の実施 (復興計画の合意形成のための時間確保)	139
	3. 復興まちづくり計画等の策定(復興事業のためのまちづくり計画、都市計画)	142
	4. 都市復興基本計画の策定 (都市復興の全体見取り図)	145
第3節 復興事業計画等の確定、復興事業の推進	1. 復興事業の推進(復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施)	147
第3章 住宅の復興		
第1節 住宅復興計画の策定	1. 区営住宅の被災度区分判定の実施	153
	2. 住宅復興計画の策定	155

第1節 住宅復興計画の策定	3. 住宅の全体必要量の算出	157
	4. 応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	159
	5. 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	161
第2節 応急的な住宅の整備	1. 被災住宅の応急修理	163
	2. 一時提供住宅の提供に係る要請・確保	166
	3. 応急仮設住宅等の建設等	168
	4. 入居者の募集・選定・入居手続	172
	5. 応急仮設住宅入居者の管理	175
	6. 一時提供住宅入居者の管理	178
第3節 自力再建への支援	1. マンションの再建に対する支援	180
	2. 定住促進に向けた住宅再建・生活再建支援	183
	3. 民間住宅の供給支援	185
	4. 民間賃貸住宅入居者に対する支援	187
	5. 住まい・まちづくり活動への支援	189
	6. まちづくりとの連携	191
	7. 情報提供・相談体制の整備	193
第4節 公的住宅の供給	1. 区営住宅等の補修・補強	195
	2. 公営住宅等の建替え、買取り・借上げ	197
	3. 公営住宅等への入居者の募集・選定	199
第4章 暮らしの復興		
第1節 医療	1. 医療機関の復旧状況に関する情報提供	203
	2. 仮設診療所の設置支援	205
第2節 福祉	1. 福祉活動関連情報の収集（福祉施設）	207
	2. 福祉活動関連情報の収集（児童施設）	209

第2節 福祉	3. 一時入所の実施（福祉施設）	211
	4. 一時入所の実施（児童施設）	213
	5. 福祉施設の再建支援	216
	6. 社会福祉法人等の施設の再建支援 （児童施設）	218
	7. 在宅サービス体制の整備	220
	8. 災害援護資金の貸付	222
	9. 災害弔慰金等の支給	224
	10. 被災者生活再建支援金の支給	227
	11. 義援金等の募集、配分	229
	12. 生活保護世帯の訪問、巡回等による支援 の実施	232
第3節 保健	1. メンタルヘルスケア	234
	2. 被災住民の健康管理	236
	3. 防疫活動の実施	238
	4. 食品・飲料水の安全確保	240
	5. 動物の保護管理	242
	6. 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と 再開支援	245
	7. 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する 情報提供と再開支援（理容所・美容所、 クリーニング所及び飲食店等）	247
第5章 産業の復興		
第1節 産業復興方針の策定	1. 緊急対応事項選定のための状況報告	251
	2. 産業復興計画原案に対する都への意見及 び調整	253
第2節 中小企業施策	1. 都への人員派遣及び支援策の検討	255
	2. 取引状況調査に基づく支援策の検討	257
	3. 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 に向けた検討体制の整備等	259

第2節 中小企業施策	4. 資金需要の把握と関係金融機関への資金準備要請	261
	5. 東京信用保証協会基本財産の造成支援	263
	6. 新たな支援制度の事業主等への周知	265
第3節 観光施策	1. 情報の発信及び観光復興イベントの開催	267
第4節 雇用・就業施策	1. 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等	270
	2. 事業者への雇用維持の周知	272
	3. 求人の確保	274
	4. 職業訓練施設の入校者募集の周知	276

用語集	279
-----	-----

資料編 (上記用語集より続く)	
資料編目次	—
共通	293
第1章 復興体制の構築	303
第2章 都市の復興	363
第3章 住宅の復興	369
第4章 暮らしの復興	405
第5章 産業の復興	425

江東区震災復興マニュアル策定会議等の開催経過	436
江東区震災復興マニュアル策定会議設置要綱	437

基本事項

1. マニュアル策定の背景と目的	3
2. マニュアルの対象	5
3. マニュアルの位置づけ	6
4. マニュアルの構成	7
5. マニュアルの管理・見直し	8
【トピック】災害対策本部と震災復興本部の関係	9

1. マニュアル策定の背景と目的

(1) 背景

日本は地震多発地帯であり、歴史的に多くの大地震が発生している。その度に、各種震災対策の見直しが行われ、住民の防災意識が強化されてきた。

一方で都市部に関しては、中小規模の地震は頻発してはいたが、1923（大正12）年の関東大震災や1944（昭和19）年の昭和東南海地震以降、広域にわたる大地震は発生していなかった。そのため、防災意識の希薄化とともに、都市型地震の発生による大きな被害が危惧されていた。

1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災では、6千人を超える死者や10万棟を超える住家被害等、甚大な被害を残すこととなった。

さらに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、広域にわたる地震の揺れと巨大な津波の発生により、多くの人命と財産を一瞬と言っていいほどのうちに奪い去った。加えて、原子力発電所の全電源停止による放射能災害という、いまだ人類が経験したことのない複合災害をもたらした。沿岸部の自治体においては、津波等により庁舎や職員も甚大な被害を受け、行政機能が停止するという事態に陥った市町村も少なくなく、その後の応急・復旧・復興活動に大きく影響を与えている。

この震災では、区においても最大震度5強の揺れが発生し、揺れの被害のほか、液状化による被害、公共交通機関の停止による帰宅困難者の大量発生など、区においても多くの課題を浮き彫りにした。

東日本大震災から2年が経過した現在において、被災地には被害の爪痕がいまだなお残り、復興の入り口に立ったばかりの自治体や、いまだ故郷へ帰ることも許されない状況の自治体もあるのが実態である。

東日本大震災での教訓を受け、国や都では、これまでの被害想定の見直しを行ってきた。都は、平成24年4月18日に新たな首都直下地震等による東京の被害想定を公表し、この結果を踏まえて地域防災計画を修正し、必要な対策を強力に推進することで、東京の防災力を高度化していくとしている。

これらの災害では、震災対策のあらゆる面で課題が浮き彫りとなったが、特に震災復興に関する行政対応については、次の教訓を残した。

- ① 震災から復興するには長い時間を必要とすること。
- ② 復興対策は、広範囲に実施していかなければならないこと。
- ③ 事前の備え（計画の策定、行動手順のマニュアル化、訓練の実施等）を怠ることで、いざという時の意思形成が遅れ、更に復興が困難となること。
- ④ 復旧・復興に係る施策の取組においても、必要に応じて女性や災害時要援護者の意見を取入れ、十分な配慮をする必要があること。

その中でも、行動手順のマニュアル化については、阪神・淡路大震災以降も日本各地で発生している大地震の度に、策定の必要性が重要視されている。

（2）目的

区は、発生が懸念される首都直下地震等の大規模地震が発生した場合においても、区民の生命および財産を守り、できる限り速やかに区民の生活を取り戻すことを目的に、区としての復興の行動手順をあらかじめまとめた「江東区震災復興マニュアル」を策定し、速やかな復興を実現するために、普段から進めていくこととする。

2. マニュアルの対象

(1) 対象とする災害

本マニュアルは、区に大きな被害を及ぼし、地域・生活再建への一定の取り組みが必要となる地震災害を対象とする。想定する地震は、都防災会議が平成24年4月18日に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における「東京湾北部地震」とする。

なお、地震の条件及び区内の主な被害想定は以下のとおりである。

前提条件	内 容
震源地	東京湾北部
地震発生時	冬の夕方18時 風速8m/秒
地震の規模	M7.3 震源の深さ20～35km
人口等	夜間人口：460,819人 昼間人口：490,708人
区内の主な被害想定	最大震度：7 死者：449人 負傷者：10,164人 物的被害 ゆれ・液状化等による建物全壊：8,010棟 ※ 地震火災（焼失）：3,536棟 〔ライフライン〕 電力施設（停電率）：43.4% 通信施設（不通率）：7.6% ガス施設（供給停止率）：34.1～100.0% 上水道施設（断水率）：76.5% 下水道施設（管きよ被害率）：27.9% 帰宅困難者：178,078人 避難者数：233,762人（うち避難生活者数：151,945人） 閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数：440台 震災廃棄物：275万トン

※ 区における建物全壊被害については、急傾斜地崩壊によるものがゼロのため、ゆれ・液状化以外の原因は含まれていない

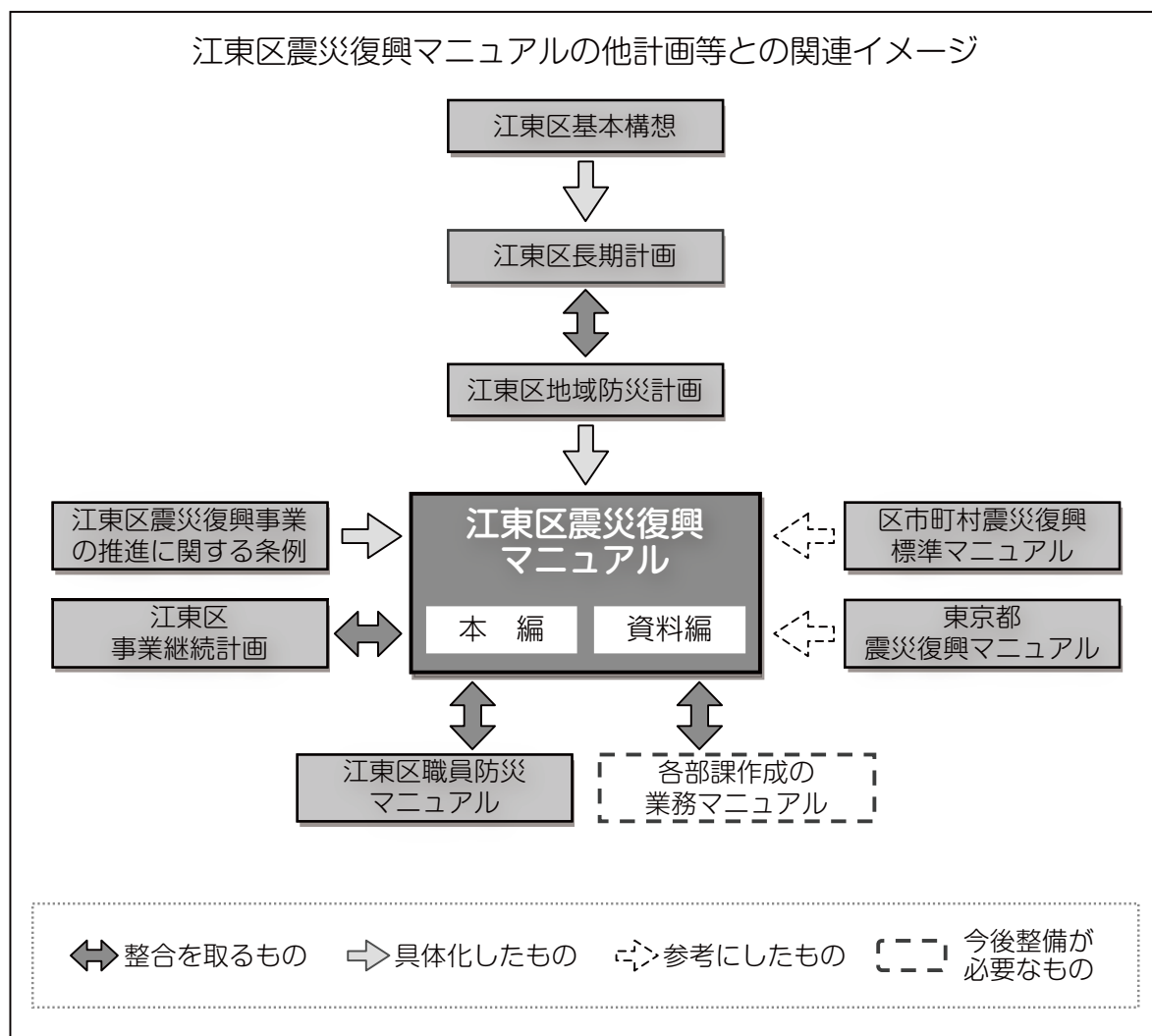
(2) 対象とする業務

本マニュアルは、「復興対策」の業務に加え、復興に影響を与える「応急対策」「復旧対策」の業務についても対象とする。

3. マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、「江東区基本構想」「江東区長期計画」を踏まえた「江東区地域防災計画」及び「江東区震災復興事業の推進に関する条例」を具体化し、大地震発生直後から復興に向けて、区が行うべき行動や事業を分野別に整理、その手順を示したものである。

作成にあたり、都が示す「区市町村震災復興標準マニュアル」及び「東京都震災復興マニュアル」を参考に、「江東区事業継続計画」、「江東区職員防災マニュアル」、「関係各課作成の業務マニュアル」との整合を取りながら整備した。



4. マニュアルの構成

本マニュアルは、本編と資料編の2部構成とし、本マニュアルで扱う業務を、5つの章に区分している。5つの章の主な内容は次に示すとおりである。

第1章 復興体制の構築	都市・住宅・くらし・産業等、それぞれの対策を実施するうえで基盤となる対策をまとめた章
第2章 都市の復興	都市計画事業等の流れに沿って行う都市復興に関する対策をまとめた章
第3章 住宅の復興	被災した区民がいち早く安心して暮らせるための住宅確保に関する対策をまとめた章
第4章 くらしの復興	被災した区民が地域での生活を取り戻すための医療・福祉・保健に関する対策をまとめた章
第5章 産業の復興	事業所や観光等、地域の産業が復興に至るまでの対策をまとめた章

(1) 本編

本編は、本マニュアルで扱う業務を一覧化した全体プロセスと、業務を個別にまとめた業務マニュアルで構成される。

① 全体プロセス

全体プロセスは、本マニュアルで扱う全ての業務の流れや関連性がひと目で把握できるよう一覧化したものである。

地震発生直後から発災後約2年の期間を「避難生活期」「復興始動期」「本格復興期」の大きく3つに区分し、業務の「開始時期」「実施期間」「業務間の関連」を視覚的に分かりやすい形で整理している

また、全体プロセスから該当する業務のページを参照しやすいよう、業務ごとに実施担当と本編のページ番号を示している。

② 業務マニュアル

業務マニュアルは、本マニュアルが扱う業務ごとに、職員がそれぞれの部課において果たす役割と手順をまとめたものである。

具体的には、「実施担当」「更新担当」「業務概要」「事前対策」「様式」「関連資料」「都の支援体制」「行動プロセス」「行動手順」の項目を設け、業務ごとに整理している。

行動手順は、「実施時期」「実施担当」「行動内容の詳細」をまとめ、業務実施上の留意事項やノウハウがあるものは「ポイント」として掲載している。

行動プロセスは、行動手順の「実施時期」「実施期間」を視覚的に分かりやすい形で整理している。

(2) 資料編

資料編は、本マニュアルで扱う業務ごとに、使用する様式や、参考となる資料をまとめたものである。

5. マニュアルの管理・見直し

本マニュアルは、現時点で想定される事態や現在の制度的枠組みに基づき作成されたものであるため、復興及び復興に関連する業務に影響があるような環境の変化があれば、速やかに本マニュアルを見直すこととする。

また、年間を通じて、全庁的に取り組むBCM活動において、地域防災計画やBCPとの整合を図りながら本マニュアルの見直しを行い、最新の情報を維持するものとする。

【トピック】災害対策本部と震災復興本部の関係

「災害対策本部」とは、災害対策基本法に基づき、災害の発生またはその恐れがある場合の災害応急対策を推進するために設置されるものである。震災発生直後から応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な目的としている。

一方、「震災復興本部」とは、区条例を根拠に設置し、災害応急対策が一段落した段階で、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を長期的かつ計画的に実施することを主な目的としている。

なお、災害対策本部が所掌する事務事業で、震災復興にも関連する部分については、両本部が緊密に連携し、対応することとなる。

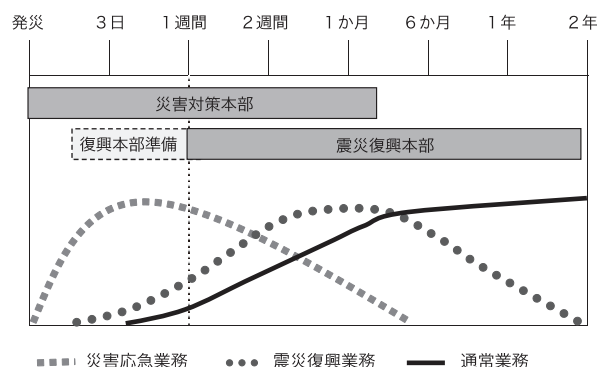


図 災害応急業務と震災復興業務の時間的変化

表 取り組まなければならない代表的な対応事項例

対応事項	災害対策本部 (被災直後～概ね2か月)	震災復興本部 (被災後1週間～数年)
情報収集	・ 公共施設の被害把握 ・ 被害概況の調査 ・ 応急危険度の判定	・ 被害状況の調査 ・ 家屋被害データベースの作成 ・ 被災者生活実態調査（地域福祉需要調査） ・ 商店街・事業所の被害調査 ・ 区民生活の復興支援のための各種調査
がれき処理	・ 道路、公共施設の処理	・ 民間施設の処理の支援
応急住宅の提供	・ 応急仮設住宅用地の確保から入居まで	・ 復興住宅の建設、仮設住宅入居者に対する生活支援
施設の復旧	・ 応急復旧	・ 恒久的な復旧、再建
用地の調整	・ 応急的な用地の調整	・ 時間的な需要の変化を考えた用地の調整
り災証明		・ り災証明書の発行

全体プロセス

全体プロセス表の見方	13
第1章 復興体制の構築	14
第2章 都市の復興	18
第3章 住宅の復興	20
第4章 暮らしの復興	22
第5章 産業の復興	24

全体プロセス表の見方

全体プロセス表は、業務マニュアルの章立てに合わせて業務を一覧化している。業務ごとの実施担当課や本編の参照先のページ番号のほか、業務ごとの開始時期・実施期間の概要や、業務間の関連が把握できる。

章	節	項	実施担当課	ページ	避難生活期												復興活動期				本格復興期			
					第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
1	被災復興本部の設置	1 被災復興本部の設置	〇企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課	P ●●																				
		2 被災復興本部の運営	〇企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課	P ●●																				
	被災状況及び復旧・復興状況の把握	1 家屋・住家の被害状況の把握（ざっくり調査）	区民課、都市整備部全課（〇建築調整課）	P ●●																				
		2 被災建築物の応急危険度判定	区民課、都市整備部全課（〇建築調整課）	P ●●																				
		3 被災証明発行支援のための住家被災状況調査	区民課、都市整備部全課（〇まちづくり推進課・住宅課）	P ●●																				
		4 住民の被害・被災者の生活実態の把握	経済課、区民課、〇福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課	P ●●																				
		5 区有施設（建築物）の被害状況（概況）把握	〇営繕課、各施設所管課	P ●●																				
		6 区有施設（建築物）の応急危険度判定の実施	〇営繕課、各施設所管課	P ●●																				
		7 区有施設（建築物）の被災度区分判定の実施	〇営繕課、各施設所管課	P ●●																				
		8 区管理土木施設の被害状況（概況）の把握	土木部全課（〇管理課）	P ●●																				
		9 区管理土木施設の復旧優先度判定の実施	土木部全課（〇管理課）	P ●●																				
		10 区管理土木施設の維持・復旧を行う	土木部全課（〇管理課）	P ●●																				
		11 まちの復旧・復興状況の把握	〇企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、建築課、管理課、施設管理者	P ●●																				
		12 住民生活の再建状況等の把握	経済課、区民課、〇福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、関係各課	P ●●																				
3	被災証明の発行	1 被災証明発行の準備	経済課、〇区民課、まちづくり推進課、住宅課、各部課	P ●●																				
		2 被災証明の発行	経済課、〇区民課、まちづくり推進課、住宅課	P ●●																				

更新担当課

◎：業務の主担当課を表す

業務の開始時期・実施期間

■：2年以内に終了する業務を表す（右端が終了時期）
 ■➡：2年以上継続する業務を表す

業務の関連

……➡：業務に関連があることを表す

※ 関連する業務が別のページにある場合

関連する業務が別のページにある場合は、「□章番号-節番号-項番号. 業務名」という形式で、参照する業務を表している。

□3-1-3	住宅の全体必要量の算出	□2--2	第一次建築制限の実施（無秩序な建築の制限）
--------	-------------	-------	-----------------------

全体プロセス【第1章】復興体制の構築

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）

2年以上継続する業務

章	節		項	実施担当課	ページ	避難生活期												復興始動期						本格復興期				
						発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年							
1	1	震災復興本部の設置	1	震災復興本部の設置	◎企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課	P.32																						
			2	震災復興本部の運営	◎企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課	P.35																						
	2	被害状況及び復旧・復興状況の把握	1	家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）	区民課、都市整備部全課（◎建築調整課）	P.37																						
			2	被災建築物の応急危険度判定	区民課、都市整備部全課（◎建築調整課）	P.39																						
			3	り災証明発行支援のための住家被害状況調査	区民課、都市整備部全課（◎まちづくり推進課・住宅課）	P.42																						
			4	住民の被害・被災者の生活実態の把握	経済課、区民課、◎福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課	P.45																						
			5	区有施設（建築物）の被害状況（概況）把握	◎営繕課、各施設所管課	P.48																						
			6	区有施設（建築物）の応急危険度判定の実施	◎営繕課、各施設所管課	P.50																						
			7	区有施設（建築物）の被災度区分判定の実施	◎営繕課、各施設所管課	P.53																						
			8	区管理土木施設の被害状況（概況）の把握	土木部全課（◎管理課）	P.55																						
			9	区管理土木施設の復旧優先度判定の実施	土木部全課（◎管理課）	P.57																						
			10	区管理土木施設の維持・復旧を行う	土木部全課（◎管理課）	P.59																						
			11	まちの復旧・復興状況の把握	◎企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、建築課、管理課、施設管理者	P.61																						
			12	住民生活の再建状況等の把握	経済課、区民課、◎福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、関係各課	P.65																						
	3	り災証明の発行	1	り災証明発行の準備	経済課、◎区民課、まちづくり推進課、住宅課、関係各課	P.67																						
			2	り災証明の発行	経済課、◎区民課、まちづくり推進課、住宅課	P.70																						

全体プロセス 【第1章】 復興体制の構築

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）

2年以上継続する業務

章	節		項		実施担当課	ページ	避難生活期															復興始動期						本格復興期	
							発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年							
1	4	震災復興計画の策定	1	震災復興計画の策定	◎企画課、財政課、総務課、都市計画課、管理課、関係各課	P.72																							
	5	財政方針の策定	1	財政方針の策定	◎財政課、経理課、関係各課	P.75																							
			2	財源の確保	◎財政課	P.77																							
			3	復興基金の創設	財政課、◎総務課	P.79																							
	6	人的資源の確保	1	人的資源の確保	企画課、◎職員課、関係各課	P.81																							
	7	用地の確保・調整	1	用地の確保・調整	経理課、◎防災課、関係各課	P.83																							
	8	がれき等の処理	1	がれき等の処理の準備	温暖化対策課、環境保全課、◎清掃リサイクル課、清掃事務所	P.85																							
			2	がれき等の処理の実施	温暖化対策課、環境保全課、◎清掃リサイクル課、清掃事務所	P.89																							
	9	広報・相談体制	1	復興関係広報の実施	◎広報広聴課	P.92																							
			2	被災者総合相談所の設置	◎広報広聴課	P.94																							
	10	学校教育	1	学校教育施設の再建	◎学校施設課	P.97																							
			2	授業の再開等	庶務課、学務課、◎指導室	P.100																							
	11	文化・社会教育	1	文化・社会教育施設等の再建	◎文化観光課、スポーツ振興課、江東図書館	P.104																							
2			文化財の復旧・復興支援	◎文化観光課	P.107																								
12	地域への支援	1	地域活動の支援	◎地域振興課	P.110																								
		2	外国人への支援	◎地域振興課	P.112																								
		3	ボランティア等の活動支援	◎福祉課（社会福祉協議会）	P.114																								
		4	医療ボランティアの派遣	◎健康推進課	P.116																								
		5	区民と区が連携した防犯対策の実施	◎危機管理課	P.118																								
13	消費生活	1	消費生活相談等の実施	◎経済課	P.120																								

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）
2年以上継続する業務

章	節		項	実施担当課	ページ	避難生活期														復興始動期					本格復興期					
						発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年									
2	1	都市復興基本方針の策定	1	都市復興基本方針の策定 （都市復興に取り組む行政の姿勢の明示）	◎都市計画課、まちづくり推進課、住宅課、建築課、土木部全課	P.124																								
			2	第一次建築制限の実施 （無秩序な建築の制限）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.126																								
			3	時限的市街地の建設・運営 （暫定的な生活復興の場の確保）	経済課、◎都市計画課、まちづくり推進課、住宅課、建築課、土木部全課	P.129																								
			4	復興対象地区の設定 （復興のための地区区分）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.132																								
	2	都市復興基本計画の策定	1	都市復興基本計画（骨子案）の策定 （都市復興の概略見取り図）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.135																								
			2	第二次建築制限の実施（復興計画の合意形成のための時間確保）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.138																								
			3	復興まちづくり計画等の策定 （復興事業のためのまちづくり計画、都市計画）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.141																								
			4	都市復興基本計画の策定 （都市復興の全体見取り図）	◎都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課	P.144																								
	3	復興事業計画等の確定、復興事業の推進	1	復興事業の推進（復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施）	都市計画課、◎まちづくり推進課、土木部全課	P.146																								

全体プロセス【第3章】住宅の復興

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）

2年以上継続する業務

章	節		項		実施担当課		ページ		避難生活期										復興始動期					本格復興期	
									発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年	
3	1	住宅復興計画の策定	1	区営住宅の被災度区分判定の実施	営繕課、◎住宅課、建築調整課	P.150																			
			2	住宅復興計画の策定	◎住宅課、建築課	P.152																			
			3	住宅の全体必要量の算出	都市整備部全課、区民課（◎住宅課）	P.154	□ 1-2-1. 家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）							□ 1-2-3. □ 1-2-4.	□ 1-2-3. 被災証明発行支援のための住家被害状況調査 住民の被害・被災者の生活実態の把握										
			4	応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	まちづくり推進課、◎住宅課	P.156																			
			5	恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	まちづくり推進課、◎住宅課	P.158																			
	2	応急的な住宅の整備	1	被災住宅の応急修理	◎建築課	P.160																			
			2	一時提供住宅の提供に係る要請・確保	まちづくり推進課、◎住宅課	P.163																			
			3	応急仮設住宅等の建設等	経理課、区民課、都市整備部全課（◎建築課）	P.165													□ 2-1-3. 時限的市街地の建設・運営（暫定的な生活復興の場の確保）						
			4	入居者の募集・選定・入居手続	まちづくり推進課、◎住宅課	P.169																			
			5	応急仮設住宅入居者の管理	まちづくり推進課、◎住宅課	P.172																			
			6	一時提供住宅入居者の管理	まちづくり推進課、◎住宅課	P.175																			
	3	自力再建への支援	1	マンションの再建に対する支援	◎住宅課、建築課	P.177																			
			2	定住促進に向けた住宅再建・生活再建支援	まちづくり推進課、◎住宅課	P.180																			
			3	民間住宅の供給支援	◎住宅課、建築課	P.182																			
			4	民間賃貸住宅入居者に対する支援	まちづくり推進課、◎住宅課	P.184																			
			5	住まい・まちづくり活動への支援	まちづくり推進課、◎住宅課	P.186																			
			6	まちづくりとの連携	まちづくり推進課、◎住宅課	P.188																			
			7	情報提供・相談体制の整備	◎住宅課	P.190																			
	4	公営住宅の供給	1	区営住宅等の補修・補強	営繕課、まちづくり推進課、◎住宅課	P.192																			
			2	公営住宅等の建替え、買取り・借上げ	営繕課、まちづくり推進課、◎住宅課	P.194																			
			3	公営住宅等への入居者の募集・選定	まちづくり推進課、◎住宅課	P.196																			

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）

2年以上継続する業務

章	節		項	実施担当課	ページ	避難生活期										復興始動期				本格復興期	
						発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
4	1	医療	1	医療機関の復旧状況に関する情報提供	◎健康推進課、生活衛生課、保健予防課	P.200															
			2	仮設診療所の設置支援	◎健康推進課、保健予防課	P.202															
	2	福祉	1	福祉活動関連情報の収集（福祉施設）	◎福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課	P.204															
			2	福祉活動関連情報の収集（児童施設）	◎こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課	P.206															
			3	一時入所の実施（福祉施設）	◎福祉課、障害者支援課	P.208															
			4	一時入所の実施（児童施設）	◎こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課	P.210															
			5	福祉施設の再建支援	◎福祉課、高齢者支援課、障害者支援課	P.213															
			6	社会福祉法人等の施設の再建支援（児童施設）	◎こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課	P.215															
			7	在宅サービス体制の整備	◎福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課	P.217															
			8	災害援護資金の貸付	◎福祉課	P.219															
			9	災害弔慰金等の支給	◎危機管理課	P.221															
			10	被災者生活再建支援金の支給	◎福祉課、各部窓口対応担当	P.224															
			11	義援金等の募集、配分	◎地域振興課	P.226															
			12	生活保護世帯の訪問、巡回等による支援の実施	◎保護第一課、◎保護第二課	P.229															
	3	保健	1	メンタルヘルスケア	◎保健予防課	P.231															
			2	被災住民の健康管理	健康推進課、◎保健予防課	P.233															
			3	防疫活動の実施	生活衛生課、◎保健予防課	P.235															
			4	食品・飲料水の安全確保	健康推進課、◎生活衛生課	P.237															
			5	動物の保護管理	◎生活衛生課	P.239															
			6	公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援	経済課、◎生活衛生課	P.242															
			7	生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援（理容所・美容所、クリーニング所及び飲食店等）	◎生活衛生課	P.244															

全体プロセス【第5章】産業の復興

◎：更新担当課

2年以内に終了する業務（右端が終了時期）
2年以上継続する業務

章	節		項		実施担当課	ページ	避難生活期														復興始動期						本格復興期			
							発災	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年								
5	1	産業復興方針の策定	1	緊急対応事項選定のための状況報告	◎経済課	P.248																								
			2	産業復興計画原案に対する都への意見及び調整	◎経済課	P.250																								
	2	中小企業施策	1	都への人員派遣及び支援策の検討	職員課、◎経済課	P.252																								
			2	取引状況調査に基づく支援策の検討	◎経済課	P.254																								
			3	賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供に向けた検討体制の整備等	◎経済課	P.256																								
			4	資金需要の把握と関係金融機関への資金準備要請	◎経済課	P.258																								
			5	東京信用保証協会基本財産の造成支援	◎経済課	P.260																								
			6	新たな支援制度の事業主等への周知	◎経済課	P.262																								
	3	観光施策	1	情報の発信及び観光復興イベントの開催	◎文化観光課	P.264																								
	4	雇用・就業施策	1	雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等	◎経済課	P.267																								
			2	事業者への雇用維持の周知	◎経済課	P.269																								
			3	求人の確保	◎職員課	P.271																								
			4	職業訓練施設の入校者募集の周知	◎総務課	P.273																								

業務マニュアル

業務マニュアルの見方	29
第1章 復興体制の構築	31
第2章 都市の復興	123
第3章 住宅の復興	151
第4章 暮らしの復興	201
第5章 産業の復興	249

業務マニュアルの見方

業務マニュアルは、業務ごとにページを設け、業務の詳細をまとめている。業務の概要、事前対策、準備すべき物品・データ・様式、関連資料・情報、都の支援体制、行動手順・行動手順ごとの実施期間・行動手順実施時のポイントが把握できる。

第1節 震災復興本部の設置

1. 震災復興本部の設置

実施担当課：企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課
更新担当課：企画課

業務概要

- 震災復興本部は、応急復旧対策が一段落した段階で、市街地、都市施設等の震災被害から復興並びに住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的措置として設置する組織体である。
- 震災復興に向けた一連の活動は、被災後間もない応急対策から、連続的に、ゆるやかに、長期的かつ計画的な都市復興活動へ移行していくものであり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するため、災害対策基本法に基づき設置する災害対策本部と震災復興本部は、互いに緊密に連携しながらそれぞれの事務を執り行う。

業務の担当課

実施担当課のうち、更新を担当する課が業務を主に担当する課である。

事前対策

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例・同施行規則等の制定
- 震災復興本部設置基準の整備
- 震災復興に係る政策決定機関（「震災復興本部会議」）の設置と決定事項並びに招集と付議手順等の整備
- 震災復興本部事務局の設置場所の検討

準備すべき物品・データ・様式

- 住宅地図
- 被害概況データ

関連資料・情報等

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例（資料1-1）
- 江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則（資料1-2）

対応状況

[事前対策]、[準備すべき物品・データ・様式等]、[関連資料・情報等] 共通

□：未対応の項目

■：対応済みの項目

都の支援体制

担当課：総務局総合防災部防災管理課

- 1 震災復興事業に関する重要な方針及び復興計画の調整
- 2 用地の利用調整など震災復興事業の推進に伴う重要事項の調整
- 3 震災復興事業に関する総合的な調整

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		発	週	週	週	週	週	週	週	週
⊕ 震災復興本部の設置準備を行う	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
⊕ 震災復興本部を設置する	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
⊕ 震災復興本部を廃止する	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

行動手順の開始時期・実施期間

行動プロセス（概要）は、行動内容（詳細）にある行動手順ごとの開始時期・実施期間を、視覚的に表している

■：2年以内に終了する手順を表す（右端が終了時期）

■：2年以上継続する手順を表す

行動内容（詳細）

1週間以内～2ヶ月以内

⊕ 震災復興本部の設置準備を行う

- 企画課 災害対策本部で震災復興本部の設置を検討する。
- 総務課
- 危機管理室

- 企画課 災害対策本部で震災復興本部の設置を決定した場合、企画課・総務課・危機管理室・都市計画課・管理課が事務局となり、本部設置のための準備を行う。
- 総務課
- 危機管理室
- 都市計画課
- 管理課

ポイント < 震災復興本部設置の目安 >
震災被害が甚大であり、震災復興施策の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めたとき、震災復興本部を設置する。

行動手順のポイント

ポイントには、行動手順を適切に実施するために踏まえておくべき事項や、行動上のノウハウ・留意事項等をまとめている

第 1 章 復興体制の構築

第 1 節	震災復興本部の設置	33
第 2 節	被害状況及び復旧・復興状況の把握	38
第 3 節	り災証明の発行	68
第 4 節	震災復興計画の策定	73
第 5 節	財政方針の策定	76
第 6 節	人的資源の確保	82
第 7 節	用地の確保・調整	84
第 8 節	がれき等の処理	86
第 9 節	広報・相談体制	93
第 1 0 節	学校教育	98
第 1 1 節	文化・社会教育	105
第 1 2 節	地域への支援	111
第 1 3 節	消費生活	121

第1章 復興体制の構築

第1節 震災復興本部の設置

1. 震災復興本部の設置

実施担当課:企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課

更新担当課:企画課

業務概要

- 震災復興本部は、応急復旧対策が一段落した段階で、市街地、都市施設等の震災被害から復興並びに住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的措置として設置する組織体である。
- 震災復興に向けた一連の活動は、被災後間もない応急対策から、連続的に、ゆるやかに、長期的かつ計画的な都市復興活動へ移行していくものであり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するため、災害対策基本法に基づき設置する災害対策本部と震災復興本部は、互いに緊密に連携しながらそれぞれの事務を執り行う。

事前対策

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例・同施行規則等の制定 ☒
- 震災復興本部設置基準の整備 ☐
- 震災復興に係る政策決定機関（「震災復興本部会議」）の設置と決定事項並びに招集と付議手順等の整備 ☐
- 震災復興本部事務局の設置場所の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 被害概況データ ☐

関連資料・情報等

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例（資料1-1） ☒
- 江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則（資料1-2） ☒

都の支援体制

担当課:総務局総合防災部防災管理課

- ① 震災復興事業に関する重要な方針及び復興計画の調整
- ② 用地の利用調整など震災復興事業の推進に伴う重要事項の調整
- ③ 震災復興事業に関する総合的な調整

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 震災復興本部の設置準備を行う										
② 震災復興本部を設置する										
③ 震災復興本部を廃止する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 震災復興本部の設置準備を行う	
☐ 企画課 総務課 危機管理室	災害対策本部で震災復興本部の設置を検討する。
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 管理課	災害対策本部で震災復興本部の設置を決定した場合、企画課・総務課・危機管理室・都市計画課・管理課が事務局となり、本部設置のための準備を行う。
ポイント <震災復興本部設置の目安> 震災被害が甚大であり、震災復興施策の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めたとき、震災復興本部を設置する。	

第1章 復興体制の構築

1週間以内～2ヶ月以内

② 震災復興本部を設置する

☐ 区長 区長は、災害対策本部で震災復興本部の設置を決定した場合、被災後1週間程度を目途に震災復興本部を設置する。

☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 震災復興本部設置後は速やかに、本部構成員・都・隣接する区の区長・関係防災機関に対し、設置した旨を通知する。

☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 報道機関及び区ホームページ、区報等を通じて、区民に対し、震災復興本部を設置した旨を周知する。

ポイント <人的資源の確保>

震災復興事業は区の通常業務に加えて膨大な事務が発生するため、特定の分野等において人員が不足することが予想される。このことから、被害の規模により業務が大幅に増える部署等に対して、応急復旧業務とのバランスも図りながら、弾力的かつ集中的に職員を配置する。

区職員で対応しきれない場合には、他自治体に対し職員の派遣を要請し、確保する。さらに不足する場合は、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

2年以降

③ 震災復興本部を廃止する

☐ 区長 区長は、復興事業が概ね終了したと認めたときは、震災復興本部を廃止する。

☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 震災復興本部を廃止したときは速やかに、都・隣接する区の区長・関係防災機関に対し、廃止した旨を通知する。

☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 報道機関及び区ホームページ、区報等を通じて、区民に対し、震災復興本部を廃止した旨を周知する。

ポイント <震災復興本部の廃止・組織の縮小>

復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、関係各課と調整を図り、本部の廃止や組織の縮小について検討する。

第1章 復興体制の構築

第1節 震災復興本部の設置
2. 震災復興本部の運営
実施担当課: 企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課 更新担当課: 企画課
業務概要 ○ 復興に係る本区の政策決定機関として「復興本部会議」を設置する。 ○ 主な決定事項は、復興基本方針及び復興計画の策定等である。 ○ 復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告・承認する。

事前対策	
○ 震災復興本部設置時の行動要領の作成	☐
○ 災害対策本部との連携の検討	☐
準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
	○ 復興本部設置時行動要領の主な内容項目例（資料1-4） ☐

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課
① 被災区市町村に復興本部が設置された場合、復興本部長等連絡会議（仮称）及び実務レベルの連絡調整会議の設置 ② 団体間の震災復興事業に係る分担及び事業調整 ③ 復興基金の創設に関する各団体の参加方法や資金負担など都と区市町村が共同して実施する事業や地域間の利害関係の調整 ④ 必要に応じて課題別・事業分野別に、実務レベルの協議・調整を図る連絡会議の設置

行動手順

行動プロセス（概要）	
業務概要	実施期間
	発災 1週間 2週間 1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年
① 震災復興本部会議を招集する	
② 震災復興本部会議を開催する	
③ 広報活動を行う	

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
1週間以内～2年以降	
① 震災復興本部会議を招集する	
☐ 区長	震災復興本部設置が定まった場合、区長は速やかに復興本部会議を招集する。
ポイント	＜本部会議の構成員＞ 本部会議の構成は次の通りである。 ①＜本部員＞ 本部長（区長）、副本部長（副区長・教育長）、本部員（関係各部部长） ②＜事務局＞ 企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、管理課
1週間以内～2年以降	
② 震災復興本部会議を開催する	
☐ 本部長 本部員	本部長（区長）は、復興本部会議を開く必要があると認めた場合は、その旨を事務局に要請する。また、本部員が復興本部会議を開く必要があると判断した場合は、速やかに本部長に会議の開催を要請する。
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 管理課	本部長（区長）が必要と認めた場合、復興本部会議を開催する。
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 管理課	事務局は、復興方針・復興事業計画、人事計画、財政計画の策定など震災復興本部で審議された重要事項の記録、及び震災復興施策の進捗管理等を行う。
ポイント	＜震災復興本部事務の運営＞ 関係各課が相互に調整を図り、連携して復興施策を展開していくため、復興本部会議を運営する。 震災復興本部事務局は復興の全体を統括するとともに、必要に応じて事務局の拡充を図る等、機動的な対応を図る。
1週間以内～2年以降	
③ 広報活動を行う	
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 管理課	復興本部会議での決定事項のうち区民周知が必要なものについては、速やかに報道機関及び区ホームページ、区報等を通じて周知する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

1. 家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）

実施担当課：区民課、都市整備部全課

更新担当課：建築調整課

業務概要

- 家屋・建築物の被害概況の把握は、災害対策のあり方を検討していく上で、必要不可欠であり、この調査結果は、応急危険度判定の優先判定区域の選定や第一次建築制限区域の指定に必要なデータとなるので、迅速かつ的確に把握する必要がある。
- このため、被災市街地の全建物を対象に、被害概況を調査（ざっくり調査）する。

事前対策

- 江東区災害情報システムの構築 ☐
- 家屋・建築物の被害概況調査の実施体制の整備（人員の確保、応援体制の検討等） ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害概況調査票（地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- デジカメ、携帯電話 ☒
- 江東区全図、住宅地図 ☒
- 携帯用巻尺、軍手、腕章、画板等 ☒
- 自転車、ヘルメット、雨具、防寒具、ナップザック ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課：

第1章 復興体制の構築

行動手順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 家屋・建築物被害概況調査（ざっくり調査）を実施する		■								
② ざっくり調査結果を整理し、報告・公表する		■								

行動内容（詳細）	
発災直後～72時間以内	
① 家屋・建築物被害概況調査（ざっくり調査）を実施する	
□ 都市整備部全課 区民課 建築調整課をはじめとする都市整備部全課は、区民課と連携し、被害概況を把握するため、街区単位で現地踏査による家屋・建築物被害の概況調査（ざっくり調査）を実施する。	
ポイント <家屋・建築物被害調査の実施体制> 災害対策本部と連携をとり、火災など危険と分かっている地域には立ち入らない。 実施体制は都市整備部全課・区民課により、1チーム2名体制を編成する。	
発災直後～72時間以内	
② ざっくり調査結果を整理し、報告・公表する	
□ 都市整備部全課 区民課 ざっくり調査の結果を、町丁目単位で整理する。	
□ 都市整備部全課 区民課 災害対策本部（震災復興本部）に調査結果を報告する。また、都庁に対して、東京都災害情報システム及びメール等を利用して、調査結果を報告する。	
□ 都市整備部全課 区民課 調査結果及び被害分布図等の被害概況情報は、応急危険度判定の優先判定区域の選定や第一次建築制限の区域指定の検討に活用し、その補足資料として区民に公表する。	

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

2. 被災建築物の応急危険度判定

実施担当課:区民課、都市整備部全課

更新担当課:建築調整課

業務概要

- 被災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。
- 応急危険度判定員（都制度に基づく防災ボランティア）は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。

事前対策

- 「応急危険度判定実施本部」の設置場所の検討と事前指定 ☐
- 応急危険度判定員の集合場所、判定拠点等の事前指定 ☐
- 応急危険度判定員の名簿作成、連絡体制の整備、研修、被害想定訓練 ☐
- 判定に必要な資機材（判定用地図、調査用紙、ステッカー等）の整備 ☐
- 判定用地図と判定結果の連動した「地図システム」の構築と地図のプリントアウト ☒
- 地図システムを利用し現状建物調査の実施（被害想定訓練） ☐
- 「江東区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」の整備 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区全図 ☒
- 判定用の住宅地図 ☐
- 判定ステッカー・調査用紙 ☒
- 腕章・ヘルメットシール ☒
- 下げ振り・テストハンマー ☒
- ヘルメット ☒

関連資料・情報等

- 江東区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル ☐
- 民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図（資料1-8） ☐
- 建築物の応急危険度判定調査表（資料1-9） ☐

第1章 復興体制の構築

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地建築部建築企画課

- ① 区市町村の応急危険度判定の支援を行う「応急危険度判定支援本部」の設置
- ② 区市町村の要請に基づく応急危険度判定員の派遣・調整
- ③ 広報等による応急危険度判定の目的等の周知
- ④ 区市町村の実施結果の集約
- ⑤ 国、他県市、関係団体等との調整（支援要請等）
- ⑥ 応急危険度判定員の事前登録、研修等〔事前〕
- ⑦ 応急危険度判定コーディネーター講習会の実施〔事前〕

行動手順

行動プロセス（概要）											
業務概要	実施期間	発災	1週	2週	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年	
① 応急危険度判定実施本部を設置する		■									
② 応急危険度判定実施計画を策定する		■									
③ 応急危険度判定の実施体制を確保する		■	■								
④ 応急危険度判定を実施する		■	■	■	■						

行動内容（詳細）

発災直後～72時間以内

① 応急危険度判定実施本部を設置する

- ☐ 都市整備部全 建築調整課は、区民課・都市計画課・まちづくり推進課・住宅課
区民課 課・建築課と協力して、建物被害概況（ざっくり調査）を把握する。
- ☐ 建築調整課 応急危険度判定実施本部設置要否と設置場所を検討する。
- ☐ 建築調整課 区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、「応急危険度判定実施本部」を設置する。
- ☐ 建築調整課 報道機関（プレス発表）及び区ホームページ、区報等を通じて、区民に対し、応急危険度判定の目的等について周知する。

ポイント

<判定実施本部の立ち上げ>

災害対策本部と連携をとり、速やかに判定実施本部を立ち上げる。

第1章 復興体制の構築

発災直後～72時間以内

② 応急危険度判定の実施計画を策定する

- ☐ 建築調整課 要・優先判定施設判定区域及び要・優先判定施設を決定する。
- ☐ 建築調整課 必要判定員数等を積算する。
- ☐ 建築調整課 応急危険度判定実施計画を策定する。
- ☐ 建築調整課 応急危険度判定実施計画を調整し、決定する。
- ☐ 建築調整課 付議事項(総・総務班)を行う。

ポイント <判定員受け入れ体制の確立>
判定員の確保と受け入れ体制を万全に備える。

48時間以内～1週間以内

③ 応急危険度判定の実施体制を確保する

- ☐ 建築調整課 都の防災ボランティア制度に基づく区内の応急危険度判定員を招集する。
- ☐ 建築調整課 都に対し、応急危険度判定員の斡旋を要請する。
- ☐ 建築調整課 判定員受入れの準備（移動手段、宿舎等）を行う。
- ☐ 建築調整課 判定員を受入れ、コーディネートする。

ポイント <区民からの問い合わせ体制を準備する>
ステッカーに記載すべき注意事項や連絡先を災害対策本部と打合せ、区民からの問い合わせに対する対応に万全に備える。

72時間以内～1ヶ月以内

④ 応急危険度判定を実施する

- ☐ 建築調整課 区報等により、応急危険度判定の実施を周知する。
- ☐ 建築調整課 応急危険度判定を実施する。
- ☐ 建築調整課 判定台帳を作成し、判定結果を集約する。
- ☐ 建築調整課 判定結果(判定台帳)を災害対策本部及び都に報告する。

ポイント <判定結果の集約と公表方法>
災害情報システム（応急危険度判定システム）を活用し、判定結果を集約する。
判定結果の公表方法と終了時期について判断する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

3. り災証明発行支援のための住家被害状況調査

実施担当課：区民課、都市整備部全課

更新担当課：まちづくり推進課・住宅課

業務概要

- 住家被害状況調査は、復興のあり方を検討していく上で、必要不可欠であり、倒壊家屋の撤去、がれき処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活再建支援策の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。
また、この調査結果は、り災証明の発行や各種復興施策適用に必要なデータとなるので、迅速かつ的確に把握する必要がある。
このため、被災市街地の全建物を対象に、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊など被害状況等を調査し（被害状況調査（第一次調査））、その後、必要に応じて詳細な調査（被害状況調査（第二次調査））を実施する。
- 得られた情報は、区及び都において被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、り災証明の発行のための基礎データとする。
- 調査の結果を基に、大・中・小・無被害地区の4つの被害状況区分からなる「地区別被害状況図」を作成し、第二次建築制限区域指定の判断資料とする。
- 被災後1か月以降に、（仮称）「江東区震災復興事業の推進に関する条例」に基づく復興地区区分の作成などの基礎資料とする。

事前対策

- 江東区災害情報システムの構築 ☐
- 住家の被害状況調査の実施体制の整備（人員の確保、応援体制の検討等） ☐
- 固定資産税台帳の利用など、あらかじめ都と協力体制について協議 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害状況調査票（（第一次）地図・調査票） ☐
- 被害状況調査票（（第二次）地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- 被災者生活実態調査データ ☐
- 調査員名簿 ☐
- デジカメ、携帯電話 ☒
- 江東区全図、住宅地図 ☒
- 携帯用巻尺、軍手、腕章、画板等 ☒
- 自転車、ヘルメット、雨具、防寒具、ナップザック ☒

関連資料・情報等

- 災害に係る住家の被害認定の概要（資料1-5） ☐
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」（平成21年6月）内閣府（防災担当） ☐
- 固定資産税台帳データ ☐

第1章 復興体制の構築

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課

主税局（都税事務所）

- ① 区市町村からの応援要請に基づき、住家被害状況調査に係る応援人員を派遣
- ② 区市町村が作成した家屋被害台帳を集約し、都全域について、被害状況図（GIS）及び家屋被害台帳を作成
- ③ 作成後、被害状況図を区市町村にメール等で送付するとともに、公表

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 住家被害状況調査（第一次調査）を実施する										
② 住家被害状況調査（第一次調査）結果の集計を行う。										
③ 第一次調査に引き続き、より詳細な住家被害状況調査（第二次調査）を実施する。										

行動内容（詳細）

1週間以内～1ヶ月以内

① 住家被害状況調査（第一次調査）を実施する

- 都市整備部全課
区民課
- 区民課の要請により、住宅課・まちづくり推進課は都市整備部各課と協力し、かつ区民課と連携して住家被害状況調査（第一次調査）を実施する。
被災市街地の全住家を対象に、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分判定調査を行う。

1週間以内～1ヶ月以内

② 住家被害状況調査結果の集計を行う

- 都市整備部全課
区民課
- ・住宅課・まちづくり推進課は都市整備部各課と協力し、住家被害状況調査（第一次調査）結果を集計し、「家屋別被害状況図」を作成し、災害対策本部（災害復興本部）と区民課に報告する。
・「家屋別被害状況図」から「街区別被害度分布図」を作成する。また、この成果を基に、大・中・小・無被害地区の4つの被害状況区分からなる「地区別被害状況図」を作成する。（り災証明支援システムが構築された後は、そのシステムに従う）
・「家屋別被害状況図（町丁目別、Excelファイル）」、「地区別被害状況図」を都へ東京都災害情報システム及びメール等で送付する。
・住家被害状況調査結果を第二次建築制限区域指定の判断資料とする。

第1章 復興体制の構築

1ヶ月以内～2年以降	
③	第一次調査に引き続き、より詳細な住家被害状況調査（第二次調査）を実施する
☐ 都市整備部全 課 区民課	区民課の要請により、住宅課・まちづくり推進課は都市整備部各課と協力し、かつ区民課と連携して、必要に応じて、さらに詳細な住家被害状況調査（第二次調査）を実施する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

4. 住民の被害・被災者の生活実態の把握

実施担当課：福祉課、経済課、区民課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課

更新担当課：福祉課

業務概要

- 被災後のくらしの復旧に向けた対策を展開するために「被災者生活実態調査」を実施する。
- 住民の被害状況については、住宅等の被害状況の把握だけでなく生活状況や今後の意向等について把握し住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。このため、避難所滞在者、自宅残留者、域外への避難者等の全被災者（世帯）を対象とした調査を実施する。また、商店や事業所の被害及び支援ニーズを把握する。

事前対策

- 調査票案の作成 ☐
- 「被災者生活実態調査」（兼地域福祉需要調査）用のデータベース構造の検討 ☐
- ボランティア等の受入体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 調査票 ☐
- 腕章 ☐

関連資料・情報等

- 事業所災害被害調査票等（資料1-11） ☐

都の支援体制

担当課：福祉保健局生活福祉部計画課

- ① 調査実施方法（案）及び調査様式（案）等の作成〔事前〕
- ② 被災後の生活状況の改善に向けた、住宅対策や福祉対策のための基礎資料の提供
- ③ 被災区市町村からの要請があった場合における応援体制等の整備

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週	2週	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
		発災	間	間	月	月	月	月	年	年
① 被災者生活実態調査の実施に向け、準備する										
② 被災者生活実態調査を実施する										
③ 被災者生活実態調査の結果を集計し、報告する										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
発災直後～2ヶ月以内	
① 被災者生活実態調査の実施に向け、準備する	
☐ 福祉課 経済課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	被害状況の把握とともに調査の実施を決定する。
☐ 福祉課 経済課 区民課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	都と調整し、調査方法・調査項目・調査票様式及び集計フォーマットについて定める。
☐ 福祉課 経済課 区民課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	調査員（ボランティア等を含む）の任命・調査拠点など実施体制を構築する。
☐ 福祉課 経済課 区民課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	調査員（ボランティア等を含む）に対し調査手順について周知徹底する。
発災直後～2ヶ月以内	
② 被災者生活実態調査を実施する	
☐ 福祉課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	避難所滞在者・応急的住宅入居者・自宅残留者等を対象に被災者生活実態調査を実施し、被災前後の状況、今後の住宅や生活再建意向を把握する。
☐ 経済課	商店や事業所の被害状況を把握し、再建のための支援ニーズ等を把握する。

第1章 復興体制の構築

1週間以内～2ヶ月以内	
③ 被災者生活実態調査の結果を集計し、報告する	
☐ 福祉課 経済課 区民課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	調査結果をデータベース化する。
☐ 福祉課 経済課 区民課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	調査結果を集計し、災害対策本部（震災復興本部）及び都に報告する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

5. 区有施設（建築物）の被害状況（概況）把握

実施担当課: 営繕課、各施設所管課

更新担当課: 営繕課

業務概要

- 区有施設の施設管理者は、震災により施設が被災した被害の状況を把握し、被災状況を取りまとめ、災害対策本部（震災復興本部）に報告する。また、被害状況の報告を受け、営繕課は現地におもむき調査する。

事前対策

- 区有施設概要資料等の作成 ☐
- 人員確保、応援体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 施設リスト ☐
- 施設概要資料 ☐
- 施設の図面 ☐
- 住宅地図 ☒
- 施設点検調査表 ☐
- 判定・応急修理用資機材 ☐
- カメラ ☒
- 施設所管課一覧 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）

業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 区有施設（施設）の被害状況（概況）を調査する										
② 区有施設（施設）の被害状況（概況）調査結果を報告する										

行動内容（詳細）

発災直後～2ヶ月以内

① 区有施設（施設）の被害状況（概況）を調査する

☐ 営繕課

区有施設の被害状況（概況）を調査する。

☐ 営繕課

調査結果を集計し、被害の概況を取りまとめる。

ポイント

<調査重点地区の選定>

現地調査に赴く前に、施設管理者から災害対策本部（震災復興本部）に寄せられた施設の被害状況を集約し、それをもとに調査重点地区を選定する。

発災直後～2ヶ月以内

② 区有施設（施設）の被害状況（概況）調査結果を報告する

☐ 営繕課

災害対策本部（震災復興本部）に区有施設の被害状況（概況）を報告する。

☐ 営繕課

施設管理者である各所管課に被害状況（概況）を報告する。

ポイント

<施設等の被害状況の報告>

施設の被害状況について、随時、災害対策本部（震災復興本部）に報告するとともに、避難所および二次避難所として使用する施設については、付近の道路やライフラインの被害状況も併せて、報告する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

6. 区有施設（建築物）の応急危険度判定の実施

実施担当課：営繕課、各施設所管課

更新担当課：営繕課

業務概要

- 施設管理者は、被災後、危険または要注意と認められた建物について、入所者等を安全な場所に避難誘導し、立ち入り制限を行ったうえで、早急に営繕課に応急危険度判定を依頼・実施する、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止、立入制限、応急工事等）を講じる。

事前対策

- 区有施設概要資料等の作成 ☐
- 人員確保、応援体制の検討 ☐
- 応急危険度判定の講習の実施及び判定実施体制の整備等 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 施設リスト ☐
- 施設概要資料 ☐
- 施設の図面 ☐
- 住宅地図 ☒
- 判定調査結果表 ☐
- 判定・応急修理用資機材 ☐
- カメラ ☒
- 施設所管課一覧 ☐

関連資料・情報等

- 江東区公共施設被災建築物応急危険度判定等要綱（資料1-13） ☒
- 震災時の行動フローシート（資料1-14） ☒

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地建築部建築企画課、財務局建築保全部技術管理部

総務局総合防災部防災管理課

- ① 応急危険度判定の実施調整を円滑に行うため、区市町村から要請があった場合における必要な支援

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 区有施設（施設）の応急危険度判定の実施体制を整備する										
② 応急危険度判定を実施する										
③ 判定調査結果等を集約し、報告する										
④ 二次災害防止のための措置を行う										

行動内容（詳細）	
3時間以内～2週間以内	
① 区有施設（施設）の応急危険度判定の実施体制を整備する	
☐ 営繕課	営繕課は施設被害状況（概要）を集約する。
☐ 営繕課	営繕課は施設管理者からの要請を受けた場合、または施設被害状況（概要）から、応急危険度判定の調査重点地区(施設)を選定する。
☐ 営繕課	調査人員調整及び班編成を行う。
ポイント	<避難所及び二次避難所の応急危険度判定を優先する> 避難所及び二次避難所については、迅速に応急危険度判定を実施する。
3時間以内～2週間以内	
② 応急危険度判定を実施する	
☐ 営繕課	「業務マニュアル」に基づき、区有施設の巡回調査により、施設被害判定及び状況調査を行う。
ポイント	<応急危険度判定に併せて、施設の使用可否の調査> 避難所及び二次避難所として使用する施設については、使用の可否を目的とした余震に対する安全性および電気、上下水道、ガス、通信等の設備の使用性について調査する。
3時間以内～2週間以内	
③ 判定調査結果等を集約し、報告する	
☐ 営繕課	実施した判定調査の結果及び応急対応状況について集約する。
☐ 営繕課	施設判定結果及び修理(復旧)の要否を災害対策本部（震災復興本部）及び施設管理者に対し、判定結果を報告する。

第1章 復興体制の構築

72時間以内～3ヶ月以内

④ 二次災害防止のための措置を行う

- | | |
|------------------------------|---|
| ☐ 営繕課 | 判定結果に基づき、要応急修理施設を選定する。 |
| ☐ 営繕課 | 選定結果に基づき、施設の閉鎖、応急修理計画について、速やかに施設管理者に報告する。 |
| ☐ 営繕課 | 応急修理計画を策定し、業者選定及び修理作業を行う。 |

ポイント

＜工事施工業者の選定＞

応急修理を依頼する業者について、他部署と依頼する業者が重ならないように調整が必要になる。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

7. 区有施設（建築物）の被災度区分判定の実施

実施担当課: 営繕課、各施設所管課

更新担当課: 営繕課

業務概要

- 応急危険度判定による緊急の対応を講じた後、引き続いて被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要について判断する。

事前対策

- 施設管理者・技術職員に対し、被災度区分判定の基準の周知 ☐
- 業者委託等の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 施設所管課一覧 ☐
- 施設リスト ☐
- 施設概要資料 ☐
- 施設の図面 ☐

関連資料・情報等

- 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（国土交通省） ☐

都の支援体制

担当課:

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 被災度区分判定実施体制を整備する										
② 被災度区分判定調査を実施する										
③ 判定調査結果等を集約し、改築等の実施計画を作成する										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
2週間以内～6ヶ月以内	
① 被災度区分判定実施体制を整備する	
☐ 営繕課 各施設所管課	施設管理者は、建築物等の被害状況及び応急危険度判定の結果を踏まえ、施設機能の維持のために被災度区分判定調査を実施すべきか否かを決定する。
☐ 営繕課 各施設所管課	「要被災度区分判定実施施設リスト」を作成する。
ポイント <外部委託業者の選定> 被災度区分判定の業務には専門的な構造の知識が必要となるため、構造設計事務所に業務を委託する必要がある。そのため、同様の業務を委託する他部署と委託先が重ならないように配慮するとともに、区内だけでなく区外の設計事務所を選択するなど、柔軟な対応が求められる。	
2週間以内～6ヶ月以内	
② 被災度区分判定調査を実施する	
☐ 営繕課	作成した「要被災度区分判定実施施設リスト」に基づき、被災度区分判定調査を実施する。
ポイント <被災度区分判定調査の基準> 被災度区分判定調査は「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（国土交通省住宅局建築指導課）に基づき実施する。	
2週間以内～6ヶ月以内	
③ 判定調査結果等を集約し、改築等の実施計画を作成する	
☐ 営繕課 各施設所管課	判定調査結果を集約し、災害対策本部（震災復興本部）及び施設管理者に報告する。
☐ 営繕課 各施設所管課	判定調査結果に基づき、施設の改修、改築等の実施計画を作成する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

8. 区管理土木施設の被害状況（概況）の把握

実施担当課:土木部全課

更新担当課:管理課

業務概要

- 震災による土木施設(道路・橋梁及び護岸等)の被害概況を把握し、必要な場合には速やかに二次災害防止のための緊急的な措置を行う。
- 被害概況把握の結果から必要な場合には、速やかに復旧優先度判定を実施するとともに、緊急的な対応措置を講じる。
- 国の復旧事業に該当する施設については、被害概況に関して都を通して国に報告し、復旧についての支援を申請する。

事前対策

- 土木施設のリスト ■
- 点検簿 ■
- 点検用具（「土木部震災対策の手引き」による） ■
- 点検のための移動車両（自転車含む） ■

準備すべき物品・データ・様式等

- 土木部震災対策の手引き ■
- 住宅地図 ■
- 災害手帳 ■
- 通信機器 □

関連資料・情報等

- 災害復旧事業フロー図 □
(資料1-15)

都の支援体制

担当課:東京都建設局河川部防災課、道路管理部保全課

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する区市町村の窓口、事業の指導

第1章 復興体制の構築

行動手順

行動プロセス（概要）									
業務概要	実施期間		発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
			1年	2年					
① 被害状況調査により概況を把握し、応急措置を行う			■						
② 区管理土木施設の被害状況（概況）調査結果を報告する			■	■	■	■	■	■	■

行動内容（詳細）	
発災直後～72時間以内	
① 被害状況調査により概況を把握し、応急措置を行う	
☐ 土木部全課	優先度の高い土木施設の概況調査を速やかに行い、災害対策本部に報告する。
☐ 土木部全課	二次災害防止のため応急処置が必要な場合、速やかに応急措置を実施する。
ポイント	<事前準備> 土木部震災の手引きの見直しや更新を行なう。被災調査や情報伝達、土木部本部運営などの訓練を実施する。
発災直後～2ヶ月以内	
② 区管理土木施設の被害状況（概況）調査結果を報告する	
☐ 土木部全課	災害対策本部（震災復興本部）に区管理土木施設の被害状況（概況）を報告する。
ポイント	<土木部震災対策の手引きの周知> 手引きを周知し、様式類の使い方や集計方法を誰もが実践できるように訓練を実施する。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

9. 区管理土木施設の復旧優先度判定の実施

実施担当課: 土木部全課

更新担当課: 管理課

業務概要

○ 区管理土木施設の被害の状況に応じ、必要な場合は速やかに復旧優先度判定を実施するとともに、二次災害防止のための緊急的な対応措置を講じる。

事前対策

- 対象となる土木施設の施設概要資料 ☒
- 土木施設の復旧優先度判定の講習の実施及び判定実施体制の整備等 ☐
- 人員確保、応援体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 土木施設リスト ☒
- 施設概要資料 ☒
- 住宅地図 ☒
- 施設点検調査表 ☒
- 判定用機材(カメラ等) ☒
- 応急修理用資機材 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	年	年
① 区管理土木施設の巡視・巡回実施の準備を行う		☒								
② 区管理土木施設の巡視・巡回を実施する		☒								
③ 判定調査結果等を集約し、報告する		☒								
④ 二次災害防止のための措置を行う		☒								

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
1時間以内～72時間以内	
① 区管理土木施設の巡視・巡回実施の準備を行う	
☐ 土木部全課	土木施設被害情報を把握し、調査地区(施設)を選定する。
☐ 土木部全課	調査人員調整及び班編成を行う。
ポイント	<事前準備> 調査の必要な避難所等への緊急輸送道路や護岸等を選定した調査図の見直しや更新を行う。
1時間以内～72時間以内	
② 区管理土木施設の巡視・巡回を実施する	
☐ 土木部全課	土木施設の巡視・巡回により、施設被害状況を調査する。
☐ 土木部全課	土木施設の巡視・巡回により、監視・警戒・復旧要否等を調査する。
ポイント	<事故の防止> 調査は必ず複数人員で事故防止に配慮しながら行う。事故による人員減は復旧作業に影響を及ぼす。
1時間以内～72時間以内	
③ 判定調査結果等を集約し、報告する	
☐ 土木部全課	災害対策本部に土木施設被害状況及び監視・警戒・復旧要否等を報告する。
☐ 災害対策本部	災害対策本部は、必要に応じて都に情報提供する。
ポイント	<資源の把握> 人員、協力会社の数、材料調達の可能性などを調査する。
1時間以内～72時間以内	
④ 二次災害防止のための措置を行う	
☐ 土木部全課	判定結果に基づき、二次災害防止のための応急措置を行う。

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

10. 区管理土木施設の維持・復旧を行う

実施担当課:土木部全課

更新担当課:管理課

業務概要

- 震災による土木施設の被害調査（概況）結果に基づき、維持・復旧を行う。
- 国の復旧事業に該当する土木施設については、詳細調査を行い、都を通して国に報告し、災害復旧事業に関する国庫補助業務を行う。

事前対策

- 土木施設等のリスト ☒
- 点検簿 ☒
- 点検用具（「土木部震災対策の手引き」による） ☒
- 点検のための移動車両（自転車含む） ☒
- 設計コンサルタントとの災害協力協定 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区土木部震災対策の手引き ☒
- 住宅地図 ☒
- 災害手帳 ☒
- 通信機器 ☐

関連資料・情報等

- 災害復旧事業フロー図（資料1-15） ☐

都の支援体制

担当課:東京都建設局河川部防災課、道路管理部保全課

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する区市町村の窓口、事業の指導

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 施設維持(復旧)計画を策定し、施設維持(復旧)を行う										
② 国の災害復旧事業に関する調査を行う										
③ 災害復旧事業に関する国庫補助業務を行う										
行動内容（詳細）										
1時間以内～1週間以内										
① 施設維持(復旧)計画を策定し、施設維持(復旧)を行う										
☐ 土木部全課 要監視・警戒・復旧施設を選定する。										
☐ 土木部全課 施設維持(復旧)計画を策定する。										
☐ 土木部全課 施設維持(復旧)計画について調整し、決定する。										
☐ 土木部全課 施設維持(復旧)を行う。										
☐ 土木部全課 土木施設被害状況を災害対策本部に報告する。										
ポイント ＜国や都の状況把握＞ 国や都の管理施設（道路・護岸等）の被災状況、復旧計画を把握し、区の計画に反映させる。										
1時間以内～1週間以内										
② 国の災害復旧事業に関する調査を行う										
☐ 土木部全課 国の災害復旧事業に該当する施設の詳細調査を行う。										
☐ 土木部全課 国の災害復旧事業準備のため、都に詳細調査の結果を報告する。										
ポイント ＜災害協力協定の締結＞ 災害復旧事業を円滑に進めるためには、ノウハウのある設計コンサルタントの協力を確保する。										
1時間以内～1週間以内										
③ 災害復旧事業に関する国庫補助業務を行う										
☐ 土木部全課 災害復旧事業に関する国庫補助業務を行う。										
ポイント ＜事前準備＞ 国庫補助業務の進め方を職員に周知する。										

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

11. まちの復旧・復興状況の把握

実施担当課: 企画課、総務課、危機管理室、都市計画課、建築課、管理課、施設管理者

更新担当課: 企画課

業務概要

- 被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取り組みが進められることとなる。
- このため、市街地や住宅の復興過程においては、道路や橋梁をはじめとする社会公共施設や建物などについて、復興の進捗状況を適宜把握して、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。

事前対策

- 各調査の実施を依頼する部課一覧の作成 ☒
- 調査内容と調査方法の検討 ☐
- 復興事業に関する補助金制度などの把握 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 建築確認データ ☒
- 都市復興状況確認データ ☐

関連資料・情報等

- 各調査の実施を依頼する部課の一覧（案）（資料1-16） ☒
- 公共土木費施設災害復旧事業国庫負担法（資料1-17） ☒

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課他関係各局担当課

- ① 都有施設の復旧・復興状況を把握し、情報提供

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 社会公共施設等の被災・復旧状況の概要を把握する										
② 建築動向を把握する										
③ 社会公共施設等の被災・復旧状況の詳細を把握する										
④ 都市復興状況を把握する										
⑤ 復興計画の進行を管理する										
⑥ まちの復興状況を公表する										

行動内容（詳細）	
1時間以内～2ヶ月以内	
① 社会公共施設等の被災・復旧状況の概要を把握する	
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 管理課 施設管理者	道路や橋梁を初めとする社会公共施設について、所管課で現地調査を行い、被災・復旧状況を把握し、災害対策本部（震災復興本部）に報告する。
ポイント <被災・復旧状況の把握> 所管課は、それぞれ定められた行動手順に従い、被災・復旧状況を把握する。	
1時間以内～2ヶ月以内	
② 建築動向を把握する	
☐ 企画課 総務課 危機管理室 都市計画課 建築課 管理課	建築確認申請件数や確認状況について一定期間ごとに集約し、建築動向を把握し、震災復興本部に報告する。

第1章 復興体制の構築

1時間以内～2年以降

③ 社会公共施設等の被災・復旧状況の詳細を把握する

- | | |
|---|--|
| ☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課
施設管理者 | 道路や橋梁をはじめとする社会公共施設について、被災・復旧状況を把握するための詳細調査を行い、震災復興本部に報告する。 |
| <hr/> | |
| ☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課
施設管理者 | その他生活関連施設について、被災・復旧状況を調査し、震災復興本部に報告する。 |

ポイント

<調査の実施時期>

調査は6か月、1年、3年、5年という単位で実施する。

1時間以内～2年以降

④ 都市復興状況を把握する

- | | |
|--|--|
| ☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 | 震災復興本部は各所管課からの報告を集約し、復興対象地区区分の指定をした場合は、区分ごとに市街地の復興状況を把握する。 |
|--|--|

1時間以内～2年以降

⑤ 復興計画の進行を管理する

- | | |
|--|--|
| ☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 | 震災復興本部は、復旧・復興の進捗状況を把握し、復興計画及び施策の進行管理を行う。 |
| <hr/> | |
| ☐ 施設管理者 | 各施設管理者は本部の方針を受けて、所管する社会公共施設等の復旧・復興にあたる。 |

ポイント

<復旧・復興の進行管理>

被災前の状況把握に努めるとともに、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図るよう留意する。

第1章 復興体制の構築

1時間以内～2年以降

⑥ まちの復興状況を公表する

- | | |
|--|---|
| ☐ 企画課
総務課
危機管理室
都市計画課
管理課 | 震災復興本部はまちの復興状況について、報道機関及び区ホームページ、区報等を通じて、適宜区民にわかりやすく公表する。 |
|--|---|

第1章 復興体制の構築

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

12. 住民生活の再建状況等の把握

実施担当課: 福祉課、経済課、区民課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、関係各課

更新担当課: 福祉課

業務概要

- 各所管は、被災住民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。
- また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど住民生活の再建状況や問題点についての情報収集を行う。

事前対策

- 調査方法、調査票案の検討 ☐
- ボランティア等の受入体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 調査票 ☐
- 腕章 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 福祉保健局生活福祉部計画課

- ① フォロー調査の実施について被災区市町村と協議し、要請があれば応援体制を整備

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 各種支援施策の適用状況を集約する										
② 被災者生活の実態を調査する（フォロー調査）										
③ その他住民生活の再建状況等に関する情報を集約し、整理する										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内	
① 各種支援施策の適用状況を集約する	
☐ 福祉課 ☐ 経済課 ☐ 区民課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課 ☐ 関係各課	各所管は住民生活の再建のために実施した施策の適用状況を把握し、震災復興本部へ報告する。
ポイント <復興施策への反映> 震災復興本部は、各所管の支援施策の適用状況を集約し、復興計画や復興施策に反映する。	
2ヶ月以内～6ヶ月以内	
② 被災者生活の実態を調査する（フォロー調査）	
☐ 福祉課 ☐ 経済課 ☐ 区民課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課 ☐ 関係各課	被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について都と協議・検討を行う。
2ヶ月以内～2年以降	
③ その他住民生活の再建状況等に関する情報を集約し、整理する	
☐ 福祉課 ☐ 経済課 ☐ 区民課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課 ☐ 関係各課	住民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、住民生活の再建状況等及び問題点について整理し、震災復興本部へ報告する。
ポイント <復興施策の進行管理> 震災復興本部は、区民生活の再建状況等の調査結果に基づき、復興計画や復興施策の進行管理を行う。	

第1章 復興体制の構築

第3節 リ災証明の発行

1. リ災証明発行の準備

実施担当課: 区民課、経済課、まちづくり推進課、住宅課、関係各課

更新担当課: 区民課

業務概要

- リ災証明発行を円滑に実施するため、関係機関による「リ災証明発行に関する調整会議」を設置し、家屋・住家被害状況調査の実施状況やリ災台帳の作成状況等を確認する。
- また、応急危険度判定や住家被害状況調査の実施結果に加え、固定資産税関連情報や建築確認状況等に基づき、リ災台帳を完成させるとともに、リ災証明を発行する体制を整備する。

事前対策

- 防災、都市計画、建築、課税、住民、福祉等の関係課及び消防署、都税事務所との連携及び「リ災証明発行に関する調整会議」の設置に係る事前検討 ☐
- リ災台帳様式等の作成と発行システムの検討 ☐
- リ災証明関係様式の準備 ☐
- リ災証明発行体制の検討（人員確保、応援体制等） ☐
- リ災証明発行会場の事前指定 ☐
- 問い合わせ窓口の設置 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 家屋・住宅被害状況のデータベース ☐
- 住宅地図 ☒
- 被害状況調査用機材 ☐
- 自転車などの移動手段 ☐

関連資料・情報等

- リ災証明発行に係る流れ（案）（資料1-18） ☐

都の支援体制

担当課: 主税局(都税事務所)①②、都市整備局①②、東京消防庁(消防署)①③

総務局総合防災部防災管理課

- ① 「リ災証明発行に関する調整会議」への参加
- ② 区市町村の要請に基づく固定資産税関連情報または建築確認関連情報の提供
- ③ 家屋・住家被害状況調査（火災）結果の提供
- ④ 「リ災証明発行に関する調整会議」及びリ災台帳作成の総合調整・助言

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① リ災台帳作成の準備を行う										
② リ災台帳を作成する										
③ リ災証明書発行体制を確保する										
④ リ災証明書発行について広報する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① リ災台帳作成の準備を行う	
☐ 区民課 経済課	リ災台帳作成に向け、家屋・住家の被害状況結果等を把握する。
☐ 区民課 経済課	リ災対象戸(世帯)数を算定する。
☐ 区民課 経済課 まちづくり推 進課 住宅課	リ災台帳作成について、「リ災台帳発行に関する調整会議」を開 設し調整する。
☐ 区民課 経済課	リ災証明の発行に必要な固定資産税関連情報の提供について、都 税事務所に要請する。
☐ 区民課 経済課	リ災台帳用入力端末数を調整する。
1週間以内～2ヶ月以内	
② リ災台帳を作成する	
☐ 区民課 経済課	応急危険度判定や住家被害状況調査等の実施状況、固定資産税関 連情報、建築確認状況等に基づき、リ災台帳(CSV出力データ編 集)を作成する。
☐ 区民課 経済課	リ災台帳を印刷する。

第1章 復興体制の構築

1週間以内～2ヶ月以内	
③ リ災証明書発行体制を確保する	
☐ 区民課 経済課	消防署との共同発行窓口設置に関する事項などの検討・調整を行う。
☐ 区民課 経済課	調整会議で共同発行窓口の開設、場所及び設置時期の選定・検討、調整を行う。
☐ 関係各課	被害状況等の事項入力を行い、災害情報システムを整備する。
1週間以内～2ヶ月以内	
④ リ災証明書発行について広報する	
☐ 区民課	リ災証明発行と被災者への支援内容等について、広報誌やホームページ等で広報する。
☐ 区民課	政・広報班に対し、リ災証明書発行に関する広報要請及び要請事項について調整する。

第1章 復興体制の構築

第3節 リ災証明の発行

2. リ災証明の発行

実施担当課: 区民課、経済課、まちづくり推進課、住宅課

更新担当課: 区民課

業務概要

- リ災台帳に基づき、リ災証明を発行する。
- なお、被災者から再調査の申請が出された時は、被災者等の立会いを要請し、住家被害状況の再調査を実施する。

事前対策

- リ災証明発行に関する訓練 ☐
- 人員確保、応援体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- リ災台帳 ☐
- リ災証明書申請書書式 ☒
- リ災証明書書式 ☒
- 住民基本台帳端末 ☒
- 再調査実施要領 ☐
- 固定資産税台帳 ☐
- 住宅地図 ☒
- 筆記用具一式 ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課

- ① リ災証明の発行に関する総合調整・助言

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① リ災証明を発行する										
② 住家被害状況の再調査を行う										
③ リ災証明書の再発行を行う										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～2年以降	
① リ災証明を発行する	
☐ 区民課 経済課	リ災証明書共同発行窓口を設置する。
☐ 区民課 経済課	リ災台帳に基づき、リ災証明を発行する。
☐ 区民課 経済課	発行窓口設置状況の報告及び消防署員の派遣調整等消防に対する報告(調整)を行う。
☐ 区民課 経済課	窓口における被災者対応(口頭聴取)を行う。
☐ 区民課 経済課	被災状況の照合(リ災台帳照合)を行う。
2ヶ月以内～2年以降	
② 住家被害状況の再調査を行う	
☐ 区民課 経済課	再調査要員数を算定する。
☐ 区民課 経済課 まちづくり推 進課 住宅課	リ災内容について再調査の申請が出されたときは、被災者等の立会いを要請し、住家被害状況の再調査を実施する。
2ヶ月以内～2年以降	
③ リ災証明書の再発行を行う	
☐ 区民課 経済課	住家被害状況の再調査の結果に基づき、リ災証明内容に変更が生じた場合は、リ災証明を再発行する。

第1章 復興体制の構築

第4節 震災復興計画の策定

1. 震災復興計画の策定

実施担当課: 企画課、財政課、総務課、都市計画課、管理課、関係各課

更新担当課: 企画課

業務概要

- 震災復興本部長は速やかに、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「江東区震災復興基本方針」を策定し、公表する。
- 復興本部は、江東区震災復興基本方針に基づき「震災復興計画」及び「特定分野復興計画」を策定する。
- 震災復興計画は復興に係る本区の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く区民の声を聴き、その意見を反映する。
- また、特定分野計画は、都市復興等の特定分野について、震災復興計画との整合性を配慮して策定する。

事前対策

- 被害状況を想定、及び震災復興基本方針原案の作成を依頼する部課一覧の作成 ☐
- 震災復興基本計画（案）の項目・内容等の検討 ☐
- 区民への提示方法、意見聴取方法等の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 都の基本方針案 ☐
- 江東区長期計画等の基本計画 ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課、都市整備局市街地整備部企画課

- ① 広域自治体として復興施策に係る「東京都震災復興基本方針」の決定
- ② 長期的視野に立った都民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要なソフト、ハードの総合的な施策を内容とした「東京都震災復興計画」の策定

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 震災復興基本方針を決定し、公表する										
② 震災復興計画（案）を検討する										
③ 計画（案）を公表し、区民意見等を反映する										
④ 震災復興計画を策定する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 震災復興基本方針を決定し、公表する	
☐ 企画課 財政課 総務課 都市計画課 管理課	災害対策本部（震災復興本部）からの情報等をもとに、関係各課に対して震災復興基本方針原案の作成を依頼する。
☐ 企画課 財政課 総務課 都市計画課 管理課	関係各課の作成した原案を取りまとめ、調整後、震災復興基本方針案として震災復興本部会議に付議する。
☐ 企画課 財政課 総務課 都市計画課 管理課	本部長は、震災復興本部会議での審議後、震災復興基本方針を決定し、公表する。
ポイント <震災復興基本方針の策定> 区民・事業者・区がまちのあるべき姿を共有することが必要であり、そのために復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にする必要がある。また、区政運営の総合的な指針である江東区基本構想に留意するとともに都の震災復興基本方針と整合を図る。	
<震災復興基本方針の公表> 公表する際は、復興メッセージの発信（広報）の仕方を検討する。	

第1章 復興体制の構築

2週間以内～6ヶ月以内

② 震災復興計画（案）を検討する

- ☐ 企画課
財政課
総務課
都市計画課
管理課
- 本部長は、震災復興計画の策定方針を関係各課に示し、計画の作成を依頼する。

- ☐ 関係各課
- 関係各課は、策定方針を受け、計画内容について企画課と調整し案を作成する。

- ☐ 企画課
- 企画課は、計画案をとりまとめる。

- ☐ 財政課
- 財政課は、財政計画を作成する。

ポイント <既往計画との調整>

都の震災復興計画や先行して進む可能性が高い都市計画等に関する江東区都市復興基本計画（骨子案）と整合を図る。また、江東区長期計画等既往計画に留意する必要がある。

<関係機関との連携>

危機管理室と連携を密にするとともに、都や他区のほか、関係機関との連携を図ることに留意する。

2週間以内～6ヶ月以内

③ 計画（案）を公表し、区民意見等を反映する

- ☐ 企画課
財政課
総務課
都市計画課
管理課
- 震災復興計画案を区民に提示し、区民の意見を反映する。

ポイント <計画案の提示と区民意見の反映>

内閣府の「復興対策マニュアル」等を参考に、区民の意見を十分に反映できる手法を検討する。

2週間以内～6ヶ月以内

④ 震災復興計画を策定する

- ☐ 本部長
企画課
財政課
総務課
都市計画課
管理課
- 本部長は、震災復興本部会議での審議後、震災復興計画を策定し、公表する。

ポイント <関係機関との連携>

危機管理室と連携を密にするとともに、都や他区のほか、関係機関との連携を図ることに留意する。

第1章 復興体制の構築

第5節 財政方針の策定

1. 財政方針の策定

実施担当課: 財政課、関係各課

更新担当課: 財政課

業務概要

- 復興に関する財政需要を把握し、予算措置、財源対策及び特例措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等の基礎資料とする。

事前対策

- 応急復旧・復興事業に関する財政需要見込額の算定方法の検討 ☐
- 緊急時の予算執行方法及び契約事務の推進方法の検討 ☐
- 緊急時における予算要求手続きの検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 江東区災害対策等緊急起工処理要綱（資料1-20） ☒
- 緊急時における契約手続き等について（資料1-21） ☒

都の支援体制

担当課: 総務局行政部区政課

- ① 区市町村の財政方針の策定に係る技術的な助言

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 応急復旧事業に関する財政需要を把握する										
② 震災復興事業に関する財政需要を把握する										
③ 震災復興基本計画に関する財政規模を把握し、予算執行方針を策定する										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
① 応急復旧事業に関する財政需要を把握する	
☐ 関係各課	関係各課は、緊急を要する応急復旧事業及び被災者支援事業に係る財政需要を算定し、財政課に報告する。
☐ 財政課	財政課は、報告のあった需要量を取りまとめ、災害対策本部（震災復興本部）に報告する。
☐ 財政課	緊急度の高い対策に要する必要額を確定し、予算の重点配分化、流用等の具体的な予算執行方針案を策定し、震災復興本部に報告する。
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
② 震災復興事業に関する財政需要を把握する	
☐ 関係各課	関係各課は、復興初動期の段階で災害復興事業に係る財政需要を算定し、財政課に報告する。
☐ 財政課	財政課は、報告のあった需要量を取りまとめ、震災復興本部に報告する。
☐ 財政課	緊急度の高い対策に要する必要額を確定し、予算の重点配分化、流用等の具体的な予算執行方針案を策定し、震災復興本部に報告する。
1ヶ月以内～6ヶ月以内	
③ 震災復興基本計画に関する財政規模を把握し、予算執行方針を策定する	
☐ 関係各課	関係各課は、震災復興計画に盛り込まれる各災害復興事業に係る財政需要を算定し、財政課に報告する。
☐ 財政課	震災復興基本計画に盛り込まれる各事業に必要な予算額を算定し、震災復興本部に報告する。
☐ 財政課	緊急度の高い対策に要する必要額を確定し、予算の重点配分化、流用等の具体的な予算執行方針案を策定し、震災復興本部に報告する。

第1章 復興体制の構築

第5節 財政方針の策定

2. 財源の確保

実施担当課: 財政課

更新担当課: 財政課

業務概要

- 応急復旧・復興事業については、巨額の費用と大幅な税収減が想定されるため、できる限りの措置を講じて財源を確保する。
- また、復旧・復興財政需要に対応するために、既存の制度の枠内で措置可能なものについては、速やかに必要事項をとりまとめ、国及び都に要望する。既存の制度の枠を越える特定措置を設けなければならないものについても、早期に要望する。

事前対策

- 国や都に要望すべき特例措置の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 起債に関する手続き										
② 国庫補助金等の特例措置の要望										

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～6ヶ月以内	
① 起債に関する手続き	
☐ 財政課	災害復旧事業債、歳入欠陥等債、減収補てん債、転貸債などに関して、必要な基礎数値を算定する。
☐ 財政課	起債申請等所要手続き及び都と協議を行う。
1ヶ月以内～6ヶ月以内	
② 国庫補助金等の特例措置の要望	
☐ 財政課	震災復興本部は、起債及び交付税、国庫補助金等に関する特別措置について庁内の要望事項を取りまとめ、国及び都に要望する。

第1章 復興体制の構築

第5節 財政方針の策定

3. 復興基金の創設

実施担当課：総務課、財政課

更新担当課：総務課

業務概要

- 都では、行政が取り組む被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策を補完し、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生するため、発災後、復興基金を創設する予定である。
- 区は、都等と協議のうえ、共同で震災復興基金を設立し、総合的な復興対策を長期的視点に立って、機動的かつ弾力的に推進する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
	○ 財団法人〇〇〇〇大震災復興基金（案）について（資料1-22） ☐ ○ 財団法人〇〇〇〇大震災復興基金寄附行為（案）（資料1-23） ☐ ○ 阪神淡路大震災復興基金事業の概要（資料1-24） ☐

都の支援体制

担当課：総務局総合防災部防災管理課

- ① 財団設立を速やかに行うための組織、規定案の事前検討〔事前〕
- ② 復興基金に関する関係部局及び区市町村との協議
- ③ 運用財産の運用方法の検討

行動手順

行動プロセス（概要）											
業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年	
① 復興基金創設を決定する						■					
② 復興基金創設に係る予算措置をとる						■	■	■	■	■	■
③ 財団法人を設立し、事業を開始する						■	■	■	■	■	■
④ 財団法人を解散する						■	■	■	■	■	■

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内	
① 復興基金創設を決定する	
☐ 総務課 ☐ 財政課	震災復興基金の創設について、都等と協議を行う。 ・基金を設立する地方公共団体（発起人） ・基本財産の総額と地方公共団体の出捐金額 ・運用財産の総額と地方公共団体の貸付金額 ・その他設立準備委員会に関すること等
2ヶ月以内～2年以降	
② 復興基金創設に係る予算措置をとる	
☐ 総務課 ☐ 財政課	震災復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための予算措置を講ずる。
2ヶ月以内～2年以降	
③ 財団法人を設立し、事業を開始する	
☐ 総務課 ☐ 財政課	財団法人の設立及び事業実施に協力する。
2ヶ月以内～2年以降	
④ 財団法人を解散する	
☐ 総務課 ☐ 財政課	復興が進み、住民生活が安定し、復興基金事業を継続する必要性がなくなったときは、財団解散の協議に応じるとともに、財団の精算について協力する。

第1章 復興体制の構築

第6節 人的資源の確保

1. 人的資源の確保

実施担当課:職員課、企画課、関係各課

更新担当課:職員課

業務概要

- 震災復興事業の実施にあたっては、通常業務に加えて膨大な事務が相当期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。このため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置することにより発生する事務を処理する。
- 職員では対処しきれない場合には、他の自治体等に対して職員の派遣を要請し、さらに不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

事前対策

- 派遣職員の受入体制の検討 ☐
- 応急対応から震災復興事業までの流れを通じた、震災の規模に対応した職員の配置の計画作成 ☐
- 人員が特に不足されと考えられる分野や職種についての事前検討、及び人員確保方法の計画 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 ☒
- 江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定 ☒
- 江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定 ☒

関連資料・情報等

- 職員派遣に関する協定書 ☐
- 派遣職員の受入れの流れ（資料1-25） ☐

都の支援体制

担当課：総務局行政部区政課・市町村課①③、総務局人事部人事課・調査課②

- ① 区市町村からの要請に基づき職員を派遣
- ② 都で対応できない場合は、国に他の地方公共団体からの職員派遣の斡旋を要請
- ③ 派遣協定書様式の検討〔事前〕

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 職員配置を調整する										
② 派遣職員を要請する										
③ 応援職員を受入れ、調整する										
④ 臨時職員の雇用等を行う										

行動内容（詳細）	
24時間以内～1ヶ月以内	
① 職員配置を調整する	
☐ 職員課 企画課 関係各課	関係各課に対し、事務量が大幅に増加する部署等を調査し、必要な職員の職種・人数・期間等を把握する。
☐ 職員課 企画課	職員の配置調整を行う。
24時間以内～1ヶ月以内	
② 派遣職員を要請する	
☐ 職員課 企画課	対応する職員が不足する場合には、都及び他の自治体に対し職員の派遣要請を行う。
2週間以内～1ヶ月以内	
③ 応援職員を受入れ、調整する	
☐ 職員課 企画課	応援職員の配置を決定する。
1ヶ月以内～2年以降	
④ 臨時職員の雇用等を行う	
☐ 職員課 企画課	他の自治体からの職員の派遣等によっても不足を補うことが困難である場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

第1章 復興体制の構築

第7節 用地の確保・調整

1. 用地の確保・調整

実施担当課:防災課、経理課、関係各課

更新担当課:防災課

業務概要

- 被災直後の避難誘導及び救助活動、その後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかに被害状況の把握に努め、必要なオープンスペースを確保し、住民に対し土地の利用用途や立入制限を周知する等、必要な措置を講じる。
- また、各種応急・復旧対策や復興対策が円滑に進むよう、関係各課及び都との連携を密にしながら各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、計画的な用地等の確保・調整を行う。

事前対策

- 震災後対策に必要となる利用可能な区有地の事前把握 ☐
- 区有地以外を利用する場合に必要となる土地の一時使用に係る契約書（ひな型）の作成 ☐
- 土地の一時使用に係る契約書（案）の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 公有地リスト ☐
- 利用状況報告書 ☐
- 土地の一時使用に係る契約書 ☐
- 土地利用現況図
- 住宅地図

関連資料・情報等

- オープンスペース等利用計画の策定（資料1-26） ☐
- 事前用地調整方針（資料1-27） ☐
- 震災対策に必要な用地の例（資料1-28） ☐

都の支援体制

担当課:総務局総合防災部防災管理課他関係各局

- ① 震災時に利用可能な用地の事前把握と区市町村と調整の上、都オープンスペース利用計画案の充実〔事前〕
- ② 災害時における事前用地調整方針の策定
- ③ 応急・復旧・復興対策等に伴う全体的な用地調整・確保

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 被災状況・土地利用状況を把握する										
② 用地需要を集約し、調整する										
③ 継続的に状況を把握し、調整する										

行動内容（詳細）	
24時間以内～3ヶ月以内	
① 被災状況・土地利用状況を把握する	
☐ 防災課 経理課	被害状況を速やかに把握し、救出・救助部隊の活動拠点等、緊急に必要とされる用地を確保する。
☐ 防災課 経理課	被災地域において、避難場所、野外受入施設の設置場所等として緊急に使用された用地の利用状況を把握する。
☐ 防災課 経理課	用地が不足している場合は、国、都、公社、民間用地についても対象にし、オープンスペースの確保に努める。
ポイント	<土地利用状況の把握> 事業者が利用している空地についても情報提供を求め、利用条件や利用予定期間を把握する。
1週間以内～6ヶ月以内	
② 用地需要を集約し、調整する	
☐ 防災課 経理課	被害状況と都オープンスペース等利用計画などを参考に必要に応じて現地調査を実施する。
☐ 防災課 経理課	応急対策や復興対策などの使用目的ごとに、面積、使用予定期間、所在地等一覧を作成する。
ポイント	<土地利用の調整> 利用条件に適した土地があれば、直ちに所有者を確認し、利用に関する交渉を行うなど、調整に努める。
2週間以内～2年以降	
③ 継続的に状況を把握し、調整する	
☐ 防災課 経理課	用地使用状況の集約・整理及び需要・供給に係る都との調整を継続的に実施する。
ポイント	<継続的な情報把握と調整> 関係各課や事業者等との情報交換を継続的に行い、空地の継続的な利用について調整する。

第1章 復興体制の構築

第8節 がれき等の処理

1. がれき等の処理の準備

実施担当課: 清掃リサイクル課、温暖化対策課、環境保全課、清掃事務所

更新担当課: 清掃リサイクル課

業務概要

- 震災による建物の倒壊・焼失及び解体により発生するがれきを適正に処理し、応急対策や復旧・復興を円滑に進める。
- 処理の準備にあたっては「がれき処理基本計画」を策定し、がれきの処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続等を周知する。

事前対策

- 「江東区がれき処理マニュアル」の作成 ☒
- 収集運搬及び処分業者（団体）等との協力関係の確認（協定等） ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区がれき処理マニュアル ☒

関連資料・情報等

- 東京都地域防災計画 ☐
- 東京都震災復興マニュアル ☐

都の支援体制

担当課: 環境局廃棄物対策部資源循環推進課

- ① 区市町村のがれき処理全体の基本方針を示す「がれき処理基本計画」の策定

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① がれきの発生量を推計し、がれき処理の需要を把握する										
② 用地状況及び用地使用要否など、がれき仮置場用地調査を行う										
③ がれき調査結果を基に、がれき処理基本計画を策定する										
④ 解体等受付窓口を設置し、住宅等の解体・撤去申請受付を行う										
⑤ 建物解体・がれき処理活動の体制を確保する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～2ヶ月以内	
① がれきの発生量を推計し、がれき処理の需要を把握する	
☐ 環境清掃部全 建物被害状況、がれき発生状況及び要請事項を集約する。 課	
☐ 環境清掃部全 がれき発生量の推計を行う。 課	
☐ 環境清掃部全 がれき仮置場候補地及び調査地区を選定する。 課	
1週間以内～2ヶ月以内	
② 用地状況及び用地使用要否など、がれき仮置場用地調査を行う	
☐ 清掃リサイクル 用地状況及び用地使用要否など、がれき仮置場用地調査を行う。 ル課 清掃事務所	

第1章 復興体制の構築

1週間以内～2ヶ月以内

③ がれき調査結果を基に、がれき処理基本計画を策定する

- ☐ 清掃リサイクル がれき処理部会設置、東京都がれき処理基本計画、解体等の国庫
ル課 補助措置事項など、都がれき対策事項を集約する。
清掃事務所
- ☐ 清掃リサイクル がれき仮置場及び解体等受付窓口設置場所を選定する。
ル課
清掃事務所
- ☐ 清掃リサイクル 要人員・資機材等を算定する。
ル課
清掃事務所
- ☐ 清掃リサイクル がれき処理基本計画を策定する。
ル課
清掃事務所
- ☐ 環境清掃部全 政・広報班に対し、解体等受付窓口に関する広報を要請し、要請
ル課 事項に関する調整を行う。

ポイント

＜法令に基づく適正な処理＞

がれき処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物処理や再資源化などに関する法令に基づき、適切な処理を行う。

1ヶ月以内～6ヶ月以内

④ 解体等受付窓口を設置し、住宅等の解体・撤去申請受付を行う

- ☐ 清掃リサイクル 解体等受付窓口の設置準備及び設置を行う。
ル課
清掃事務所
- ☐ 清掃リサイクル 解体・撤去申請受付を行う。
ル課
清掃事務所

第1章 復興体制の構築

1ヶ月以内～6ヶ月以内

⑤ 建物解体・がれき処理活動の体制を確保する

- ☐ 清掃リサイクル 延床面積の集計、解体・撤去受付件数等を報告する。
ル課
清掃事務所
- ☐ 環境清掃部全 仮置場搬入量の集計、搬入不可がれき量を推計する。
課
- ☐ 環境清掃部全 用地管理者に対し、がれき仮置場設置に関する協力を要請し、要
課 請事項に関する調整を行う。
- ☐ 環境清掃部全 都に対し、都がれき仮置場の提供を要請し、要請事項に関する調
課 整を行う。
- ☐ 環境清掃部全 建物解体・がれき撤去・搬送等の処理業務契約など、各処理業務
課 調整活動を調整する。
- ☐ 環境清掃部全 解体・撤去作業日程を作成する。
課

第1章 復興体制の構築

第8節 がれき等の処理

2. がれき等の処理の実施

実施担当課: 清掃リサイクル課、温暖化対策課、環境保全課、清掃事務所

更新担当課: 清掃リサイクル課

業務概要

- 「がれき処理基本計画」に基づき、がれき等の処理を実施する。
- 都及び関係機関等との広域的な連携の下で、法令に基づき適切な処理を推進する。

事前対策

- 「江東区がれき処理マニュアル」の作成 ☒
- 収集運搬及び処分業者（団体）等との協力関係の確認（協定等） ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区がれき処理マニュアル ☒

関連資料・情報等

- 東京都地域防災計画 ☐
- 東京都震災復興マニュアル ☐

都の支援体制

担当課:

- ① 仮置場に関する支援、最終処分に関する調整（区部）

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週間	週間	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	年	年
① 建物解体・がれき処理を行う										
② がれき処理（再利用・最終処分）計画を策定する										
③ がれきの運搬・搬出支援を行う										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2年以内	
① 建物解体・がれき処理を行う	
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	民間住家等のがれきについては、公費負担の対象や受付申請のための申請・相談窓口を設置し、対応する。また、処理業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	解体・がれき処理業者の受入を行う。
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	がれき処理活動事項について調整する。
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	処理業者の派遣管理を行う。
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	がれき処理進捗状況に関する連絡調整を行う。
☐ 清掃リサイクル課 清掃事務所	建物解体がれき等の処理状況、がれき仮置場状況、がれき処理進捗状況(破碎処理状況・分別作業状況)、がれきの撤去量・運搬量・分類別量など、がれき処理状況を報告する。
1ヶ月以内～2年以内	
② がれき処理（再利用・最終処分）計画を策定する	
☐ 環境清掃部全課	都がれき最終処分対策事項等を集約する。
☐ 環境清掃部全課	最終処分・再利用がれき量を集計する。
☐ 環境清掃部全課	都に対し、撤去・運搬量、仮置場搬入量及び仮置場状況を報告し、がれきの最終処分を調整する。
☐ 環境清掃部全課	再利用がれき処理業務調整を行う。
☐ 環境清掃部全課	がれき処理(再利用・最終処分)計画を策定する。
☐ 環境清掃部全課	業者選定及び金属屑売却契約、金属屑処理業務調整等活動調整(再利用がれき処理)を行う。
☐ 環境清掃部全課	再利用・最終処分作業日程を作成する。

第1章 復興体制の構築

1ヶ月以内～2年以内

③ がれきの運搬・搬出支援を行う

- | | |
|--|--|
| ☐ 清掃リサイクル課
清掃事務所 | がれき処理状況等に関する連絡調整を行う。 |
| ☐ 清掃リサイクル課
清掃事務所 | 廃木材・コンクリートがら・非再利用がれきの搬出状況、第三仮置場及び破砕処理施設への搬入状況、金属屑の搬出(引渡)状況、最終処分場への運搬状況など、がれき処理活動状況を報告する。 |
| ☐ 環境清掃部全課 | がれき処理事項を集約する。 |

第1章 復興体制の構築

第9節 広報・相談体制

1. 復興関係広報の実施

実施担当課：広報広聴課

更新担当課：広報広聴課

業務概要

- 復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に区民に提供するため、都及び関係機関とも緊密な連携を保ちながら、種々の広報活動を展開する。

事前対策

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ○ 住民への情報提供方法の検討 | ☐ |
| ○ 区報の印刷及び配布方法の検討 | ☐ |
| ○ C A T V及びFM放送との災害時における放送要請に関する協定の締結 | ☒ |
| ○ 被災情報の整理方法の検討 | ☐ |
| ○ 人員確保、応援体制の検討 | ☐ |

準備すべき物品・データ・様式等

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ○ 報道機関室（防災センター21会議室） | ☒ |
| ○ 簡易な広報紙作成のための機器 | ☒ |
| ○ ホワイトボード等（報道機関等への情報提供用） | ☒ |

関連資料・情報等

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ○ 災害時における放送要請に関する協定 | ☒ |
| ○ 震災復興本部情報 | ☐ |
| ○ 気象情報 | ☐ |
| ○ 安否情報（警察・消防等） | ☐ |

都の支援体制

担当課：生活文化スポーツ局広報広聴部広報課

- ① 被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった区市町村から要請があった場合における都の広報媒体で可能な支援

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 広報計画を策定する										
② 復興関係の広報を行う										

行動内容（詳細）	
1時間以内～2年以降	
① 広報計画を策定する	
☐ 広報広聴課	復旧・復興関連情報および各部要請事項等を集約する。
☐ 広報広聴課	区民に周知すべき事項(情報)を判別する。
☐ 広報広聴課	広報方法および広報実施地区を選定する。
☐ 広報広聴課	広報計画を策定する。
1時間以内～2年以降	
② 復興関係の広報を行う	
☐ 広報広聴課	報道機関に対し、復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報を提供する。
☐ 広報広聴課	CATV・FMを活用して、区民に復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等を周知する。
☐ 広報広聴課	ホームページやメールを活用して、区民に復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等を周知する。
☐ 広報広聴課	区報を活用して、区民に復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等を周知する。震災復興に関する情報を提供する。

第1章 復興体制の構築

第9節 広報・相談体制

2. 被災者総合相談所の設置

実施担当課: 広報広聴課

更新担当課: 広報広聴課

業務概要

- 被災者の様々な生活上の不安や問題を少しでも解消し、その生活の再建と安定を支援するため、総合的な相談業務を開始する。
- 広範囲な相談にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を提供できるよう、関係各課と連携を図り、被災者総合相談所（臨時窓口）を開設する。

事前対策

- 被災後1週間程度における相談内容を想定し、必要な相談業務を検討 ☐
- 総合相談所設置に伴う関係各課・関係団体との連絡体制及び役割分担の検討 ☐
- 特別法律相談所の開設に関する協定の締結 ☒
- 相談内容の記録書式の作成（「災害時用」と記入） ☐
- 相談の受付方法の検討 ☐
- 総合相談所の設置場所の検討 ☐
- 総合相談所における業務手順の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 専門家団体等の関係機関照会リスト ☐
- 六法全書 ☒
- 相談カード ☒
- 電話、FAX、PC（インターネット）の設備 ☐
- 相談所内のプライバシー確保のための必要な備品 ☐
- パンフレット設置等の什器 ☐

関連資料・情報等

- 相談業務に必要な各種チラシ等 ☐

都の支援体制

担当課: 生活文化スポーツ局広報広聴部都民の声課

- ① 相談事業の運営に伴う情報提供

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）									
業 務 概 要	実 施 期 間		発	1	2	1	2	3	6
			災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ
				間	間	月	月	月	月
									1
									2
									年
① 被災者総合相談所の開設準備を行う									
② 被災者総合相談所を開設し、運営する									
③ 被災者総合相談所を廃止する									

行動内容（詳細）	
発災直後～6ヶ月以内	
① 被災者総合相談所の開設準備を行う	
☐ 広報広聴課	被害状況に応じた被災者相談窓口の開設場所を検討する。
☐ 広報広聴課	相談項目を整理する。
☐ 広報広聴課	関係各課・関係団体に、情報提供及び要員派遣等の支援を要請する。
ポイント	<り災証明書の発行との連携> 被災者総合相談所業務は、り災証明の発行業務と連携して実施する。
1週間以内～6ヶ月以内	
② 被災者総合相談所を開設し、運営する	
☐ 広報広聴課	関係各課・関係団体・関係機関の支援と協力を得て相談窓口を開設する。
☐ 広報広聴課	相談窓口の開設について、区報等により周知する。
☐ 広報広聴課	相談の多い内容を把握し、回答のマニュアルを作成する。これを広報部門を通じて広報するよう要請する。
☐ 広報広聴課	相談需要の変化に応じ、人員等の規模を調整する。
ポイント	<り災証明書の発行との連携> 被災者総合相談所業務は、り災証明の発行業務と連携して実施する。
	<被災者総合相談業務内容と留意事項> 災害に起因する法律問題は特別法律相談所において相談に応じるなど、相談の内容に応じて適切かつ迅速な対応が可能となる体制を整える。 相談の対応にあたっては、年齢・性別・国籍・障害の有無等、相談者の特性に配慮した体制をとる。 障害のある人、外国人等への情報提供方法に留意する。

第1章 復興体制の構築

6ヶ月以内

③ 被災者総合相談所を廃止する

☐ 広報広聴課 総合相談所を廃止し、通常の相談体制に移行する。

第1章 復興体制の構築

第10節 学校教育

1. 学校教育施設の再建

実施担当課: 学校施設課

更新担当課: 学校施設課

業務概要

- 学校施設は、災害時の防災体制の要として機能することから、被害の概要を把握し、必要な場合には速やかに応急危険度判定を実施し、施設の継続利用による二次災害防止の処置を講じるとともに、緊急的な対応措置を実施する。
- また、震災により何らかの物的被害を被った施設については、被災度区分判定調査を実施することにより、施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、改修・全面建替えの必要性の有無や工期及び費用の積算、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、児童、生徒及び園児が安心して教育を受けられる環境を確保するため、なるべく早く施設の再建計画を作成する。
- 再建計画に向け、「同マニュアル 第1章第10節 2. 授業の再開等」の担当部署と連携していく。

事前対策

- 判定等対象建築物の施設概要資料作成 ☒
- 応急資機材の確保 ☐
- 応急危険度判定の講習及び実施体制の整備 ☐
- 被災度区分判定実施体制の整備 ☐
- 人員確保、応援体制の検討 ☐
- 区内関係業者との協力体制を協議 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 施設リスト ☒
- 施設概要資料 ☒
- 住宅地図 ☒
- 施設点検調査表 ☒
- 判定・応急修理用資機材 ☐
- カメラ ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 教育庁地域教育支援部義務教育課

- ① 公立学校施設災害復旧事業に係る助言・指導

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 被害状況を把握する										
② 応急危険度判定を実施する										
③ 応急修理・復旧を実施する										
④ 被災度区分判定調査を実施する										
⑤ 再建計画を策定する										

行動内容（詳細）	
発災直後～3ヶ月以内	
① 被害状況を把握する	
☐ 学校施設課	施設や道路、ライフラインの復旧状況等、被害状況を把握する。
ポイント	<施設等の被害状況の把握> 施設の被害状況を把握するため、付近の道路やライフラインの被害状況の情報収集を行い、現地調査の計画を立てる。
発災直後～3ヶ月以内	
② 応急危険度判定を実施する	
☐ 学校施設課	判定結果に基づき施設の継続使用による二次被害防止のための措置（立入禁止、立入制限等）を講じる。
ポイント	<施設の機能維持判定> 施設の継続使用が可能かどうかの判定を行う。 避難所として使用するかの判定を関連部署と協議する。
発災直後～3ヶ月以内	
③ 応急修理・復旧を実施する	
☐ 学校施設課	軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続きを行い、早期に工事を実施する。
ポイント	<学校施設の応急工事> 教育の場の確保に向け、優先的に修理・復旧を行う。 災害時の協力業者と連絡を取り工事依頼等を行う。

第1章 復興体制の構築

発災直後～3ヶ月以内

④ 被災度区分判定調査を実施する

- ☐ 学校施設課 被災度区分判定調査は「耐震建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」に基づき実施する。
- ☐ 学校施設課 判定結果に基づき、施設の改修、改築等を判断する。
- ☐ 学校施設課 概算工事費を積算・提示する。

ポイント <改修・改築等の判定>

施設の被害状況に応じ、施設をどのように復旧するか判定する。
児童・生徒の収容人数等の情報提供を受け、必要に応じた施設の確保ができるか検討する。
必要な工事費の確保に向け、国への支援等を働きかける。

発災直後～3ヶ月以内

⑤ 再建計画を策定する

- ☐ 学校施設課 施設の被害が甚大な場合には、学校教育再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。

ポイント <優先的な再建事業の実施>

施設の被害状況や避難所としての使用期間、復興状況等を勘案し、児童・生徒の教育が滞ることのないよう、改修・改築・仮設校舎建設等の再建計画を策定する。
授業の再開に向け、備品や学用品の調達、教職員の配置、学校運営計画を「同マニュアル第1章第10節 2.授業の再開等」担当部署と協議する。

第1章 復興体制の構築

第10節 学校教育

2. 授業の再開等

実施担当課: 指導室、庶務課、学務課

更新担当課: 指導室

業務概要

- 小・中学校の児童・生徒の安全を確保し、教育の中断、機能低下を防止して教育目的を達成することを方針とする。
- 被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握すると共に、各々の災害状況を見て、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、学校施設が使用可能になった段階で、教職員、児童・生徒の安全が確保できる場合には、授業再開のための措置を講ずる。
- また、被災の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学用品の給与などの支援策を実施する。

事前対策

- 江東区学校防災マニュアルの見直し ☒
- 児童・生徒への防災教育の充実 ☐
- 学校の保健衛生活動の実施及び指導 ☐
- 被災児童・生徒数の調査方法、都へ報告方法の検討 ☐
- 授業再開に向けた保護者への連絡方法の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区学校防災マニュアル ☒
- 調理器具・給食消耗品 ☐
- 食材 ☐
- 教科書等学用品 ☐
- 応急教育用学校備品 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 教育庁地域教育支援部義務教育課①②、指導部管理課②

- ① 授業の再開に向けた情報提供
- ② 災害救助法が適用された場合、教科書等学用品を一括調達等

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 応急教育計画の策定を支援する										
② 学用品などを支給する										
③ 応急教育のための受付相談窓口を設置する										
④ 学籍変更手続受付及び転退学事務処理を行う										
⑤ 授業を再開する										

行動内容（詳細）	
発災直後～1週間以内	
① 応急教育計画の策定を支援する	
☐ 指導室 庶務課 学務課	都内災害救助法適用状況、避難所開設状況、学校等被害判定結果など、児童・生徒安否状況等を集約する。
☐ 指導室 庶務課 学務課	学校と協議のうえ、授業の再開時期のめどをつける。
☐ 指導室 庶務課 学務課	関係機関及び都と連携し、授業再開スペースの確保、通学路の安全状況の確認に関する業務を調整する。
☐ 指導室 庶務課 学務課	学校長が「応急教育計画」を策定するにあたり、その作成を支援する。
ポイント	<事前に作成した応急教育計画を見直す> 大震災前に作成した学校教育が正常に実施されるまでの間の教育計画である応急教育計画を基に、休校、二部授業、他校の利用等も考慮して見直し「応急教育計画」を作成するものとする

第1章 復興体制の構築

72時間以内～2週間以内

② 学用品などを支給する

- | | |
|------------------------------|---|
| ☐ 学務課 | 東京都に対し、要調達学用品数の報告、学用品の調達・輸送調整、職権委任事項について調整する。 |
| ☐ 学務課 | 区・輸送班に対し、学用品の輸送を要請し、要請事項について調整する。 |
| ☐ 学務課 | 総・経理班に対し、学用品の調達を要請し、要請事項について調整する。（職権委任時） |
| ☐ 学務課 | 政・広報班に対し、応急教育に関する広報を要請し、要請事項について調整する。 |
| ☐ 学務課 | 人員調整及び支援業務事項の伝達・指示を行う。 |
| ☐ 学務課 | 学用品の受払管理を行う。 |
| ☐ 学務課 | 学用品給与及び輸送事項について調整する。 |
| ☐ 学務課 | 学用品給与状況及び学籍変更状況を報告する。 |

ポイント

＜学用品の支給費＞

教科書等学用品の支給費用については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

72時間以内～2週間以内

③ 応急教育のための受付相談窓口を設置する

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ☐ 学務課 | 応急教育のための受付相談窓口を設置し、対応する。 |
|------------------------------|--------------------------|

72時間以内～2週間以内

④ 学籍変更手続受付及び転退学事務処理を行う

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ☐ 学務課 | 学籍変更手続受付及び転退学事務処理を行う。 |
|------------------------------|-----------------------|

ポイント

＜転入学手続きの弾力的な対応＞

被災による転入学児童・生徒については弾力的な取り扱いを行う。

第1章 復興体制の構築

1週間以内～2週間以内

⑤ 授業を再開する

- | | |
|---------------------|---|
| □ 指導室
庶務課
学務課 | 「応急教育計画」に基づき、保護者に対し、授業再開に関する情報を掲示・電話等で周知する。 |
| □ 指導室
庶務課
学務課 | 授業を再開する。 |
| □ 指導室
庶務課
学務課 | 児童・生徒の心のケアをについて検討し、実施する。 |
| □ 指導室
庶務課
学務課 | 臨時給食から給食再開へ準備する。 |
| □ 指導室
庶務課
学務課 | 学校用備品・学用品を調達し、配布する。 |

ポイント

＜給食再開に向けた準備について＞

給食再開に向け、給食室等の被害状況の把握を行い、調理機器、消耗品等の修理・購入、委託業者・食材納入者との連絡調整等を行う。

第1章 復興体制の構築

第11節 文化・社会教育

1. 文化・社会教育施設等の再建

実施担当課:文化観光課、スポーツ振興課、江東図書館

更新担当課:文化観光課

業務概要

- 文化施設・歴史文化施設等については、区民生活に深く根ざしている施設であり、本区の文化・芸術活動、生涯学習の拠点となっている施設である。
- 復旧・復興期において被災者の精神的な潤い、憩いあるいは復興に立ち向かう人々の活力の源となるものである。
- 区が被災から立ち上がり頑張っているというイメージを対外的に示しさらなる活力を高めるためにも、なるべく早く施設の再建を行う必要がある。

事前対策

- 各施設の規模、構造、設備建築年月日、設計図面等のデータベース化 ☐
- 被災度区分判定の建築構造技術者等への依頼 ☐
- 被災時の各施設間の連絡体制等の確立 ☐
- 保有資料等目録の整備 ☐
- 備品類等配置状況の把握 ☐
- 保有資料等リストの出力方法の検討 ☐
- 利用状況・利用者情報リストの出力方法の検討 ☐
- 各施設避難所マニュアルの作成 ☐
- 営繕課・施設との連携方法の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 各施設避難所マニュアル ☐
- 各施設図面・備品等台帳 ☐
- 各施設業務マニュアル ☐
- 保有資料目録 ☐
- 施設利用状況リスト ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 建物設備の被災状況を調査し、報告する										
② 利用状況・保有資料等の被害状況を調査する										
③ 応急復旧を実施する										
④ 再建計画を策定する										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～3ヶ月以内	
① 建物設備の被災状況を調査し、報告する	
☐ 文化観光課 スポーツ振興課 江東区図書館	施設の被災状況を確認し、営繕課へ連絡する。
☐ 文化観光課 スポーツ振興課 江東区図書館	施設利用が危険であると判断した場合、立入禁止の規制措置をとる。
ポイント <情報の共有化> 施設の被災情報を入手し、被災状況を十分に確認する。営繕課との情報の共有化を図る。	
2ヶ月以内～3ヶ月以内	
② 利用状況・保有資料等の被害状況を調査する	
☐ 文化観光課 スポーツ振興課 江東区図書館	施設の出入りが可能な場合、保有資料目録と資料の状況を照合する。
☐ 文化観光課 スポーツ振興課 江東区図書館	施設利用状況・予約状況を確認する。
ポイント <照合による確認> 施設利用状況、予約状況等を調査・確認し、保有資料と照合する。	

第1章 復興体制の構築

2ヶ月以内～3ヶ月以内

③ 応急復旧を実施する

☐ 文化観光課 施設の被災状況に応じて復旧方法・優先順位を判断する。
スポーツ振興課
江東区図書館

☐ 文化観光課 施設の運営計画・事業実施計画を立てる。
スポーツ振興課
江東区図書館

☐ 文化観光課 保有資料の仮保管場所を確保する。
スポーツ振興課
江東区図書館

ポイント <優先順位の把握と関係課との協力体制>

施設被災状況に応じ、施設ごとの優先順位の把握と、施設間との調整を行う。復旧に関する関係部署と協力体制を図る。

2ヶ月以内～3ヶ月以内

④ 再建計画を策定する

☐ 文化観光課 被害が軽微な場合、早期改修計画を立て、改修終了後必要な契約
スポーツ振興課 手続きを行う。
江東区図書館

☐ 文化観光課 被害が甚大な場合、スケジュールを含めた再建計画を立てる。
スポーツ振興課
江東区図書館

☐ 文化観光課 財源については、被害の程度に応じて助成措置について国・都に
スポーツ振興課 要請し、必要な協議を行う。
江東区図書館

ポイント <施設間の調整と財源確保>

被害程度に応じて、修復方法や優先順位を判断し、各施設間との調整を図り復旧計画を策定する。財源確保に関する情報を収集する。

第1章 復興体制の構築

第11節 文化・社会教育

2. 文化財の復旧・復興支援

実施担当課:文化観光課

更新担当課:文化観光課

業務概要

- 震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大、進行することが懸念される。
- このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。
- また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。

事前対策

- 被害状況の調査方法の検討 ☐
- 「調査書類のひな形」の作成 ☐
- 被害状況把握等のための体制整備 ☐
- 文化財台帳の作成整備 ☐
- 貴重資料は特別収蔵庫へ収納し、管理体制を確立 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 文化財登録台帳 ☒
- 収蔵資料台帳 ☒

関連資料・情報等

- 文化財登録台帳一覧 ☐
- 収蔵資料一覧 ☐

都の支援体制

担当課:教育庁地域教育支援部管理課

- ① 「文化庁防災業務計画」及び「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（以下「文化庁通知等」という。）に則り区市町村と連携し被害状況調査を実施
- ② 文化庁通知等に則り、文化庁等へ調査協力の依頼

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 指定文化財等の被災状況を調査する										
② 被災文化財所有者と協議する										
③ 復興基金の助成を検討する										
④ 復旧計画を作成する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～3ヶ月以内	
① 指定文化財等の被災状況を調査する	
☐ 文化観光課	文化財保護審議会委員の指導・助言を得ながら、文化財の被害状況を調査・把握する。
☐ 文化観光課	被害状況を集約し、区教育委員会を通じて都教育庁に報告する。
ポイント <緊急措置> 建築物の倒壊や文化財散逸の恐れがある場合は、それぞれの状況に対応した緊急措置を講じる。	
72時間以内～3ヶ月以内	
② 被災文化財所有者と協議する	
☐ 文化観光課	民間所有文化財の場合、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。
ポイント <指定・登録解除> 滅失により文化財としての価値を失ったものについて、所有者の了承を得、指定・登録解除手続きの準備を行う。	
72時間以内～3ヶ月以内	
③ 復興基金の助成を検討する	
☐ 文化観光課	被災文化財の復興基金による助成を検討する。
☐ 文化観光課	助成を実施する場合には、制度の主旨と内容を対象文化財所有者に周知する。
ポイント <補修経費の補助> 指定文化財について、補修等に経費を必要とする者に対して調査し、その予算を積算して経費の一部を補助する。	

第1章 復興体制の構築

72時間以内～3ヶ月以内

④ 復旧計画を作成する

☐ 文化観光課 指定文化財の復旧を進めるにあたり、文化庁通知等に則して復旧計画を作成する。

☐ 文化観光課 復旧計画を作成する際には、都の総合的、長期的な文化施策等との整合性を図る。

ポイント

<復旧の優先順位>

被害程度に応じて、修復方法や優先順位を判断し、スケジュール等を含めた復旧計画を策定する。

第1章 復興体制の構築

第12節 地域への支援

1. 地域活動の支援

実施担当課: 地域振興課

更新担当課: 地域振興課

業務概要

- 被災後速やかに地域復興を進めるには、町会・自治会等地域住民が話し合い、力を合わせる必要がある。
- そのため、区は、町会・自治会等が主体となり、被災前の地域コミュニティを取り戻し、地域の復興に向けて取り組むことができるよう、導き支援していく。

事前対策

- 地域復興の意義について、町会・自治会等への意識啓発 ☐
- 地域協働復興模擬訓練等の実施の検討（訓練にあたっては、まちづくりをハード・ソフト両面から支援することが不可欠となる。） ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 調査票 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課

- ① 復興市民組織の育成に対する支援及び協力
- ② 弁護士、司法書士等の専門家で構成する「復興まちづくり支援班」の派遣

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 町会・自治会等の活動状況を調査する										
② 支援内容を検討し、地域活動を支援する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2年以降	
① 町会・自治会等の活動状況を調査する	
☐ 地域振興課	被害状況、活動状況を調査するとともに、必要な支援について聴取する。
2週間以内～2年以降	
② 支援内容を検討し、地域活動を支援する	
☐ 地域振興課	調査した被害状況及び活動状況に基づいて、支援内容を検討し、決定する。
☐ 地域振興課	決定した内容に基づいて、情報提供を含め、地域活動に必要な設備機器及び施設を貸与する等の支援を行う。
ポイント	<地域力の確保> 町会・自治会等が主体となり構成する復興区民組織等が結成された場合には、都市整備部及び防災課等と調整するとともに、都と連携し、その活動が円滑に行われるよう支援策を講じる。

第1章 復興体制の構築

第12節 地域への支援

2. 外国人への支援

実施担当課: 地域振興課

更新担当課: 地域振興課

業務概要

- 外国人は言語や生活習慣・文化の違いがあるため、災害発生時に災害時要援護者となる可能性が高い。
- このため、二次被害などを防ぐ目的から、区内のボランティア団体などと協力し、必要な支援を行う。

事前対策

- 災害発生時における外国人支援のため、区内の国際交流団体やボランティア □
と支援活動の内容等を検討する。

準備すべき物品・データ・様式等

- 各国の言語で発行されている防 災関連の書籍 □
- 通訳ボランティア名簿など □
- 住宅地図 ■

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課

- ① 外国人が必要とする情報の収集
- ② 区市町村が行う外国人への情報提供に対する支援
- ③ 区市町村からの要請に基づき、都に登録されている語学ボランティア（防災ボランティア）を避難所等に派遣

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 外国人の被災状況を把握する										
② 避難所等の外国人を支援する										
③ 外国人へ情報を提供する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～2年以降	
① 外国人の被災状況を把握する	
☐ 地域振興課	災害対策本部に集まってくる避難者名簿などから、外国人の被災状況を把握し、援護が必要な外国人が多く避難している避難所の割り出しを行う。
72時間以内～2年以降	
② 避難所等の外国人を支援する	
☐ 地域振興課	江東国際友好連絡会やボランティア団体、語学ボランティアなどと協力し、避難所等における通訳などの外国人支援を行う。
72時間以内～2年以降	
③ 外国人へ情報を提供する	
☐ 地域振興課	江東国際友好連絡会やボランティア団体、語学ボランティアなどと協力し、被災した外国人への住宅相談などの情報提供活動に努める。

第1章 復興体制の構築

第12節 地域への支援

3. ボランティア等の活動支援

実施担当課:福祉課 (社会福祉協議会)

更新担当課:福祉課

業務概要

- ボランティア等が被災初期の応急対応期だけでなく復興期においても、効果的な活動を展開できるように環境整備等の面で配慮をするなど、的確な受入れ、派遣を通じた活動支援を行う。

事前対策

- 需要のあるボランティア業務内容の特定 ☐
- 社会福祉協議会等の情報によるボランティア団体の把握 ☐
- 江東ボランティアセンター以外のボランティアの受入場所の検討（複数箇所） ☐
- 被災時の協力体制に関するボランティア団体との協議 ☒
- 災害ボランティア設置・運営マニュアルの整備 ☒

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課

- ① 関係機関との連携・協力体制の整備

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週 間	2週 間	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	1年	2年
① 対策本部・ボランティア活動拠点を設置する		☒								
② 支援要請状況を把握し、ボランティア派遣を行う										☒

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
3時間以内～72時間以内	
① 対策本部・ボランティア活動拠点を設置する	
☐ 福祉課	高齢者総合福祉センターの被害状況・避難所開設状況を集約する。
☐ 福祉課	関係機関及び都と連携し、対策本部・ボランティア活動拠点設置に関する事項を調整する。
☐ 福祉課	活動拠点を設置し、運営に関する調整を行う。
☐ 福祉課	社会福祉協議会は、受入場所及び登録窓口を設置する。
☐ 福祉課	ボランティア活動拠点の開設を報告する。
ポイント	＜ボランティア活動拠点＞ ボランティア活動拠点は、高齢者総合福祉センター内に設置する。ただし、当該箇所が被災等により使用できない場合は、社会福祉協議会と協議のうえ設置場所を決定する。
72時間以内～2年以降	
② 支援要請状況を把握し、ボランティア派遣を行う	
☐ 福祉課	各部の要請事項を集約する。
☐ 福祉課	支援用途別ボランティア数を積算する。
☐ 福祉課	ボランティア活動割当を作成する。
☐ 福祉課	社会福祉協議会は、ボランティアの募集を行い調整し、派遣する。
☐ 福祉課	社会福祉協議会は、ボランティアの配置調整及びボランティアの派遣管理を行う。福祉課は、要請状況の報告を行う。
☐ 福祉課	社会福祉協議会は、ボランティア登録管理簿を作成し、派遣・登録ボランティアの受入管理を行う。
☐ 福祉課	社会福祉協議会は、移動手段(体制)に関する調整など、ボランティア活動を調整する。

第1章 復興体制の構築

第12節 地域への支援

4. 医療ボランティアの派遣

実施担当課: 健康推進課

更新担当課: 健康推進課

業務概要

- 医療ボランティアが復興期においても、効果的な活動を展開できるように環境整備等の面で配慮をするなど、的確な受入れ、派遣を通じた活動支援を行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
○ 住宅地図 ☒	
○ 医療MAP ☒	
○ 医療ボランティアセット（腕章、住宅地図等） ☐	

都の支援体制

担当課: 福祉保健局医療政策部

- ① 他県等の応援医療チームの受入れや広域搬送体制の確保

行動手順

行動プロセス（概要）		1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
業務概要	実施期間	発 災							
① 医療ボランティア派遣を要請し、受入体制を確保する		☒							
② 医療救護ボランティアを受入れ、配置等を調整する		☒							
③ 医療ボランティアを派遣・管理し、活動を支援する			☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
24時間以内～72時間以内	
① 医療ボランティア派遣を要請し、受入体制を確保する	
☐ 健康推進課	医療救護状況及び医療救護支援事項を集約する。
☐ 健康推進課	活動拠点施設を選定する。
☐ 健康推進課	支援機関・団体に対し、支援の要否を報告し、支援事項について調整する。
☐ 健康推進課	都に対し、医療ボランティアの派遣を要請し、要請事項について調整する。
72時間以内～1週間以内	
② 医療救護ボランティアを受入れ、配置等を調整する	
☐ 健康推進課	登録窓口及び待機場所を設置する。
☐ 健康推進課	登録名簿・医薬品等を準備する。
☐ 健康推進課	ボランティア登録名簿を作成する。
☐ 健康推進課	医療ボランティア等の配置を調整する。
☐ 健康推進課	医療ボランティア活動計画を策定する。
1週間以内～2年以降	
③ 医療ボランティアを派遣・管理し、活動を支援する	
☐ 健康推進課	総・経理班に対し、車両等の調達を要請し、要請事項について調整する。
☐ 健康推進課	区・輸送班に対し、人員等の輸送を要請し、要請事項に関する調整要請を行う。
☐ 健康推進課	活動医療機材・医薬品等を分配する。
☐ 健康推進課	医療救護活動・輸送事項について調整する。
☐ 健康推進課	医療ボランティア派遣を管理する。
☐ 健康推進課	活動要員の給食調整など、医療ボランティアの活動を支援する。

第1章 復興体制の構築

第12節 地域への支援

5. 区民と区が連携した防犯対策の実施

実施担当課:危機管理課

更新担当課:危機管理課

業務概要

- 震災後は、一時的に治安が悪化し、盗難等の犯罪発生が増加する可能性が高い。
- 区民が安全で安心して復興活動を行っていただけるよう、区民と区、警察等関係機関が連携し、防犯活動を実施する。

事前対策

- 震災後の連携について各防犯パトロール団体及び警察や関係団体等との事前協議 ☐
- 警備委託契約書に震災後の実施要領の記載 ☐
- 防犯パトロール団体用の資機材の備蓄 ☐
- 仮設住宅街での防犯パトロール団体育成要領の作成 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:東京都治安対策本部

- ① 情報提供

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 関係機関等との連絡体制を確保する										
② 防犯啓発を実施し、区民との連携体制を確保する										
③ 防犯パトロール団体の育成を支援する										

第1章 復興体制の構築

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 関係機関等との連絡体制を確保する	
☐ 危機管理課	警察等との連絡体制を確保する。
☐ 危機管理課	警備委託業者との連絡体制を確保する。
☐ 危機管理課	青色パトロール車の被害状況を確認する。
ポイント	<委託業者の活用> 警備委託業者には、発災直後の電話等の通信設備障害中においても可能な限り業務開始時間には、登庁させる。委託業者の車両も緊急車両の事前登録を行っておき、二次災害防止の啓発活動への活用を検討する。
1週間以内～2ヶ月以内	
② 防犯啓発を実施し、区民との連携体制を確保する	
☐ 危機管理課	警備委託会社による巡回警備方針を決定する。
☐ 危機管理課	こうとう安全安心メールの再開を行う。
☐ 危機管理課	防犯パトロール団体によるパトロールの開始を促し、区民と区との連携体制の確保を図る。
ポイント	<二次災害防止> 防犯だけでなく通電火災など二次災害の防止にも配慮しパトロールを進める。
1週間以内～2年以降	
③ 防犯パトロール団体の育成を支援する	
☐ 危機管理課	防犯パトロール団体によるパトロールの強化を促す。
☐ 危機管理課	仮設住宅街における防犯パトロール団体の組織化を図る。
☐ 危機管理課	広報啓発活動の強化を行う。
ポイント	<他課との連携> 仮設住宅街における新たなコミュニティづくりは、地域振興課、防災課、高齢事業課等と連携していく。

第1章 復興体制の構築

第13節 消費生活

1. 消費生活相談等の実施

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 震災後、物資不足等の混乱に乗じた商品価格の引上げや、悪質な商法による被害の発生を防止するため、区民に対し注意を喚起するとともに、相談窓口の設置等を行う。

事前対策

- 迅速かつ正確に情報収集と提供が行うことの出来る体制の整備 ☐
- 相談窓口の設置場所の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 相談受付カード ☐
- パソコン、インターネット接続、消費生活相談データベース ☐

関連資料・情報等

- 第1章第9節 2. 被災者総合相談所の設置 ☐

都の支援体制

担当課: 生活文化スポーツ局消費生活部、消費生活総合センター

- ① 得られた情報を集約し、区市町村に情報提供

第1章 復興体制の構築

行 動 手 順

行動プロセス（概要）											
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6			
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	1 年	2 年	
① 情報を集約し、提供する											
② 相談窓口を設置する											

行動内容（詳細）	
2週間以内～2年以降	
① 情報を集約し、提供する	
☐ 経済課	便乗値上げや悪質商法に対する注意を喚起するため、都や区民等から得られた情報を集約して、迅速かつ正確に区民に提供する。
ポイント	<情報の集約・提供方法> 発災直後にあつては、区防災関連ツイッター等も活用し情報を収集し、ホームページ、FM放送等を活用し情報提供する。
2週間以内～2年以降	
② 相談窓口を設置する	
☐ 経済課	物資不足等の混乱に乗じた商品価格の引上げや、悪質な商法による被害について、相談窓口を設置し対応する。
ポイント	<相談窓口の確保> 専門相談員を確保し、適切な場所に窓口を設置する。相談用電話の確保、モバイル端末にも対応できる体制を整える。

第2章 都市の復興

第1節	都市復興基本方針の策定	125
第2節	都市復興基本計画の策定	136
第3節	復興事業計画等の確定、復興事業の推進	147

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定

1. 都市復興基本方針の策定(都市復興に取り組む行政の姿勢の明示)

実施担当課:都市計画課、まちづくり推進課、住宅課、建築課、土木部全課

更新担当課:都市計画課

業務概要

- 都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を住民に示すためのものである。
- 復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。

事前対策

- 都市復興基本方針の事前検討 ☐
- 都及び隣接区との事前協議 ☐
- 都市復興基本方針を検討する体制の整備 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 家屋・建築物被害概況調査データ ☐
- 区有施設被害概況調査データ ☐
- 土木施設被害概況調査データ ☐
- 都市計画図（用途地域図） ☒
- 都市計画施設配置図 ☒
- 白地図 ☒
- 道路網図 ☒
- 都市計画マスタープラン ☒
- 住宅地図 ☒

関連資料・情報等

- 区都市復興基本計画（骨子案）策定指針（資料2-1） ☐

都の支援体制

担当課:都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課

都市整備局総務部総務課、都市づくり政策部広域調整課、都市基盤部調整課

市街地建築部建築企画課、建設局総務部企画計理課

- ① 都市復興基本方針策定指針の提示〔事前〕
- ② 被害概況調査及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、区市町村の作成する都市復興基本方針との整合性に留意しながら、都市復興基本方針（広域復興）を策定
- ③ 都市復興基本計画検討委員会を開催し、調査・検討
- ④ 都市復興基本方針を策定後、速やかに都民に公表する。なお、公表は第一次建築制限区域の指定・公表（2週間以内）と同時に実施

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 都市復興基本方針（案）を作成する										
② 都等と協議し、調整する										
③ 決定し、公表する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2週間以内	
① 都市復興基本方針（案）を作成する	
☐ 都市計画課 まちづくり推 進課 住宅課 建築課 土木部全課	被害概況調査及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、都市復興基本方針策定指針、都市計画マスタープラン等に基づき、都市復興基本方針（案）を策定する。
1週間以内～2週間以内	
② 都等と協議し、調整する	
☐ 都市計画課 まちづくり推 進課 住宅課 建築課 土木部全課	都及び隣接区と協議・調整する
☐ 都市計画課 まちづくり推 進課 住宅課 建築課 土木部全課	関係各課との調整を行う
1週間以内～2週間以内	
③ 決定し、公表する	
☐ 都市計画課	震災復興本部会議において決定し、決定後速やかに公表する。
ポイント ＜公表時期＞ 都が行う第一次建築制限区域の指定・告示（2週間以内）の前に公表する。	

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定

2. 第一次建築制限の実施（無秩序な建築の制限）

実施担当課：都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課：都市計画課

業務概要

- 第一次建築制限は、都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生した日から1ヶ月に限り、その区域内における建築物の建築を制限または禁止することができる（建築基準法第84条）。
- 建築制限区域は、家屋・建築物被害概況調査による大被害地区を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。
- 同時に、住民の理解と協力が得られるよう、きめ細やかな相談・支援及び適切な情報提供を行う相談窓口を開設する。
- 建築制限の進め方について事前に区民に周知し、理解と認識を深めてもらう。

事前対策

- 建築制限の進め方について区民への事前周知 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 家屋・建築物被害概況調査データ ☐
- 白地図 ☒
- 道路網図 ☒
- 都市計画図 ☒
- 都市計画施設配置図 ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地建築部建築企画課、総務局総合防災部防災管理課

都市整備局総務部総務課

- ① 区市町村が作成する建築制限区域（案）について、広域的視点から調整
- ② 建築制限の実施
- ③ 仮設建築物に対する制限の緩和区域の指定
- ④ 臨時相談窓口の設置
- ⑤ 建築制限の期間延長に関する調整等

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 建築制限区域（案）を作成する										
② 制限区域案を決定し、広報する										
③ 建築制限を実施し、相談窓口を開設する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 建築制限区域（案）を作成する	
☐ 都市計画課 家屋・建築物被害概況調査による大被害地区を中心に、地形地物まちづくり推進課 等を参考としながら、町丁目単位を基本に区域（案）を設定する。 建築課 土木部全課	
☐ 都市計画課 地域の一体性や被災前に進行していた事業の有無等を踏まえ、必まちづくり推進課 要と判断できるところでは、中被害地区等においても第一次建築制限とするかどうかを検討する。 建築課 土木部全課	
ポイント <区域案作成の事前協議> 第一次建築制限は、東京都知事が区域指定と制限内容を告示するため、区域案作成にあたっては東京都と協議する。 <仮設建築物の制限の緩和> 仮設建築物の制限の緩和（建築基準法第85条）についても併せて検討する。 <都市復興基本計画> 制限区域指定に当たっては、都市復興基本計画の策定を見据えつつ検討する。	

第2章 都市の復興

1週間以内～2ヶ月以内

② 制限区域案を決定し、広報する

- ☐ 都市計画課 都との協議・調整を経て、区域案を震災復興本部会議で決定し、まちづくり推 東京都に提出する。

進課
建築課
土木部全課

- ☐ 都市計画課 東京都知事が区域指定及び告示を行ったら、区民の理解が得られるよう、告示内容について区民に周知する。
建築課

ポイント <的確な情報提供>

区民への的確な情報提供ができる方法を検討する。

1週間以内～2ヶ月以内

③ 建築制限を実施し、相談窓口を開設する

- ☐ 都市計画課 建築制限告示に基づき、建築確認申請の判断などの建築指導を行う。
建築課

- ☐ 都市計画課 相談・情報提供窓口を開設する。

まちづくり推
進課
建築課
土木部全課

- ☐ 都市計画課 制限期間満了前に復興対象地区の設定状況等を踏まえて、期間延長（最長1ヶ月）や建築制限区域の見直しの検討を行い必要に応じ延長する。（都知事告示）
まちづくり推
進課

建築課
土木部全課

- ☐ 都市計画課 確認申請業務、復興相談業務において、専門家等の人員が不足した場合は、都に応援を要請する。
建築課

ポイント <総合相談所との事前調整>

広報及び被災者総合相談所担当課との事前調整を行っておく。

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定

3. 時限的市街地の建設・運営（暫定的な生活復興の場の確保）

実施担当課：都市計画課、経済課、まちづくり推進課、住宅課、建築課、土木部全課

更新担当課：都市計画課

業務概要

- 震災復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。
- そのため甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより円滑な復興を進めていく。
- 時限的市街地は、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急的な住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいう。
- 時限的市街地は早急に解決することが望ましく、そのため公的住宅の先導的供給、共同・協調建替え等を強力に推進することにより順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。

事前対策

- 震災時利用可能オープンスペースの調査と利用調整 ☐
- 時限的市街地形成のための事前検討（方針等関係課との調整） ☐
- 各業界団体の意向調査を通じ、仮設店舗、工場、倉庫等の必要量を把握 ☐
- 「第1章第7節 1. 用地の確保・調整」、「第3章第2節 3. 応急仮設住宅等の建設等」、「第5章第2節 3. 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供に向けた検討体制の整備等」の各担当課との調整 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住家被害状況調査データ（地区別被害状況図等） ☐
- 区有施設被害概況調査データ ☐
- 土木施設被害概況調査データ ☐
- オープンスペースリスト ☐
- 住宅地図 ☒
- 白地図 ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地建築部建築企画課、総務局総合防災部防災管理課

産業労働局商工部調整課、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

- ① オープンスペースの恒常的把握と利用調整
- ② 応急的な住宅の供給量の検討
- ③ 時限的市街地づくりの方針策定
- ④ 時限的市街地計画の策定、建設・運営

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 時限的市街地づくりの方針原案を策定する										
② 用地を確保し、配置計画を策定する										
③ 時限的市街地を建設し、運営する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 時限的市街地づくりの方針原案を策定する	
☐ 都市計画課 経済課 まちづくり推進課 住宅課 建築課 土木部全課	応急的な住宅等の必要量把握及び供給可能量の検討を踏まえて、時限的市街地ごとの対応方策を検討し、時限的市街地づくりの方針原案として取りまとめ、都に報告する。
2週間以内～2ヶ月以内	
② 用地を確保し、配置計画を策定する	
☐ 都市計画課 経済課 まちづくり推進課 住宅課 建築課 土木部全課	迅速に復興まちづくりを推進するため、住民が復興まちづくりに参加しやすいよう、被災市街地内及びその近傍に用地を確保する。（第1章第7節 1.用地の確保・調整）
☐ 都市計画課 経済課 まちづくり推進課 住宅課 建築課 土木部全課	都が示す時限的市街地計画を踏まえ、個々の時限的市街地ごとに具体の施設の配置計画を策定する。（応急的な住宅、仮設店舗・事業所・商店街等）
ポイント <配置計画の策定> 施設の配置計画は、住民同士がより容易に交流でき、町会、小学校区等の従前のコミュニティを壊さないよう、個々の時限的市街地の区域内で計画する。	

第2章 都市の復興

2週間以内～2年以内

③ 時限的市街地を建設し、運営する

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| □ 都市計画課 | 配置計画に従い、時限的市街地を整備・運営する。 |
| 経済課 | (1) 応急仮設住宅、一時提供住宅、住宅応急修理、事業用仮設住宅等 |
| まちづくり推進課 | (2) 仮設店舗、仮設事業所、仮設商店街等 |
| 住宅課 | (3) 復興事業用仮設建物等 |
| 建築課 | (4) 仮設道路等 |
| 土木部全課 | |

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定

4. 復興対象地区の設定（復興のための地区区分）

実施担当課：都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課：都市計画課

業務概要

- 被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。
- 復興対象地区の地区区分設定は、必然性・合理性のある判定基準をもって行う必要があり、設定の根拠となる事項は、①被災前の地区の整備課題、②既往計画、③被害状況である（復興対策基本図1・2・3をもとに設定）。
- 復興地区区分は、①重点復興地区（抜本改造型）、②復興促進地区（部分改造・自力再建型）、③復興誘導地区（自力再建型）、④一般地区の4地区とし、その判定基準は、条例等を定めて、考え方とともに区民に周知する。

事前対策

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例の制定及び区民への周知 ☒
- 復興対策基本図1（現況特性図）及び2（現行計画図）の作成 ☐
- 復興対策基本図3（被害状況図）の作成手順・方法の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住家被害状況調査データ（地区別被害状況図等） ☐
- 区有施設被害概況調査データ ☐
- 土木施設被害概況調査データ ☐
- 復興対策基本図1・2 ☐
- 白地図 ☒
- 道路網図 ☒

関連資料・情報等

- 江東区震災復興事業の推進に関する条例（資料1-1） ☒

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地整備部企画課、都市づくり政策部広域調整課、都市基盤部調整課
市街地建築部建築企画課、建設局総務部企画計理課

- ① 市街地復興整備条例の標準条例を作成し、区市町村に提示〔事前〕
- ② 復興対策基本図をGISで作成し、区市町村に提示
- ③ 区市町村作成の復興対象地区区分の調整

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 復興対策基本図 3（被害状況図）を作成する										
② 復興地区区分案を作成し、地区区分を設定する										
③ 地区区分を見直す										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 復興対策基本図3（被害状況図）を作成する	
☐ 都市計画課 まちづくり推進課 建築課 土木部全課	家屋被害状況調査をもとに地区別の被害状況（大被害・中被害・小被害・無被害）を地図に落とす。
ポイント <被害状況区分> 大被害地区：おおむね8割以上の家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区 中被害地区：おおむね5割以上の家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区（大被害地区を除く。） 小被害地区：部分的に家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区（大被害地区及び中被害地区を除く）	

第2章 都市の復興

1週間以内～2ヶ月以内

② 復興地区区分案を作成し、地区区分を設定する

- | | |
|--|---|
| ☐ 都市計画課
まちづくり推進課
建築課
土木部全課 | 復興対策基本図1～3を参考に、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区、一般地区に分け、地区別の復興推進レベルを設定する。 |
| ☐ 都市計画課
まちづくり推進課
建築課
土木部全課 | 広域的な視点での復興対象地区の調整を図るため、都に報告する。調整事項について、都と協議し、地区区分案の見直しが必要な場合は修正を行い、復興地区区分を設定する。 |
| ☐ 都市計画課 | 江東区震災復興事業の推進に関する条例に基づき、復興対象地区を告示する。 |

ポイント

<地区指定基準>

重点復興地区：都市基盤施設の未整備地区であって、大被害地区であるもの

復興促進地区：都市基盤施設の未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤施設の整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの

復興誘導地区：都市基盤施設の未整備地区又は整備済地区であって小被害地区であるもの

1週間以内～2年以降

③ 地区区分を見直す

- | | |
|--|--|
| ☐ 都市計画課
まちづくり推進課
建築課
土木部全課 | 設定後、地区住民との合意形成に基づく復興方針の見直しや、第二次建築制限との整合性を図るなど、地区の状況の変化等に応じて見直しを行う。 |
|--|--|

第2章 都市の復興

第2節 都市復興基本計画の策定

1. 都市復興基本計画（骨子案）の策定 （都市復興の概略見取り図）

実施担当課：都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課：都市計画課

業務概要

- 復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があるため、基本方針の考え方をより具体化したものとして、都市復興基本計画（骨子案）を被災後2ヶ月以内に策定する。
- 都市復興基本計画（骨子案）は、復興の目標（期間、姿勢など）、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等から構成される。

事前対策

- 都市復興のあり方等の事前検討 ☐
- 復興対策基本図1、2の更新（随時）

準備すべき物品・データ・様式等

- 都市計画マスタープラン ☒
- 道路網整備計画 ☒
- 復興対策基本図 ☐
- 復興地区区分図 ☐
- 都市復興基本方針 ☐
- みどりと自然の基本計画 ☒
- 都市計画施設配置図 ☒

関連資料・情報等

- 第1章第4節 1. 震災復興計画の策定 ☐
- 区都市復興基本計画（骨子案）策定指針（資料2-1） ☐

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地整備部企画課、総務部総務課、都市づくり政策部広域調整課
都市基盤部調整課、市街地建築部建築企画課、建設局総務部企画計理課

- ① 震災復興グランドデザインの考え方をベースとして、「都市計画マスタープラン」等の既定計画を踏まえ、東京都都市復興基本計画検討委員会において調査、検討の上、被災状況に即した案を策定し、計画内容について、国・周辺区市と調整・協議を行うため、都市復興計画連絡会議を開催
- ② 策定後、区市町村都市復興基本計画（骨子案）と同時に速やかに都民に公表

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 都市復興基本計画(骨子案)の原案を作成する										
② 都市復興基本計画(骨子案)を策定する										
③ 都市復興基本計画(骨子案)を公表する										

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
① 都市復興基本計画（骨子案）の原案を作成する	
☐ 都市計画課 まちづくり 推進課 建築課 土木部全課	被害状況、都市復興基本方針、復興地区区分、都骨子案、区の既存計画等を踏まえ、骨子案原案を作成する。
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
② 都市復興基本計画（骨子案）を策定する	
☐ 都市計画課 まちづくり 推進課 建築課 土木部全課	原案をもとに都と協議、調整する。
☐ 都市計画課 まちづくり 推進課 建築課 土木部全課	震災復興本部会議において、都市復興基本計画（骨子案）を決定する。
ポイント <都等の計画との整合> 基本方針の策定にあたっては、都等で策定される計画との整合性に留意すること。	

第2章 都市の復興

1ヶ月以内～2ヶ月以内

③ 都市復興基本計画（骨子案）を公表する

- ☐ 都市計画課 被災市街地復興推進地域の告示と併せて、区都市復興基本計画
まちづくり （骨子案）を区民に公表する。
推進課
建築課
土木部全課
- ☐ 都市計画課 骨子案に対する区民の意見を広く集める。（都市復興基本計画
まちづくり に反映）
推進課
建築課
土木部全課

第2章 都市の復興

第2節 都市復興基本計画の策定

2. 第二次建築制限の実施

(復興計画の合意形成のための時間確保)

実施担当課:都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課:都市計画課

業務概要

- 第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行う。
- 当該地区は、被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更または建築物の新築、改築、若しくは増築をしようとするものは、区長の許可が必要となる。地域を指定できる期間は被災した日から2年以内である。
- 建築制限区域は、重点復興地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。

事前対策

- 被災市街地復興推進地域の都市計画図書案、告示文案の作成 ☐
- 建築制限内容の案の作成 ☐
- 区民への周知方法、案文の作成 ☐
- 都市計画決定手続きの確認（案の公告・縦覧等） ☐
- 建築制限の進め方について事前に区民に周知し、理解と認識を深めてもらう。 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 復興地区区分図 ☐
- 住家被害状況調査データ（地区別被害状況図等） ☐
- 区有施設被害概況調査データ ☐
- 土木施設被害概況調査データ ☐
- 白地図 ☒
- 道路網図 ☒

関連資料・情報等

- 被災市街地復興推進地域都市計画図書雛形（都市計画に定める項目） ☐

第2章 都市の復興

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課

都市整備局総務部総務課、都市づくり政策部広域調整課、都市基盤部調整課

市街地建築部建築企画課、建設局総務部企画計理課

- ① 被災市街地復興推進地域（案）の調整・協議
- ② 第二次建築制限の実施
- ③ 被災者総合相談所の継続と地区復興センターの設置
- ④ 区市町村への応援人員の配分調整

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 被災市街地復興推進地域（案）を作成する						■				
② 被災市街地復興推進地域の都市計画を決定し、告示する						■				
③ 第二次建築制限を実施する						■	■	■	■	■

行動内容（詳細）

2ヶ月以内

① 被災市街地復興推進地域（案）を作成する

- ☐ 都市計画課 重点復興地区を基本に、地形地物等を参考としながら、街区またまちづくり推進課は町丁目を単位として地域を設定する。

進課
建築課
土木部全課

- ☐ 都市計画課 地域の一体性や被災前の事業の有無等を踏まえ、復興都市計画事業まちづくり推進課の導入が必要と判断できるところでは、復興促進地区を被災市街地復興推進地域に入れることも検討する。

進課
建築課
土木部全課

ポイント ＜都との調整＞

第二次建築制限の制限内容についても、第一次建築制限と同様に都と調整を図ること。

＜建築制限区域の指定時の留意事項＞

建築制限区域の指定にあたっては、都市計画決定を行うか、被災市街地復興推進地域とするかを見極めて行うこと。

第2章 都市の復興

2ヶ月以内

② 被災市街地復興推進地域の都市計画を決定し、告示する

- ☐ 都市計画課 都知事の協議の上、震災復興本部に被災市街地復興推進地域を報告し、都市計画決定し、告示する。

2ヶ月以内～2年以内

③ 第二次建築制限を実施する

- ☐ 都市計画課 建築確認を運用する。（区長の許可→区建築主事による確認）
建築課
- ☐ 都市計画課 第一次建築制限における相談・情報提供窓口を継続し、被災者総
まちづくり推 合相談所への情報提供を行う。
進課
建築課
- ☐ 都市計画課 ホームページや区報等により、区民に周知する。
建築課
- ☐ 都市計画課 相談業務等において、専門家等の人員が不足する場合は、都に応
まちづくり推 援を要請する。
進課
建築課

第2章 都市の復興

第2節 都市復興基本計画の策定

3. 復興まちづくり計画等の策定

(復興事業のためのまちづくり計画、都市計画)

実施担当課: 都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課: 都市計画課

業務概要

- 都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。
- 復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

事前対策

- 被災後の住民合意形成が困難となることが予想されるため、都市計画マスタープラン等をベースに、地域の復興まちづくりを想定した復興まちづくり計画素案の事前準備 ☐
- 住民の意見の聴取方法の検討 ☐
- 地域での合意形成の仕組みの検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 都市復興基本計画（骨子案） ☐
- 復興地区区分図 ☐
- 都市計画マスタープラン ☒
- 道路網整備計画 ☒
- みどりと自然の基本計画 ☒
- 都市計画施設配置図 ☒

関連資料・情報等

- 復興まちづくり計画等策定指針 ☐
(資料2-2)

都の支援体制

担当課: 都市整備局市街地整備部企画課、総務部総務課、住宅政策推進部住宅政策課
都市基盤部調整課

- ① 復興まちづくり計画策定指針の策定〔事前〕
- ② 復興都市計画原案の作成・周知・策定

第2章 都市の復興

行動手順

行動プロセス（概要）									
業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
① 復興まちづくり計画原案等を作成する									
② 復興まちづくり計画等を策定する									

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～3ヶ月以内	
① 復興まちづくり計画原案等を作成する	
☐ 都市計画課 まちづくり推進課 建築課 土木部全課	都市復興基本計画（骨子案）の地区区分別の方針に沿って、合意形成を図りながら、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画を作成する。また、そのまちづくりを実現する個々の事業について、復興都市計画、修復型事業計画の整備計画を作成する。
☐ 都市計画課 まちづくり推進課 建築課 土木部全課	復興まちづくり計画等策定指針を基本に、都と調整を行い、地区住民の参画を得て、復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案を作成する。また、都決定の復興都市計画原案の作成について協力する。
☐ 都市計画課 まちづくり推進課 建築課 土木部全課	復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案をとりまとめ、公表し住民意見を聴取する。（公聴会、説明会等）
ポイント ＜専門家の活用＞ 復興まちづくり計画の作成や合意形成にあたっては、必要な場合は専門家（大学やコンサルタント等）を活用する。	

第2章 都市の復興

2ヶ月以内～6ヶ月以内

② 復興まちづくり計画等を策定する

- 都市計画課 区が主体となって進める地区について、意見聴取の成果を反映しまちづくり推 進課 建築課 土木部全課
て、復興まちづくり計画（案）及び復興都市計画（案）、修復型事業計画（案）を作成する。

- 都市計画課 復興都市計画（案）については、都市計画決定し、修復型事業計まちづくり推 進課 建築課 土木部全課
画は事業導入の手続きを行う。

- 都市計画課 震災復興本部会議において、復興まちづくり計画及び復興都市計まちづくり推 進課 建築課 土木部全課
画、修復型事業計画を決定する。

ポイント <復興まちづくり計画>

復興まちづくり計画は、復興都市計画及び修復型事業計画を踏まえて策定する。

第2章 都市の復興

第2節 都市復興基本計画の策定

4. 都市復興基本計画の策定（都市復興の全体見取り図）

実施担当課：都市計画課、まちづくり推進課、建築課、土木部全課

更新担当課：都市計画課

業務概要

- 具体的な復興施策を体系的にとりまとめた都市復興のマスタープランであり、骨格部分の計画内容を盛り込んだ都市復興基本計画（骨子案）を修正、肉付けし、策定される。
- 都市復興基本計画には、都市復興基本計画（骨子案）策定後の復興まちづくりの進捗状況（復興都市計画、復興まちづくり計画の内容）や復興の見通し等を反映させる。

事前対策

- 都市復興のあり方等の事前検討 ☐
- 区民意見の聴取方法等の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 都市復興基本計画（骨子案） ☐
- 骨子案に寄せられた意見 ☐
- 東京都都市復興基本計画 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課：都市整備局市街地整備部企画課、総務部総務課、都市づくり政策部広域調整課
都市基盤部調整課、市街地建築部建築企画課、建設局総務部企画計理課

- ① 東京都都市復興基本計画の検討・策定、公表

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 都市復興基本計画（案）を作成する										
② 都市復興基本計画（案）を公表し、区民意見を聴取・反映する										
③ 都市復興基本計画を策定し、公表する										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～6ヶ月以内	
① 都市復興基本計画（案）を作成する	
☐ 都市計画課 区市町村都市復興基本計画は、都市復興基本計画（骨子案）を基 まちづくり推 本に、復興まちづくり計画等の内容及び骨子案に対する区民意見 進課 を反映させたものとして策定する。 建築課 土木部全課	
☐ 都市計画課 策定にあたっては、東京都都市復興基本計画の内容と整合を図 まちづくり推 る。 進課 建築課 土木部全課	
2ヶ月以内～6ヶ月以内	
② 都市復興基本計画（案）を公表し、区民意見を聴取・反映する	
☐ 都市計画課 都市復興基本計画案を公表し、説明会や広報等を通じ区民意見を まちづくり推 聴取する。 進課 建築課 土木部全課	
2ヶ月以内～6ヶ月以内	
③ 都市復興基本計画を策定し、公表する	
☐ 都市計画課 区民意見の反映等を行い、震災復興計画の一部として、都市復興 まちづくり推 基本計画を策定する。 進課 建築課 土木部全課	
☐ 都市計画課 都市復興基本計画を他部門の復興計画と合わせて区民に公表す る。	

第2章 都市の復興

第3節 復興事業計画等の確定、復興事業の推進

1. 復興事業の推進

(復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施)

実施担当課:まちづくり推進課、都市計画課、土木部全課

更新担当課:まちづくり推進課

業務概要

- 復興まちづくり計画・復興都市計画等に基づき、面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民および関係権利者との協議の上、策定する。
- 復興事業は、基本的には都および区が事業者となるが、事業の内容により、公社、都市再生機構や組合等も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。
- 事業の推進にあたっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。

事前対策

- 固定資産課税台帳の閲覧方法について、都税事務所との事前協議 ☐
- 道路区域図未整備地区（約40％）の復興方法の検討 ☐
- 道路区域図整備地区における世界測地系非対応（約60％）の再現方法の検討 ☐
- 地籍測量事業の推進 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 都市復興基本計画 ☐
- 復興まちづくり計画 ☐
- 復興都市計画 ☐
- 修復型事業計画 ☐
- 道路台帳 ☒

関連資料・情報等

- 道路区域台帳 ☐
- 土地境界確定図 ☐
- 復興事業計画の策定 ☐
(東京都震災復興マニュアル)

都の支援体制

担当課:都市整備局市街地整備部企画課・都市基盤部調整課、建設局総務部企画計理課

- ① 復興事業の推進にあたって、区市町村と協議の上、事業主体となる都、区市町村、都市再生機構および東京都住宅供給公社等と調整

第2章 都市の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 関係権利者の整理、調査・測量を行う										
② 復興事業計画を策定する										
③ 復興事業を推進する										
④ 特例措置を活用する										

行動内容（詳細）	
6ヶ月以内～1年以内	
① 関係権利者の整理、調査・測量を行う	
☐ まちづくり推 固定資産課税台帳や土地及び建物登記簿によって、関係権利者の 進課 整理を行う。 都市計画課 土木部全課	
☐ まちづくり推 従前街路状況の再現を図るとともに、復興事業計画図作成のため、地区界線及び事業面積を確定する。 進課 都市計画課 土木部全課	
6ヶ月以内～1年以内	
② 復興事業計画を策定する	
☐ まちづくり推 復興まちづくり計画・復興都市計画等に基づき、都市施設の整備 進課 や面的整備事業などの復興事業計画案を作成する。 都市計画課 土木部全課	
☐ まちづくり推 地権者との協議や地域への説明等を行うことにより、関係権利者 進課 との合意形成を図りながら、復興事業計画を策定する。 都市計画課 土木部全課	

第2章 都市の復興

1年以内～2年以降

③ 復興事業を推進する

- ☐ まちづくり推進 復興事業計画の策定から事業化へのプロセスは、平常時と同様で
あり、円滑に復興事業を進める。
都市計画課
土木部全課

1年以内～2年以降

④ 特例措置を活用する

- ☐ まちづくり推進 被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措
置等を活用しながら、迅速に都市復興事業を進める。
都市計画課
土木部全課

ポイント <制度の把握>

大規模被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計
画事業に対する特別措置が講じられるので、それらの制度を十分
に把握し迅速かつ積極的に活用し復興事業を進めていく。

第3章 住宅の復興

第1節	住宅復興計画の策定	153
第2節	応急的な住宅の整備	163
第3節	自力再建への支援	180
第4節	公的住宅の供給	195

第3章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

1. 区営住宅の被災度区分判定の実施

実施担当課:住宅課、営繕課、建築調整課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 速やかな住宅の復旧・復興に向け、被災した建物について建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により、住宅の損傷の程度や状況を的確に把握する。
- 被災度区分判定は、基本的に建物所有者や管理者が、建築構造技術者等に依頼し、実施するものである。
- 公営住宅等の公共施設は施設の設置・管理者として、区営住宅については区が、都営住宅等については都・公社等が被災度区分判定を行う。

事前対策

- 被災度区分判定の周知等 ☐
- 区営住宅の台帳整備（区営住宅の長寿命化計画等） ☒

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 区営住宅設計図、施設台帳 ☐
- 被災概況データ ☐
- デジカメ ☒
- 調査器具 ☐

関連資料・情報等

- 大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ（資料3-1） ☐

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

- ① 被災度区分判定の意義、基準等について区市町村への周知〔事前〕
- ② 区市町村の管理する公共住宅の被災度区分判定結果の集約

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	年	年
① 被災度区分判定実施体制を整備する										
② 被災度区分判定を実施する										
③ 判定調査結果等を報告する										

第3章 住宅の復興

行動内容（詳細）	
2週間以内～6ヶ月以内	
① 被災度区分判定実施体制を整備する	
□ 住宅課 営繕課 建築調整課	区営住宅の被害概況を把握する。
□ 住宅課 営繕課 建築調整課	区営住宅の被害状況及び応急危険度判定の結果を踏まえ、被災度区分判定調査を実施すべきか否かを決定する。
□ 住宅課 営繕課 建築調整課	要被災度区分判定実施施設リストを作成する。
□ 住宅課 建築調整課	要被災度区分判定実施施設リストに基づき、速やかに調査班を設置するとともに、第五ブロックで幹事区を設け都との連絡体制を構築する。
ポイント ＜住宅の被災度区分判定＞ 区営住宅の被災度区分判定にあたっては、「第1章第2節 7. 区有施設（建築物）の被災度区分判定の実施」に準拠する。	
2週間以内～6ヶ月以内	
② 被災度区分判定を実施する	
□ 住宅課 営繕課 建築調整課	「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（国土交通省住宅局建築指導課）を基準に基づき、区営住宅の判定を実施する。
2週間以内～6ヶ月以内	
③ 判定調査結果等を報告する	
□ 住宅課 建築調整課	区営住宅の被災度区分判定結果を集約し、幹事区を経由して、都へ報告する。

第3章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

2. 住宅復興計画の策定

実施担当課: 住宅課、建築課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見具申を行う。
- 住宅復興計画の策定にあたっては、都の住宅復興計画との整合を図り、区の震災復興計画の特定分野計画であるという点に留意する。

事前対策

- 住宅復興計画のフレーム案の作成 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害状況調査（地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- 被災者生活実態調査データ ☐
- 震災復興基本方針 ☐
- 都市復興基本方針 ☐
- 学識経験者リスト ☐

関連資料・情報等

- 東京都住宅復興計画のフレーム案（資料3-5） ☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

- ① 東京都住宅復興計画の策定及び区市町村との調整

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 都の住宅復興計画原案に対し意見具申を行う							■			
② 区の住宅復興計画原案を策定する							■			
③ 区の住宅復興計画原案を公表する							■			
④ 住宅復興計画を策定する								■		

第3章 住宅の復興

行動内容（詳細）	
3ヶ月以内	
① 都の住宅復興計画原案に対し意見具申を行う	
☐ 住宅課 建築課	都からの照会に基づき、都の住宅復興計画原案について意見具申を行う。
3ヶ月以内	
② 区の住宅復興計画原案を策定する	
☐ 住宅課 建築課	住宅復興計画のフレーム案をもとに、計画原案を策定する。
3ヶ月以内	
③ 区の住宅復興計画原案を公表する	
☐ 住宅課 建築課	住宅復興計画原案を公表し、区民意見を聴取する。
6ヶ月以内	
④ 住宅復興計画を策定する	
☐ 住宅課 建築課	区民意見の反映等を行い、震災復興計画の一部として、住宅復興計画を策定する。
☐ 住宅課 建築課	住宅復興計画を他部門の復興計画と合わせて区民に公表する。

第3章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

3. 住宅の全体必要量の算出

実施担当課:区民課、都市整備部全課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 区は、家屋・建築物被害概況調査、住家被害状況調査、被災者生活実態調査を実施し、都に報告する。
- 都は、家屋・建築物被害概況調査結果の分析により、震災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算する。
- また、家屋・建築物被害概況調査、住家被害状況調査、被災者生活実態調査結果の分析により、応急仮設住宅等の全体必要量と恒久的な住宅の全体必要量を算出する。

事前対策

- 住宅復興計画の策定に係る準備（「第1章第2節 1.家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）」、「第1章第2節 3.り災証明発行支援のための住家被害状況調査」、「第1章第2節 4.住民の被害・被災者の生活実態の把握」、「第3章第1節 2.住宅復興計画の策定」の参照） ☐
- 被災時の民間賃貸住宅の確保に係る不動産業界団体との協議 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害概況調査(地図・調査票) ☐
- 被害状況調査(地図・調査票) ☐
- 家屋被害台帳(電子データ) ☐
- 被災者生活実態調査データ ☐
- 都市計画施設配置図 ☒
- 用地リスト ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:総務局総合防災部防災管理課①、福祉保健局総務部総務課②

都市整備局住宅政策推進部住宅政策課⑤、都営住宅経営部経営企画課③④

- ① 家屋・建築物被害概況調査、住家被害状況調査結果の集約
- ② 被災者生活実態調査依頼、結果の集約
- ③ 応急修理等により居住可能な戸数の算出
- ④ 応急仮設住宅等の応急住宅全体必要量の算出
- ⑤ 恒久的な住宅全体必要量の算出

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 家屋・建築物被害概況調査（ざっくり調査）を実施する		■								
② り災証明発行支援のための住家被害状況調査を実施する			■							
③ 応急仮設住宅建設需要数を算定する			■							
④ 応急仮設住宅建設需要数を都に報告する			■							

行動内容（詳細）	
発災直後～72時間以内	
① 家屋・建築物被害概況調査（ざっくり調査）を実施する	
□ 都市整備部全課 区民課	「第1章第2節 1. 家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）」を参照
1週間以内～2年以降	
② り災証明発行支援のための住家被害状況調査を実施する	
□ 都市整備部全課 区民課	「第1章第2節 3. り災証明発行支援のための住家被害状況調査」を参照
72時間以内～2ヶ月以内	
③ 応急仮設住宅建設需要数を算定する	
□ 住宅課 進課	家屋・建築物被害概況調査、住家被害状況調査、被災者生活実態まちづくり推調査を基に仮設住宅建設需要数を算定する。
72時間以内～2ヶ月以内	
④ 応急仮設住宅建設需要数を都に報告する	
□ 住宅課 進課	都・建築班に対し、住宅・家屋被災状況、応急仮設住宅建設需要まちづくり推数を報告する。

第3章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

4. 応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 都に対し、応急仮設住宅、一時提供住宅の供給要請、割当依頼を行う。
- また、都からの要請により、一時提供住宅として利用可能な公的住宅等を確保し、都に報告するとともに、「用途別用地確保利用計画」の作成に協力し、応急住宅建設用地を確保する。
- 都は、これらの報告等により、応急的な住宅について、供給可能量を算出する。
- また、都は、応急的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数等を決定し、供給量を算定する。

事前対策

- 住宅復興計画の策定に係る準備（「第1章第2節 1. 家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）」、「第1章第2節 3. 被災証明発行支援のための住家被害状況調査」、「第1章第2節 4. 住民の被害・被災者の生活実態の把握」、「第3章第1節 2. 住宅復興計画の策定」の参照） ☐
- 応急仮設住宅建設可能用地の事前把握 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害概況調査（地図・調査票） ☐
- 被害状況調査（地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- 被災者生活実態調査データ ☐
- 都市計画施設配置図 ☒
- 用地リスト ☐

関連資料・情報等

- 仮設住宅必要量概算シート（資料3-14） ☐

都の支援体制

担当課: 総務局総合防災部防災管理課①、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課③

都営住宅経営部経営企画課、資産活用課、住宅整備課②④⑤

- ① 応急住宅の供給要請、割当依頼の受理
- ② 応急住宅の供給方針の策定、供給可能量の算出、供給量の算定
- ③ 一時提供住宅の供給可能量の把握（区市町村への協力要請、集約等）
- ④ 応急仮設住宅供給可能量の把握（「用途別用地確保利用計画の作成」等）
- ⑤ 応急仮設住宅建設可能用地（区市町村有地等）の確保

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 都に応急的な住宅の供給要請等を行う										
② 用途別用地確保利用計画を作成する										
③ 応急仮設住宅の建設可能用地を確保する										
④ 一時提供住宅を確保する										

行動内容（詳細）	
発災直後～1年以内	
① 都に応急的な住宅の供給要請等を行う	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都に対し、応急仮設住宅、一時提供住宅の供給要請、割当依頼を行う。
発災直後～1年以内	
② 用途別用地確保利用計画を作成する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都の「用途別用地確保利用計画」の作成に協力する。（「第1章 第7節 1.用地の確保・調整」を参照）
発災直後～1年以内	
③ 応急仮設住宅の建設可能用地を確保する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	公有地については、都と調整の上、建設用地を提供し借地等に係る協定書を締結する。（「第1章第7節 1.用地の確保・調整」参照）
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	提供の情報を受けた民有地については、都と協力して用地調査を行う。
1週間以内～1年以内	
④ 一時提供住宅を確保する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都からの協力要請に基づき、一時提供住宅として利用可能な住宅を調査し、確保するとともに、報告する。

第3章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

5. 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定

実施担当課:住宅課、まちづくり推進課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 公的住宅等の建替え・補修・新築による供給可能戸数を調査し都に報告する。
- 都は、これらの報告により、恒久的な住宅について、供給主体別（公・民）に供給可能量を算出する。
- また、都は恒久的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数を決定し、供給量を算定する。
- なお、公営住宅等の供給量については、都と区の役割分担に留意して決定する。

事前対策

- 住宅復興計画の策定に係る準備（「第1章第2節 1.家屋・建築物の被害概況の把握（ざっくり調査）」、「第1章第2節 3.り災証明発行支援のための住家被害状況調査」、「第1章第2節 4.住民の被害・被災者の生活実態の把握」、「第3章第1節 2.住宅復興計画の策定」の参照） ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害概況調査（地図・調査票） ☐
- 被害状況調査（地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- 用地リスト ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課①、住宅政策推進部地域住宅課②

- ① 恒久的な住宅供給可能量の算出、供給量の算定
- ② 区市町村の公的住宅の建替え・補修・新築による供給可能戸数調査結果の集約

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 公的住宅供給可能量等を調査し、報告する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2年以降	
① 公的住宅供給可能量等を調査し、報告する	
☐ 住宅課	公営住宅等の建替え・補修により住宅供給を行うため、住宅被災まちづくり推進課 度区分判定により補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、都に報告する。
☐ 住宅課	公営住宅等の新築により住宅供給を行うため、区内の用地の現地まちづくり推進課 調査を実施し、調査結果を都に報告する。

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

1. 被災住宅の応急修理

実施担当課: 建築課

更新担当課: 建築課

業務概要

- 災害救助法が適用された地域内において、震災によって半焼・半壊した民間住宅のうち、継続して利用可能な住宅に対し、居住に必要な最小限の応急修理を都と連携して行う。
- 都は、応急修理方針・計画を決定し、発注・契約等を行う。
- 区は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の募集・選定を行う。

事前対策

- 人員確保、応援体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 応急危険度判定調査 (地図・調査票) ☐
- 被災度区分判定調査 (地図・調査票) ☐
- 応急修理の募集案内 ☐
- 応急修理申込書・承諾書 ☒
- 応募者リスト ☐

関連資料・情報等

- 応急修理のフローチャート (資料3-15) ☒
- 東京都被災住宅応急修理基準 (資料3-16) ☒

都の支援体制

担当課: 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

- ① 応急修理基準案等の策定〔事前〕
- ② 応急修理方針の決定、応急修理計画の決定等
- ③ 応急修理の募集・選定事務の区市町村への実施依頼
- ④ 応急修理完了時の施工の確認等についての区市町村への協力依頼

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 被災住宅の応急修理受付のための準備を行う						■				
② 応急修理受付窓口を設置し、申請受付を行う						■				
③ 応急修理を行う被災住宅に関する調査を行う						■				
④ 被災住宅の応急修理工事を行う						■				

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内	
① 被災住宅の応急修理受付のための準備を行う	
☐ 建築課	災害救助法適用事項(委任救助業務事項)を集約する。
☐ 建築課	応急修理被災住宅戸数を算定する。
☐ 建築課	災害救助法適用状況に応じ、応急修理基本方針の策定、人員調整及び班編成、活動事項の伝達・指示など、活動を調整する。
☐ 建築課	政・広報班に対し、住宅応急修理募集の広報を要請し、要請事項に関する調整を行う。
☐ 建築課	り災証明書・住民票・非課税(課税)証明書の交付要請など、応急修理に係わる業務調整を行う。
2ヶ月以内	
② 応急修理受付窓口を設置し、申請受付を行う	
☐ 建築課	応急修理受付窓口を設置する。
☐ 建築課	被災住宅応急修理申込書の受付を行う。
☐ 建築課	応急修理資格(書類)審査を行う。
☐ 建築課	申込書及び応急修理対象戸数の集計を行う。
☐ 建築課	応急修理申請受理件数の集計を行う。

第3章 住宅の復興

2ヶ月以内	
③ 応急修理を行う被災住宅に関する調査を行う	
☐ 建築課	被災住宅の応急修理(工事)業務調整を行う。
☐ 建築課	建設業者の受入管理を行う。
☐ 建築課	工事費の適正審査を行う。
☐ 建築課	応急修理調査事項及び審査結果を報告する。
2ヶ月以内	
④ 被災住宅の応急修理工事を行う	
☐ 建築課	工期日程表を作成する。
☐ 建築課	応急修理工事の施工調整を行う。
☐ 建築課	被災住宅応急修理承諾書の交付決定を行う。
☐ 建築課	被災住宅応急修理承諾書の交付を行う。
☐ 建築課	応急修理工事の完了検査を行う。
☐ 建築課	応急修理(工事)完了戸数を集約する。

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

2. 一時提供住宅の提供に係る要請・確保

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 都からの一時提供住宅の供与に関する協力要請を受け、利用可能な公的住宅等を確保し、都に報告する。

事前対策

- 公的住宅や民間賃貸住宅等の空き状況の把握 ☒

準備すべき物品・データ・様式等

- 被害概況調査（地図・調査票） ☐
- 被害状況調査（地図・調査票） ☐
- 家屋被害台帳（電子データ） ☐
- 被災者生活実態調査データ ☐
- 都市計画施設配置図 ☒

関連資料・情報等

- 一時提供住宅リスト（発災後調査用）（資料3-19） ☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課①、都営住宅経営部資産活用課②

- ① 区市町村への一時提供住宅供与の協力要請、集約等
- ② 住宅リスト様式の準備〔事前〕
都営住宅等の確保、全体戸数の集約等

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

[illegible]

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 一時提供住宅を確保する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都からの協力要請に基づき、一時提供住宅として利用可能な住宅を調査し、確保する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	調査結果を都に報告する。

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

3. 応急仮設住宅等の建設等

実施担当課: 経理課、区民課、都市整備部全課

更新担当課: 建築課

業務概要

- 家屋被害状況調査等に基づき、応急仮設住宅を都と協力して建設する。
- 区は、建設可能用地の確保、概算必要量・供給可能量の算出等を行い、都に必要な数を報告する。
- 建設用地の利用にあたっては、原則として①区有地、②都有地・国有地、③企業等の民有地の順に選定する。
- 建設工事の工事監理は、都と協力して行う。
- また、都と調整しながら不要になった応急仮設住宅を撤去する。

事前対策

- あらかじめ定めた建設予定地の定期的な確認・調査 ☒
- 新たな建設予定地設定の検討 ☐
- 法人等所有の大規模な遊休地の把握 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 応急危険度判定調査（地図・調査票） ☐
- 被災度区分判定調査（地図・調査票） ☐
- 都市計画施設配置図 ☒
- 用地リスト ☒
- 仮設住宅位置図 ☒

関連資料・情報等

- 第1章第7節 1. 用地の確保・調整 ☒
- 第3章第1節 4. 応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定 ☒

都の支援体制

担当課: 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

- ① 建設可能用地（区市町村有地等）の確保
- ② 応急仮設住宅の建設、撤去

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 応急仮設住宅の建設用地調査を行う										
② 応急仮設住宅建設に向けた準備を行う										
③ 応急仮設住宅建設計画を策定し、支援体制を確保する										
④ 応急仮設住宅を建設・設置する										
⑤ 応急仮設住宅を撤去する										

行動内容（詳細）	
発災直後～1週間以内	
① 応急仮設住宅の建設用地調査を行う	
☐ 建築課 区民課 都市計画課 まちづくり推進課 住宅課 建築調整課	建物被害状況を集約する。
☐ 建築課	調査地区割当を作成する。
☐ 建築課	人員調整及び応急仮設住宅チームの編成を行う。
☐ 建築課	応急仮設住宅の建設用地調査の調査準備を行う。
☐ 建築課	建設用地の被害状況調査を行う。
☐ 建築課	応急仮設住宅の設置可否調査を行う。
☐ 建築課	建設用地被災状況表を作成する。

第3章 住宅の復興

1週間以内～2年以降	
② 応急仮設住宅建設に向けた準備を行う	
☐ 建築課 まちづくり推進課 住宅課	住宅建設用地被害状況、応急仮設住宅建設需要数など、応急仮設住宅関連情報を集約する。
☐ 建築課	応急仮設住宅設置可能戸数を算定する。
☐ 建築課 経理課	建設用地の使用事項、ライフライン工事に関する事項、仮設住宅建設(設置)工事に関する事項、不足建設用地に関する事項など、応急仮設住宅建設に関する協議・調整を行う。
1週間以内～2年以降	
③ 応急仮設住宅建設計画を策定し、支援体制を確保する	
☐ 建築課	災害救助法適用事項(委任救助業務事項)を集約する。
☐ 建築課	応急仮設住宅建設計画を策定する。
☐ 建築課	建設活動支援体制の調整・指示を行う。
☐ 建築課	応急仮設住宅の建設要請(都：法適用時) ライフライン引込工事要請(ライフライン機関：法適用前)など、都・関係機関等に対する要請を行う。
☐ 建築課 経理課	建設工事契約(プレハブ建築協会：法適用前)、建設工事事項(人員・建築資材供給等)に関する調整など、建設工事調整を行う。
☐ 建築課	工事工程表を作成する。
ポイント <要援護者等への配慮> 応急仮設住宅建設計画の策定にあたっては、必要に応じて、女性や子育て世帯、災害時要援護者等に配慮する。	

第3章 住宅の復興

2週間以内～2年以降

④ 応急仮設住宅を建設・設置する

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 建築課 | 建設工事関連資料・情報等を作成する。 |
| ☐ 建築課
経理課 | 建設業者の受入を行う。 |
| ☐ 建築課 | 近隣住民に対し、建設工事事項を周知する。 |
| ☐ 建築課 | 建築現場監理を行う。 |
| ☐ 建築課 | 関係機関及び都と連携し、建築完了検査に関する業務を調整する。 |
| ☐ 建築課
住宅課 | 引継書等を作成する。 |
| ☐ 建築課
住宅課 | 鍵・引継書等の引渡し及び管理事項について調整する。 |
| ☐ 建築課
住宅課 | 都に対し、応急仮設住宅設置状況の報告及び入居住宅割当について調整する。 |
| ☐ 建築課
住宅課 | 建設用地管理者に対し、応急仮設住宅の設置状況を報告する。 |

2年以内～2年以降

⑤ 応急仮設住宅を撤去する

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ☐ 建築課 | 都と協力して、撤去の工事監理を行う。 |
|------------------------------|--------------------|

ポイント

<部材等のリサイクル>

応急仮設住宅の撤去に際しては、部材等のリサイクルに努める。

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

4. 入居者の募集・選定・入居手続

実施担当課:住宅課、まちづくり推進課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 入居募集にあたっては、被災者に対し、募集情報を迅速かつ的確に伝達する。
- 入居者選定基準や供給住宅戸数の状況により、段階的に募集・選定を実施する。
- 区は、都からの依頼を受け、入居者の募集、選定等を行う。
- なお、都外への入居希望者については、区で募集し、都が選定を行う。
- 入居手続については、区及び都の入居者選定に基づき、住宅管理者等が行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等	
○ 仮設住宅設置箇所図	☐	○ 応急仮設住宅・一時提供住宅入居者選定基準（案）（資料3-21）	☐
○ 各種手続き書類	☐		
○ 入居者名簿	☐	○ 入居者名簿（案）（資料3-22）	☐

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課②③④⑤、都営住宅経営部指導管理課①③

- ① 一時提供住宅及び応急仮設住宅募集計画の策定（入居者選定の方法・基準・手続等の決定、区市町村への割当計画の作成）
- ② 区市町村への割当計画の提示、募集・選定依頼、募集基準・選定基準等の周知
- ③ 都外の一時提供住宅入居者の選定、区市町村への通知
- ④ 応急仮設住宅及び都借上げによる民間賃貸住宅の入居手続について、区市町村への依頼
- ⑤ 入居者名簿の集約

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 入居者を募集する										
② 入居者を選定する										
③ 入居手続きを行う										

行動内容（詳細）	
1週間以内～1ヶ月以内	
① 入居者を募集する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都の依頼を受け提示された割当計画、募集基準により、入居者の募集を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	広報班に対し、住宅入居募集に関する広報要請及び要請事項について調整する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	住宅入居受付窓口を設置する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	住宅入居申請書の受付を行う。
1週間以内～1ヶ月以内	
② 入居者を選定する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都から示された選定基準に従って、資格審査(入居選定事項)に係わる業務調整を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	住宅入居者の資格(書類)審査を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	住宅入居受付件数(入居割当・入居者数)を報告する。

第3章 住宅の復興

1週間以内～1ヶ月以内

③ 入居手続きを行う

- | | |
|--|--|
| ☐ 住宅課
まちづくり推
進課 | 都の依頼を受け、応急仮設住宅及び都借り上げによる民間賃貸住宅の入居手続きを行う。 |
| ☐ 住宅課
まちづくり推
進課 | 入居許可決定を被災者へ通知する。 |
| ☐ 住宅課
まちづくり推
進課 | 入居説明等、手続きを行う。 |
| ☐ 住宅課
まちづくり推
進課 | 住宅入居管理簿を作成・集約し、都へ報告する。 |
| ☐ 住宅課
まちづくり推
進課 | 入居時期等を検討する。 |

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

5. 応急仮設住宅入居者の管理

実施担当課:住宅課、まちづくり推進課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 都からの依頼を受け、応急仮設住宅の入居者に対して、その安否確認を行うとともに、生活支援サービスを実施する。
- また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力再建の支援を行う。

事前対策

- 応急仮設住宅の入居者管理に係る都との情報交換 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 入居者名簿 ☐
- 家屋・住戸被害台帳（データ） ☐
- 被災者生活実態調査（データ） ☐
- 調査票 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課③④⑤、都営住宅経営部指導管理課①②

- ① 応急仮設住宅等の維持・管理等に係る要綱等の策定
- ② 入居者名簿様式等の準備〔事前〕
- ③ 入居者管理事務の依頼
- ④ 入居者調査の調査内容、方法等の協議、調査結果の集約
- ⑤ 巡回相談内容等の集約

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 応急仮設住宅への住宅入居管理要領を策定する										
② 応急仮設住宅の管理体制を確保する										
③ 応急仮設住宅へ入居者を受入れ、維持管理を行う										
④ 住民組織を育成する										
⑤ 生活環境を整備する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～1ヶ月以内	
① 応急仮設住宅への住宅入居管理要領を策定する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	入居可能な応急仮設住宅等を把握する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	入居戸数及び入居可能者数を算定する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	住宅入居管理要領の策定を行う。
1ヶ月以内～2年以降	
② 応急仮設住宅の管理体制を確保する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	（救助法適用時） 都に対し、確定入居者数及び入居時期報告及び 応急仮設住宅管理について調整する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	（救助法適用前） 管理責任者を選任する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	人員調整及び入居管理事項の伝達・指示を行う。

第3章 住宅の復興

1ヶ月以内～2年以降	
③ 応急仮設住宅へ入居者を受入れ、維持管理を行う	
☐ 住宅課 まちづくり推進課	入居説明及び鍵の引渡し等を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	住宅入居管理簿を整理する。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	住宅管理窓口を設置する。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	要修理(改修)調査を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	(救助法適用前) 応急仮設住宅の修理・改修に関する事項など、住宅管理調整を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	(救助法適用時) 都に対し、入居状況及び修理(改修)事案の報告及び修理・改修業者の派遣調整を行う。
ポイント <入居者の健康管理等について> 入居者の健康管理、メンタルヘルス等の生活支援対策のため、必要に応じて福祉部・保健所と連携し、保健師とうによる巡回相談等を実施する。	
1ヶ月以内～2年以降	
④ 住民組織を育成する	
☐ 住宅課 まちづくり推進課	仮設住宅団地内において、入居者による住民組織を育成する。
1ヶ月以内～2年以降	
⑤ 生活環境を整備する	
☐ 住宅課 まちづくり推進課	都の要請や、応急的な住宅入居者の要望を受け、適宜補修する等の生活環境を整備する。

第3章 住宅の復興

第2節 応急的な住宅の整備

6. 一時提供住宅入居者の管理

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 都が行う一時提供住宅の入居者に対する入居者調査に際し、都の依頼を受け、入居者名簿の作成・報告や入居者調査の実施・報告等を行う。
- また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力再建の支援を行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等
○ 入居者名簿	☐	
○ 家屋・住戸被害台帳（データ）	☐	
○ 被災者生活実態調査（データ）	☐	
○ 調査票	☐	

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課③④、都営住宅経営部指導管理課①②④

- ① 一時提供住宅の維持・管理等に係る要綱等の策定
- ② 入居者名簿様式等の準備〔事前〕
- ③ 入居者名簿作成・報告の依頼
- ④ 入居者調査の調査内容、方法等の協議、調査の依頼・結果の集約・集計

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）											
業 務 概 要	実 施 期 間		発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 入居者名簿の作成等、入居者管理											
② 入居者調査の実施											

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～2年以降	
① 入居者名簿の作成等、入居者管理	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都の依頼を受け、入居者名簿を作成し報告する。
2ヶ月以内～2年以降	
② 入居者調査の実施	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都と調査内容、方法等を協議する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都の依頼を受け、調査を実施するとともに、調査結果を収集し報告する。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

1. マンションの再建に対する支援

実施担当課:住宅課、建築課

更新担当課:住宅課

業務概要

- マンション再建支援にあたっては、都市復興基本計画における復興事業との調整、整合を図る。
- 被災マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、分譲マンション建替え・改修アドバイザーの派遣などにより、支援する。
- 区は、都が決定したマンション再建支援内容の広報や募集事務を行う。
- また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災マンションの建替え及び補修等に対して支援を行う。
- さらに、既存不適格建築物等のマンション建替えについては、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等	
○ 各種手続き書類	☐	○ 都が決定した支援事業に関する情報	☐

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部マンション課①②、市街地建築部建築企画課③

- ① マンション再建に対する支援事業等の決定
- ② 総合設計制度等に関する助言

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① アドバイザーを派遣する					■					
② 合意形成等に係る支援事業を実施する										
③ マンション共用部分の改修工事を支援する										
④ マンション建替えに対する助成事業を行う										
⑤ 既存不適格建築物等のマンション建替えを支援する										

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内	
① アドバイザーを派遣する	
☐ 住宅課	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度の周知を図る。
3ヶ月以内～2年以降	
② 合意形成等に係る支援事業を実施する	
☐ 住宅課	都が決定した支援事業の内容について、区報等に募集情報を掲載する。
☐ 住宅課	募集事務及び審査事務を行うとともに、都に審査結果を報告する。
☐ 住宅課	都からの選定決定通知により、手続事務を行う。
3ヶ月以内～2年以降	
③ マンション共用部分の改修工事を支援する	
☐ 住宅課	区のマンション共用部分リフォーム支援事業や都のマンション改良工事助成事業等の募集情報を区報等に掲載する。

第3章 住宅の復興

3ヶ月以内～2年以降

④ マンション建替えに対する助成事業を行う

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 住宅課
建築課 | 東京都都市居住再生促進事業等の内容について区報等に募集情報を掲載する。 |
| ☐ 住宅課
建築課 | 申請に基づき審査を行い、採択するか否かを決定する。 |
| ☐ 住宅課
建築課 | 法令等の定めに従い、都・国からの補助金の交付を受け、申請者に交付する。 |

3ヶ月以内～2年以降

⑤ 既存不適格建築物等のマンション建替えを支援する

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 住宅課
建築課 | 総合設計制度等を活用して、既存不適格建築物等のマンションの再建支援を図る。 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

2. 定住促進に向けた住宅再建・生活再建支援

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

○ 都が決定した以下の支援事業について、募集情報の掲載等を行う。

- ① 高齢者等の被災者の定住を支援するため、被災者が再建資金不足等により住宅再建が困難な場合に、資産を活用した支援を行う。
- ② 被災者が良質な住宅を確保できるよう、支援を行う。
- ③ 多くの被災者が良質な民間賃貸住宅を確保できるよう、土地資産の有効活用を支援しつつ、民間賃貸住宅の供給支援を図る。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

○ 都が決定した支援事業に関する情報 ☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部民間住宅課

- ① 支援事業の決定

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）											
業 務 概 要	実 施 期 間		発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 支援事業の情報を提供する											

行動内容（詳細）	
3ヶ月以内～2年以降	
① 支援事業の情報を提供する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	被災住宅に対する応急融資に係る調整・支援を実施する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都が決定した支援事業の内容について、区報等に募集情報を掲載する。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

3. 民間住宅の供給支援

実施担当課: 住宅課、建築課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 民間住宅の供給支援にあたっては、都市復興基本計画における復興事業との調整、整合を図る。
- 被災者が良質な住宅に入居できるよう、民間住宅の供給支援を行う。
- 区は、都が決定した事業について募集情報の掲載、募集事務等を行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

- 各種手続き書類



関連資料・情報等

- 都が決定した支援事業に関する情報



都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部民間住宅課・住宅政策課

- ① 都市居住再生促進事業等の実施に係る内容決定等

第3章 住宅の復興

行動手順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 民間マンション等の供給を支援する										

行動内容（詳細）	
3ヶ月以内～2年以降	
① 民間マンション等の供給を支援する	
□ 住宅課	東京都都市居住再生促進事業等の内容について区報等に募集情報を掲載する。
□ 住宅課 建築課	申請に基づき審査を行い、採択するか否かを決定する。
□ 住宅課 建築課	法令等の定めに従い、都・国からの補助金の交付を受け、申請者に交付する。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

4. 民間賃貸住宅入居者に対する支援

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

○ 応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借り上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者に、一定期間の支援を図るなど都が決定する事項について、募集情報の掲載、募集事務等を行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等	
○ 各種手続き書類	☐	○ 都が決定した支援事業に関する情報	☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部民間住宅課

① 民間賃貸住宅入居者支援事業の実施に係る内容決定等

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 民間賃貸住宅入居支援事業を実施する										

行動内容（詳細）	
3ヶ月以内～2年以降	
① 民間賃貸住宅入居支援事業を実施する	
□ 住宅課 まちづくり推 進課	都が決定した民間賃貸住宅入居支援事業の実施に係る内容について、区報等に募集情報を掲載する。
□ 住宅課 まちづくり推 進課	募集事務及び審査事務を行うとともに、都に審査結果を報告する。
□ 住宅課 まちづくり推 進課	都からの選定決定通知に基づき、手続き事務を行う。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

5. 住まい・まちづくり活動への支援

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 住まい・まちづくり活動に関する支援事業の情報提供を行い、建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図ることにより、良質な住宅供給に努める。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 東京都が決定した支援事業に関する情報 ☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課、市街地整備部防災都市づくり課

- ① 住まい・まちづくり活動支援事業の内容決定

第3章 住宅の復興

行動手順

行動プロセス（概要）								
業務概要	実施期間							
	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年 2年
① 支援事業の情報提供								

行動内容（詳細）	
3ヶ月以内～2年以降	
① 支援事業の情報提供	
☐ 住宅課 まちづくり推進課	都が決定した住まい・まちづくり活動に関する支援事業について、区報等に情報を掲載する。
☐ 住宅課 まちづくり推進課	募集事務等を行う。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

6. まちづくりとの連携

実施担当課:住宅課、まちづくり推進課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、組合施行による市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となって、良質な住宅供給に努める。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
	○ 復興住宅供給協議会について ☐ (資料3-25)

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課①、住宅政策推進部民間住宅課②
市街地整備部民間開発課③

- ① 復興住宅供給協議会（仮称）の設置
- ② まちづくり支援事業の決定等
- ③ 民間開発等による住宅供給（市街地開発事業等）

行動手順

行動プロセス（概要）		発災	1週	2週	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
業務概要	実施期間									
	① 復興住宅供給協議会（仮称）に参画する				■					
	② まちづくり支援事業に協力する					■				
	③ 民間開発等による住宅供給を支援する								▶	

第3章 住宅の復興

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内	
① 復興住宅供給協議会（仮称）に参画する	
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	生産者団体、不動産業界団体、消費者団体、国、東京都、区などで構成する「復興住宅供給協議会（仮称）」において、各種復興事業などについての周知連絡、情報交換を図る。
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	また、同協議会において狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制について検討する。
3ヶ月以内	
② まちづくり支援事業に協力する	
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	都が決定した支援事業について、区報等に情報を掲載する。
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	募集事務及び資格審査事務を行う。
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	選定決定を通知、事務手続きを行う。
6ヶ月以内～2年以降	
③ 民間開発等による住宅供給を支援する	
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	組合施行による市街地再開発事業等について、都市計画手続等を経て事業化を図っていく。

第3章 住宅の復興

第3節 自力再建への支援

7. 情報提供・相談体制の整備

実施担当課:住宅課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から、本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。
- こうしたニーズに対応し、被災者の自力再建を促進するため、被災者総合相談所に住宅相談窓口を設置するなど、関係団体等と連携・協力を図りながら、住宅再建に係る各種事業等の情報提供や相談を行う。

事前対策

- 相談体制の整備（相談窓口の役割分担、連携の調整等）

☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

- ① 相談業務等に関する支援

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 住宅相談窓口を設置する										
② 住宅に関する情報提供・相談を行う										

行動内容（詳細）	
発災直後～2年以降	
① 住宅相談窓口を設置する	
☐ 住宅課	臨時相談窓口の設置に伴い、住宅相談窓口を設置する。
☐ 住宅課	臨時相談窓口から被災者総合相談所への移行に対応する。
☐ 住宅課	都及び関係機関、団体等に住宅相談窓口の設置への協力・派遣を要請する。
ポイント <窓口設置の協力関係機関等について> 東京住宅供給公社、都市再生機構、建築士会、税理士会、外国語ボランティア等	
発災直後～2年以降	
② 住宅に関する情報提供・相談を行う	
☐ 住宅課	簡易な情報については、区報・マスコミ等を活用して提供するとともに、他の相談窓口、関係機関に対しても提供を依頼し、対応を依頼する。
☐ 住宅課	災害時に係る住宅情報を一元的に提供するホームページの整備を行う。

第3章 住宅の復興

第4節 公的住宅の供給

1. 区営住宅等の補修・補強

実施担当課: 住宅課、営繕課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 被災度区分判定により補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
○ 区営住宅設計図 ☐	

都の支援体制

担当課: 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課③、都営住宅経営部住宅整備課①②

- ① 応急補修実施基準・解体撤去基準（原案）に係る準備〔事前〕
② 補修等の実施計画（原案）に係る準備〔事前〕
③ 区市町村営住宅等の補修等に係る補助要綱等の作成

行動手順

行動プロセス（概要）		1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
業務概要	実施期間	発 災							
	① 被災状況を把握し、被災度区分を判定する								
	② 応急補修実施基準及び解体・撤去基準を策定する								
	③ 補修等の実施計画を策定する								
	④ 居住者へ案内し、通知及び補修等を実施する								

第3章 住宅の復興

行動内容（詳細）	
2週間以内～6ヶ月以内	
① 被災状況を把握し、被災度区分を判定する	
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	建物の被災状況を調査する。
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	建物等被災状況判定員を選任する。
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	被災度区分判定を行う。 （「第3章第1節 1. 区営住宅の被災度区分判定の実施」を参照）
2週間以内～6ヶ月以内	
② 応急補修実施基準及び解体・撤去基準を策定する	
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	都の原案をもとに策定する。
2週間以内～6ヶ月以内	
③ 補修等の実施計画を策定する	
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	都の原案及び被災状況をもとに策定する。
1ヶ月以内～6ヶ月以内	
④ 居住者へ案内し、通知及び補修等を実施する	
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	被災度区分判定等の結果を居住者に通知する。
☐ 住宅課 まちづくり 推進課	必要に応じて居住者の一時移転先を確保する。
☐ 住宅課 宮繕課 まちづくり 推進課	工事の発注・契約及び工事監理を行う。

第3章 住宅の復興

第4節 公営住宅の供給

2. 公営住宅等の建替え、買取り・借上げ

実施担当課:住宅課、営繕課、まちづくり推進課

更新担当課:住宅課

業務概要

- 公営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進する。
- 各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅の供給を図る。その際、福祉施設等の併設、福祉事業との連携などにも配慮する。
- 被災度区分判定により、建替えが必要となった公営住宅等については、速やかに建替えを行う。
- また、迅速な供給が求められることから、買取り・借上げによる公営住宅の供給を併せて行う。

事前対策

- 買取り・借上げ公営住宅について、実施要綱、認定基準、入居資格等の標準 □ 案作成

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:都市整備局総務部技術管理課①、住宅政策推進部住宅政策課②

- ① 災害復興公営住宅等設計基準の準備（都営住宅設計基準の適宜、適切な見直し）
〔事前〕
- ② 災害復興公営住宅の供給支援

第3章 住宅の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 公営住宅を再建する										
② 買い取り・借り上げによる公営住宅整備を行う										

行動内容（詳細）									
2ヶ月以内～2年以降									
① 公営住宅を再建する									
☐ 住宅課 被災度区分判定の結果に基づき、建替えを行う。 営繕課 まちづくり推 進課									
2ヶ月以内～2年以降									
② 買い取り・借り上げによる公営住宅整備を行う									
☐ 住宅課 買取り・借上げ公営住宅実施要綱等（仮称）に基づき土地所有者 まちづくり推 の申請を受理する。 進課									
☐ 住宅課 買取り・借上げ住宅の認定基準にしたがって物件の審査・認定を まちづくり推 行う。 進課									
☐ 住宅課 適格な住宅については、所有者と売買契約または賃貸借契約を締 まちづくり推 結する。 進課									
☐ 住宅課 公営住宅法、区条例等に基づき、所定の手続きを行う。 まちづくり推 進課									

第3章 住宅の復興

第4節 公的住宅の供給

3. 公営住宅等への入居者の募集・選定

実施担当課: 住宅課、まちづくり推進課

更新担当課: 住宅課

業務概要

- 公営住宅等への入居募集にあたっては、被災者に対して募集情報を迅速かつ的確に伝達する。
- 入居者の選定については、住宅に困窮する低額所得者のうち、高齢者や障害者などを優先するとともに、住宅団地などのミックスコミュニティや従前居住地からの距離などにも配慮する。

事前対策

- 優先入居基準の設定 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 各種申請書類 ☐

関連資料・情報等

- 都営住宅等の募集情報 ☐

都の支援体制

担当課: 都市整備局都営住宅経営部指導管理課

- ① 都営住宅の一時使用から正式入居に移行する際の資格要件等の区市町村への通知
- ② 弱者優先、住宅団地などのミックスコミュニティに配慮した選定基準の策定、区市町村への通知
- ③ 区市町村営住宅一時入居者に対する正式入居意向調査の集約
- ④ 都営住宅等の募集情報の提供

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 公営住宅等の一時使用者への正式意向を調査する										
② 入居者を募集する										
③ 入居者を選定する										

第3章 住宅の復興

行動内容（詳細）	
6ヶ月以内～2年以降	
① 公営住宅等の一時使用者への正式意向を調査する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	区営住宅等の一時入居者に対する正式入居の意向調査を実施する とともに、都に調査結果を報告する。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	区営住宅の正式入居手続等を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	都営住宅入居希望者については、都と調整する。
6ヶ月以内～2年以降	
② 入居者を募集する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	区営住宅、都営住宅、特定優良賃貸住宅、公社・都市再生機構賃 貸住宅の被災者向け募集計画・募集事務を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	募集情報を区民に提供する。
ポイント ＜募集状況の広報に係る配慮事項＞ ア）区報及びマスコミ等により、被災者に募集情報を提供する。 イ）仮設住宅入居者に対して、募集情報を提供する。 ウ）当該区域の広報等に募集情報を掲載する。	
6ヶ月以内～2年以降	
③ 入居者を選定する	
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	各選定基準に基づき、入居者の選定を行う。
☐ 住宅課 まちづくり推 進課	区営住宅に関する選定事務及び入居手続事務を行う。
ポイント ＜区営以外の住宅について＞ 区営住宅以外の住宅の選定事務及び入居手続事務は、住宅管理者 が行う。	

第4章 暮らしの復興

第1節 医療		203
第2節 福祉		207
第3節 保健		234

第4章 くらしの復興

第1節 医療

1. 医療機関の復旧状況に関する情報提供

実施担当課：健康推進課、生活衛生課、保健予防課

更新担当課：健康推進課

業務概要

○ 区内医療機関の開設状況の把握や医療情報を集約し、情報提供を行う。

事前対策

○ 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携確認

準備すべき物品・データ・様式等

○ 住宅地図

○ 医療MAP

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課：福祉保健局医療政策部

- ① 把握すべき医療機関の再開情報の事項について決定
- ② 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、再開情報を一元的に収集する体制を確立
- ③ 収集した医療機関の再開情報を区市町村へ伝達
- ④ 東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、医療機関の再開状況の問い合わせに電話等により対応

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 医療体制調査を行う		■								
② 医療機関の復旧状況を把握する		■	■							
③ 医療機関の復旧状況に関する情報提供を行う		■	■							

第4章 くらしの復興

行動内容（詳細）	
1時間以内～72時間以内	
① 医療体制調査を行う	
☐ 健康推進課 生活衛生課	医療救護状況、医療救護要請事項等の災害情報を集約する。
☐ 健康推進課 生活衛生課	医療機関の被害状況及び診療活動状況の調査を行う。
☐ 健康推進課 生活衛生課	医療機関状況及び医師会等の医療救護活動体制等の調査を行う。
72時間以内～1週間以内	
② 医療機関の復旧状況を把握する	
☐ 健康推進課 保健予防課	医療機関の復旧状況を収集する。
72時間以内～1週間以内	
② 医療機関の復旧状況に関する情報提供を行う	
☐ 健康推進課 保健予防課	医師会・医療機関等と連絡調整を行う。
☐ 健康推進課 保健予防課	区民へ医療機関の被災状況や復旧情報等を提供するとともに、各救護所及び避難所にも掲示する。
ポイント	<保健医療情報センター「ひまわり」の紹介> 医療機関情報については、保健医療情報センター「ひまわり」等を紹介する。

第4章 暮らしの復興

第1節 医療

2. 仮設診療所の設置支援

実施担当課: 健康推進課、保健予防課

更新担当課: 健康推進課

業務概要

- 震災直後の応急対応期においては、医療救護班による応急医療活動を実施するが、地域の医療機関が医療活動を再開するのに合わせて救護所等における応急医療活動は、順次解消していく。一方、医療機関の復旧が遅れている地域や一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、必要に応じて仮設診療所の設置を検討する。

事前対策

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携確認 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
○ 医療MAP ☒

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 福祉保健局医療政策部

- ① 状況に応じて、区市町村に対して仮設診療所を一定期間設置することについて検討を要請
- ② 区市町村において設置が必要と判断した場合には、国に設置に対して助成等を要請・協議
- ③ 国への要請が認められた場合には、助成を受け、区市町村が仮設診療所を設置し、都はこれを支援
- ④ 国への要請が認められない場合には、都が区市町村の仮設診療所設置を支援することにつき改めて検討
- ⑤ 設置にあたっては、区市町村、地区医師会等と診療科目、設置場所、医師等の確保等について協議

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 仮設診療所設置の必要性を検討する										
② 仮設診療所の設置場所を調整する										
③ 関係機関との調整を行う										
④ 仮設診療所を設置する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～2週間以内	
① 仮設診療所設置の必要性を検討する	
☐ 健康推進課 保健予防課	医療機関の被災状況等から仮設診療所開設を検討する。
72時間以内～2週間以内	
② 仮設診療所の設置場所を調整する	
☐ 健康推進課 保健予防課	区有地、企業施設等、仮設診療所の設置場所を協議・調整する。
72時間以内～2週間以内	
③ 関係機関との調整を行う	
☐ 健康推進課 保健予防課	仮設診療所への人材の派遣、医療物資の提供について、医師会・大規模病院へ要請する。
☐ 健康推進課 保健予防課	薬剤師会との調整により開設に必要な医療器材、医薬品を確保する。
72時間以内～2週間以内	
④ 仮設診療所を設置する	
☐ 健康推進課 保健予防課	仮設診療所を開設する。

第4章 暮らしの復興

第2節 福祉

1. 福祉活動関連情報の収集（福祉施設）

実施担当課：福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課

更新担当課：福祉課

業務概要

- 災害時要援護者やその介護者、住宅、支援施設等の被災は、新たな福祉需要を発生させる。福祉需要と福祉施設の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、地域福祉需要調査を実施する。

事前対策

- 都と協議し、調査方法や調査項目、調査票の様式などの調整 ☐
- 事前に専門ボランティアの受入体制の整備 ☐
- 情報を共有化するためのデータベースの検討 ☐
- 要援護者リストの活用を検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 災害時要支援者リスト ☐
- ひとり暮らし高齢者等訪問調査 ☐

関連資料・情報等

- 第1章第2節 4.住民の被害・被災者の生活実態の把握 ☐

都の支援体制

担当課：福祉保健局総務部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部

障害者施策推進部

- ① 区市町村の調査結果に基づき全体的な要援護者の状況を把握して、広域的な観点から、入所施設、ショートステイ及びその他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制の確保に向けた支援
- ② 定期的に情報連絡会議を開催し、おのおのが収集した情報を交換するなどにより、全体的な災害時要援護者の状況の把握

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）									
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年
									2 年
① 調査の実施準備を行う									
② 地域福祉需要調査を実施する									
③ 調査結果を集計し、報告する									

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 調査の実施準備を行う	
☐ 福祉課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課	災害時要援護者やその介護者の被災状況を把握するため、地域福祉需要調査等の実施を決定する。
☐ 福祉課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課	調査票を準備する。
☐ 福祉課 ☐ 高齢者支援課 ☐ 介護保険課 ☐ 障害者支援課	調査員を確保する。
ポイント <被災者生活実態調査との住み分け> 地域福祉需要調査等は、要援護者の生活実態調査とし、「第1章第2節 4.住民の被害・被災者の生活実態調査」と住み分ける。	
1週間以内～2ヶ月以内	
② 地域福祉需要調査を実施する	
☐ 福祉課	地域福祉需要調査を行う。
ポイント <福祉施設> 福祉施設の被害状況の把握を行う。	
1週間以内～2ヶ月以内	
③ 調査結果を集計し、報告する	
☐ 福祉課	調査結果を集計し、震災復興本部に報告する。
ポイント <都への報告> 福祉施設の被害状況を都に報告する。	

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

2. 福祉活動関連情報の収集（児童施設）

実施担当課: こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課

更新担当課: こども政策課

業務概要

- 子育て世帯の住宅、支援施設等の被災は、新たな子育て支援需要を発生させる。
- 保育施設、子ども家庭支援センターをはじめとした支援施設等の再開状況を把握し、増大する子育て支援需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。
- 避難所の開設が必要な場合には、区立、公設民営の児童福祉施設（保育所及び児童館等）を避難所として開設するが、これらの施設が早期に通常業務を再開できるよう、避難所の早期解消に努める。

事前対策

- 被災直後の各関連施設間の通信手段の確立 ☒
- あらかじめ都及び関連部課と調整し、調査票様式、集計フォーマット等の案を作成 ☐
- 情報を共有化するためのデータベースの構築 ☐
- 専門ボランティアの受入体制の整備 ☐
- 子ども家庭支援センター、保育所及び児童館・学童クラブが閉鎖された場合の各地域の代替施設確保の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 被害概況データ ☐
- 通信手段（災害時優先電話、パソコン） ☒

関連資料・情報等

- 発災時初動対応手順（子ども家庭支援センター、保育所及び児童館・学童クラブ用） ☐

都の支援体制

担当課: 福祉保健局総務部、少子社会対策部

- ① 区市町村の調査結果に基づき全体的な要援護者の状況を把握して、広域的な観点から、入所施設、ショートステイ及びその他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制の確保に向けた支援
- ② 定期的に情報連絡会議を開催し、おのおのが収集した情報を交換するなどにより、全体的な災害時要援護者の状況の把握

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）									
業 務 概 要	実 施 期 間		発	1	2	1	2	3	6
			災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	1
① 施設の被害状況を把握する									
② 子育て支援に関する地域福祉需要を調査する									
③ 要支援世帯名簿を作成し、調査結果を報告する									

行動内容（詳細）	
72時間以内～1ヶ月以内	
① 施設の被害状況を把握する	
☐ こども政策課 ☐ 子育て支援課 ☐ 保育課 ☐ 放課後支援課	区立施設の被災状況を調査し、公設民営・法人立施設については、被害状況及び再開の可否、再開の時期について報告を求める。
72時間以内～1ヶ月以内	
② 子育て支援に関する地域福祉需要を調査する	
☐ こども政策課 ☐ 子育て支援課 ☐ 保育課 ☐ 放課後支援課	要支援世帯等を的確に把握し、基本的な子育て支援サービスのニーズの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。
72時間以内～1ヶ月以内	
③ 要支援世帯名簿を作成し、調査結果を報告する	
☐ こども政策課 ☐ 子育て支援課 ☐ 保育課 ☐ 放課後支援課	要支援世帯名簿を作成し、提供するサービスの種類と時期を決定する。
☐ こども政策課 ☐ 子育て支援課 ☐ 保育課 ☐ 放課後支援課	区立、公設民営保育所については都総務局に、私立保育所については都福祉保健局に報告する。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

3. 一時入所の実施（福祉施設）

実施担当課：福祉課、障害者支援課

更新担当課：福祉課

業務概要

- 被災後の福祉需要に対応するため、高齢者福祉施設、障害者福祉施設などの被害状況を把握するとともに、一時的に施設入所が必要となった被災者の入所について調整、斡旋等を行う。
- 受入れ施設が不足する場合は、一時入所可能な施設の情報提供等を都に要請する。

事前対策

- 各所管課で一時入所実施に向けての対応策の検討 ☐
- 一時入所の候補施設のリストアップ ☐
- 電話回線等が使用不可となった場合の、受入れ方法等の検討 ☐
- 区内において受入れ施設が不足する場合の広域調整方法の検討 ☐
- 一時入所受入における災害時用マニュアルの整備 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 第4章第2節 5. 福祉施設の再建支援 ☐

都の支援体制

担当課：

- ① 入所(室)可能な施設及び受入れ可能な人数を把握し、各区市町村に対し、管内における一時入所(室)可能な施設の情報を提供
- ② 各区市町村において受入れ施設が不足する場合には、区市町村の要請により都内での広域調整を行うとともに、他の道府県等に対し、受入れに関する協力を依頼
- ③ 定期的に、各施設における一時入所(室)の状況を把握する。また、入所(室)者が過大と思われる施設については、近隣施設や他縣市等と調整の上、転所の斡旋等を行えるよう区市町村を支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 施設の被害状況を把握する		■	■							
② 入所可能施設・受入れ可能人数を把握する			■	■	■	■	■	■		
③ 一時入所を実施する					■	■	■	■		
④ 入所者数を適正化する							■	■		

行動内容（詳細）	
発災直後～1週間以内	
① 施設の被害状況を把握する	
☐ 福祉課 障害者支援課	福祉施設の被害状況を把握する。区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断するとともに、早期に機能回復するよう応急修理を行うなど、再開に向けた準備を行う。
ポイント <避難所との違い> 一時入所は、「避難生活期」における「避難所」とは異なる。「復興始動期」以降に、福祉施設の空き状況を把握して、一時入所枠を確保するものである。	
1週間以内～6か月以内	
② 入所可能施設・受入れ可能人数を把握する	
☐ 福祉課 障害者支援課	一時入所が可能な施設及び受入れ可能人数を把握するなど、情報収集を行う。
1か月以内～6か月以内	
③ 一時入所を実施する	
☐ 福祉課 障害者支援課	一時的に施設入所が必要となった高齢者等に対し、マニュアルに基づいて一時入所の調整、斡旋を行う。
☐ 福祉課 障害者支援課	受入施設が不足する場合は、都に対し広域調整を要請する。
3か月以内～6か月以内	
④ 入所者数を適正化する	
☐ 福祉課 障害者支援課	入所者が過大と思われる施設については、転所の斡旋等に応じる。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

4. 一時入所の実施（児童施設）

実施担当課:こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課

更新担当課:こども政策課

業務概要

- 被災後の福祉需要に対応するため、子ども家庭支援センター、保育所及び学童クラブなどの被害状況を把握するとともに、保育所、学童クラブについては、一時的に施設入所(室)が必要となった被災者の入所(室)について調整、斡旋等を行う。
- 認可保育所、学童クラブ等においては、保護者が災害復旧活動に従事する等の理由により児童を保育できない状態になった場合に、緊急一時保育、入室を実施する。
- 受入れ施設が不足する場合は、一時入所(室)可能な施設の提供等を都に要請する。

事前対策

- 各所管で一時入所(室)の実施に向けての対応策の検討 ☐
- 区立、公設民営の児童福祉施設（保育所及び学童クラブ等）に対し、災害時における緊急一時保育及び入室制度を周知徹底 ☐
- 各避難所、指定管理者施設等に係る災害時用マニュアルの整備 ☐
- 電話回線等が使用不可となった場合の、受入れ方法等の検討 ☐
- 区内において受入れ施設が不足する場合の広域調整方法の検討 ☐
- 学童クラブ等における緊急一時入室基準等の整備の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 区立保育所緊急一時保育実施要綱 ☐
- 私立・公設民営保育所緊急一時保育実施要綱 ☐
- 保育室・グループ保育室・家庭福祉員緊急一時保育実施要綱 ☐

第4章 暮らしの復興

都の支援体制

担当課：福祉保健局総務部、少子社会対策部

- ① 入所(室)可能な施設及び受入れ可能な人数を把握し、各区市町村に対し、管内における一時入所(室)可能な施設の情報を提供
- ② 各区市町村において受入れ施設が不足する場合には、区市町村の要請により都内での広域調整を行うとともに、他の道府県等に対し、受入れに関する協力を依頼
- ③ 定期的に、各施設における一時入所(室)の状況を把握する。また、入所(室)者が過大と思われる施設については、近隣施設や他縣市等と調整の上、転所の斡旋等を行えるよう区市町村を支援

行 動 手 順

行動プロセス（概要）		発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
業務概要	実施期間									
① 施設の被害状況を把握する										
② 入所(室)可能施設・受入れ可能人数を把握する										
③ 一時入所(室)を実施する										
④ 緊急一時保育・入室を実施する										
⑤ 入所(室)者数を適正化する										

行動内容（詳細）
72時間以内～1ヶ月以内
① 施設の被害状況を把握する ☐ こども政策課 区立施設の被害状況に基づき施設再開の可否を判断するとともに 子育て支援課 に、早期に機能回復するよう応急修理を行うなど、再開に向けた 保育課 準備を行う。 放課後支援課
72時間以内～1ヶ月以内
② 入所(室)可能施設・受入れ可能人数を把握する ☐ こども政策課 一時入所(室)が可能な施設及び受入れ可能人数等の情報を収集 子育て支援課 し、入所(室)可能施設・受入れ可能人数を把握する。 保育課 放課後支援課

第4章 くらしの復興

72時間以内～1ヶ月以内	
③ 一時入所(室)を実施する	
☐	こども政策課 一時的に施設入所(室)が必要となった児童に対し、マニュアルに 子育て支援課 基づいて一時入所(室)の調整、斡旋を行う。 保育課 放課後支援課
☐	こども政策課 受入施設が不足する場合は、都に対し広域調整を要請する。 子育て支援課 保育課 放課後支援課
72時間以内～1ヶ月以内	
④ 緊急一時保育・入室を実施する	
☐	こども政策課 一時的に保育所入所(室)が必要となった児童に対し、入所(室)の 子育て支援課 調整、斡旋等を行う。 保育課 放課後支援課
72時間以内～1ヶ月以内	
⑤ 入所(室)者数を適正化する	
☐	こども政策課 入所(室)者が過大と思われる施設については、転所(室)の斡旋等 子育て支援課 に応じる。 保育課 放課後支援課

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

5. 福祉施設の再建支援

実施担当課：福祉課、高齢者支援課、障害者支援課

更新担当課：福祉課

業務概要

- 被災後の福祉需要に対応するため、福祉施設の被害状況を把握するとともに、被災施設については、事業再開に向けての支援を行う。
- 各施設の被害状況の把握後、早期に再開を図る。また、再建のための支援を国、都と協力して行う。

事前対策

- 応急修繕に対応可能な業者のリストアップ ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 第4章第2節 3.一時入所の実施（福祉施設） ☐

都の支援体制

担当課：福祉保健局生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部

- ① 社会福祉法人の設置する施設について、国への助成の要請、都による独自措置の検討、応急修理の支援の実施

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 福祉施設の被害状況を把握する										
② 福祉施設の再開準備を行う										
③ 福祉施設の再建を支援する										

第4章 くらしの復興

行動内容（詳細）	
発災直後～1週間以内	
① 福祉施設の被害状況を把握する	
☐ 福祉課 障害者支援課	区立・民間施設の被害状況を把握する。
☐ 福祉課 障害者支援課	区立施設については、被害の点検結果に基づき、避難所開設または施設再開の判断を行う。
ポイント <福祉施設への応急給水> 福祉部庶務班は、「福祉施設への応急給水」も所掌するため、施設で断水が確認された場合は、輸送班と連携し対応する。	
2ヶ月以内～2年以内	
② 福祉施設の再開準備を行う	
☐ 福祉課 障害者支援課	施設の軽微な修理、改修は、応急的に業者と契約し対応する。 （大規模な改修は、総務部と連携して対応する。）
☐ 福祉課 高齢者支援課 障害者支援課	民間施設に対しては、都（福祉保健局）や関係機関と連携し、応急修理を支援するなど、再開支援の方策を検討する。
2ヶ月以内～2年以内	
③ 福祉施設の再建を支援する	
☐ 福祉課 障害者支援課	復興に向けた整備を行うとともに、区立施設の再整備については、震災復興基本計画に盛り込む。
☐ 福祉課 障害者支援課	被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。
☐ 福祉課 障害者支援課	区立、民間施設の被害状況を都に報告するとともに、再建のための補助申請を行う。
☐ 福祉課 障害者支援課	各施設の再開情報を、区民に周知する。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

6. 社会福祉法人等の施設の再建支援（児童施設）

実施担当課:こども政策課、子育て支援課、保育課、放課後支援課

更新担当課:こども政策課

業務概要

- 被災後の福祉需要に対応するため、子ども家庭支援センター、保育所、児童館及び学童クラブなどの社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、被災施設については、事業再開に向けての支援を行う。
- 各施設の被害状況の把握後、区立保育所、児童館及び学童クラブは使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。社会福祉法人の設置する施設等(私立、公設民営の施設)に関しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のための支援を国、都と協力して行う。

事前対策

- 指定管理者施設の運営法人と災害時の協力体制の整備 ☐
- ・ 公設民営保育所（11園） ☒
- ・ 公設民営児童館（3館） ☒
- ・ 公設民営子ども家庭支援センター（5館） ☒

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:福祉保健局総務部、少子社会対策部

- ① 社会福祉法人の設置する施設について、国への助成の要請、都による独自措置の検討、応急修理の支援の実施

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 社会福祉施設の被害状況を把握する										
② 社会福祉施設の再開準備を行う										
③ 社会福祉施設の再建を支援する										

第4章 くらしの復興

行動内容（詳細）	
2週間以内～1ヶ月以内	
① 社会福祉施設の被害状況を把握する	
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	区立・民間施設の被害状況を把握する。
2週間以内～1ヶ月以内	
② 社会福祉施設の再開準備を行う	
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断し、通常業務の再開に向けた準備を行う。軽微な修理や改修については応急的な措置を含めて対応する。
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	区立施設については、早期に機能回復できるよう応急修理を行う。
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	社会福祉法人の設置する施設等においては、都（福祉保健局）や関係機関と連携し、応急修理を支援するなど、再開支援の方策を検討する。
2週間以内～1ヶ月以内	
③ 社会福祉施設の再建を支援する	
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	私立の保育所及び学童クラブについては、被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	区立、民間施設の被害状況を都に報告するとともに、再建のための補助申請を行う。
☐ こども政策課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	各施設の再開情報を、区民に周知する。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

7. 在宅サービス体制の整備

実施担当課：福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課

更新担当課：福祉課

業務概要

- 被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障害者が体調を崩すことが考えられる。これらの災害時要援護者についての生活状況を把握し、必要な福祉（在宅）サービスへつなげる。

事前対策

- 災害時要援護者リストの活用を検討 ☐
- 在宅介護支援センターとの連携を検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査） ☐
- ☐

関連資料・情報等

- 第1章第2節 4. 住民の被害・被災者の生活実態の把握 ☐
- 第4章第2節 1. 福祉活動関連情報の収集（福祉施設） ☐

都の支援体制

担当課：福祉保健局高齢社会対策部、障害者施策推進部

- ① 被災の少ない区市町村等に応援を要請
- ② 地域福祉サービスを提供する新たなNPO法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	1 年	2 年
① 要援護者の生活状況を確認し、支援を開始する										
② 見守りを実施し、支援を継続する										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内	
① 要援護者の生活状況を確認し、支援を開始する	
☐ 福祉課 高年齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）を基に、災害援護者のリストを作成する。
☐ 福祉課 高年齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	災害時要援護者のリストを基に、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが中心となり、民生委員、ボランティア団体等と協力して在宅サービス体制に必要な支援の把握・提供等の充実を図る。
☐ 福祉課 高年齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	区は、支援の必要な者に対し、福祉サービスによる支援を開始するとともに、緊急を要する場合は、災害対策本部等と連携し対応する。
2ヶ月以内～2年以内	
② 見守りを実施し、支援を継続する	
☐ 福祉課 高年齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	在宅福祉に関わる様々な人材を活用して、要援護者に対する介護や日常生活支援を行う。
☐ 福祉課 高年齢者支援課 介護保険課 障害者支援課	民生委員やボランティアによる高齢者等への「声かけ運動」等見守り活動を継続する。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

8. 災害援護資金の貸付

実施担当課:福祉課

更新担当課:福祉課

業務概要

- 災害救助法の適用を受ける自然災害により被災した世帯主に対し、災害援護資金等の貸付を行う。

事前対策

- 申請窓口の設置場所 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 災害援護資金申請者一覧 ☐
○ 災害援護資金貸付対象一覧 ☐
○ 災害援護資金借入申込書 ☐

関連資料・情報等

- 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例（資料4-1）及び施行規則 ☐
○ 災害援護資金の貸付手続き（資料4-2） ☐
○ 災害援護資金申請者一覧（資料4-3） ☐
○ 災害援護資金の貸付対象一覧（資料4-4） ☐
○ 災害援護資金借入申込書（資料4-5） ☐

都の支援体制

担当課:福祉保健局生活福祉部計画課、生活支援課

- 1 区市町村からの貸付金申請があった場合、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱により厚生労働大臣あて貸付を申請

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 災害援護資金の貸付に関する準備を行う										
② 災害援護資金受付窓口を設置し、借入申込みを受付ける										
③ 災害援護資金の貸付けを行う										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～2年以内	
① 災害援護資金の貸付に関する準備を行う	
☐ 福祉課	都内災害救助法適用状況を集約する。
☐ 福祉課	政・広報班に対し、災害援護資金貸付に関する広報を要請する。
☐ 福祉課	災害援護資金貸付に関する予算措置調整を行う。
2ヶ月以内～2年以内	
② 災害援護資金受付窓口を設置し、借入申込みを受付ける	
☐ 福祉課	災害援護資金受付窓口を設置する。
☐ 福祉課	借入申込受付及び災害援護資金借入(書類)審査を行う。
☐ 福祉課	災害援護資金貸付者の決定(承認)を行う。
2ヶ月以内～2年以内	
③ 災害援護資金の貸付けを行う	
☐ 福祉課	都貸付金申請について調整する。
☐ 福祉課	会計処理について調整する。
☐ 福祉課	災害援護資金貸付関連通知(承認通知等)を作成する。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

9. 災害弔慰金等の支給

実施担当課: 危機管理課

更新担当課: 危機管理課

業務概要

- 「江東区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」に基づき災害により死亡した区民の遺族に対し「災害弔慰金」を支給する。
- また、精神または身体に著しい障害を受けた区民に対し「災害障害見舞金」を支給する。

事前対策

- 申請、支給窓口の設置場所の検討 ☐
- 対象者への支給方法（受領書の有無）の検討 ☐
- 証明に値する添付書類の検討

準備すべき物品・データ・様式等

- 災害弔慰金・災害障害見舞金申請者一覧 ☐
- 災害弔慰金等の支給対象一覧 ☐
- 添付書類一覧 ☐

関連資料・情報等

- 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例（資料4-1）及び施行規則 ☐
- 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続き（資料4-6） ☐
- 災害弔慰金・災害障害見舞金申請者一覧（資料4-7） ☐
- 災害弔慰金等の支給対象一覧（資料4-8） ☐

都の支援体制

担当課: 福祉保健局生活福祉部計画課

- ① 災害による死亡者の遺族に対して支給する災害弔慰金について、都負担金を交付
- ② 制度の周知を図るため広報を行う。ただし、受付開始時期、場所等具体的な事項は区市町村の広報に依頼
- ③ 重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況と弔慰金支給状況について、他道府県に確認
- ④ 支給にあたっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請
- ⑤ 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金について、都負担金を交付

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 災害弔慰金・災害障害見舞金支給に関する準備を行う										
② 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給相談受付窓口を設置する										
③ 災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～2ヶ月以内	
① 災害弔慰金・災害障害見舞金支給に関する準備を行う	
☐ 危機管理課	総合窓口設置に関する事項等被災者生活対策の検討・調整を行う。
☐ 危機管理課	災害死亡者等の情報及び災害救助法適用事項を集約する。
☐ 危機管理課	各支給対象者リストを作成する。
☐ 危機管理課	政・広報班に対し、各支給金相談・手続に関する広報を要請し、要請事項について調整する。
☐ 危機管理課	災害弔慰金・障害見舞金に関する予算措置調整を行う。
ポイント	<支援要請> 他部署への支援要請を検討する。
72時間以内～2ヶ月以内	
② 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給相談受付窓口を設置する	
☐ 危機管理課	支給相談受付窓口を設置する。
☐ 危機管理課	死亡者(障害者)情報、死亡(障害・疾病)事項、死亡者遺族、障害種類(程度)、支給制限に関する事項、その他区長(本部長)が必要と認める事項等支給手続事項の聴取を行う。
☐ 危機管理課	提出書類の内容確認及び支給対象審査を行う。
☐ 危機管理課	総支給費用及び各支給者数の集計を行う。
☐ 危機管理課	災害弔慰金支給者及び障害見舞金支給者を決定する。
ポイント	<タイトル> 安易な判断をして、後に国で認められない事例もあるため、関連死等審査の難しいケースは、都経由で国へ必ず確認する。

第4章 暮らしの復興

72時間以内～2ヶ月以内

③ 災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する

☐ 危機管理課 都負担金交付申請について都と連絡調整する。

☐ 危機管理課 災害弔慰金・障害見舞金の会計処理調整を行う。

ポイント

<タイトル>

財政課と支給時期等の調整を行う。

会計管理室と例外的な支給方法について調整する。

第4章 暮らしの復興

第2節 福祉

10. 被災者生活再建支援金の支給

実施担当課:福祉課、各部窓口対応担当

更新担当課:福祉課

業務概要

- 被災者生活再建支援法に基づき、生活再建が著しく困難な被災者に対して、都が拠出した基金を活用して支給する被災者生活再建支援金の申請の受付を行う。

事前対策

- 申請受付の際の必要書類の確認 ☐
- 申請窓口の設置場所の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被災者生活再建支援金支給申請書 ☐

関連資料・情報等

- 被災者生活再建支援法 ☐
- 江東区地域防災計画
(第2部 第13章 住民の生活の早期再建) ☐

都の支援体制

担当課:福祉保健局生活福祉部計画課

- ① 各区市町村から申請書及び報告書の取りまとめ、基金へ送付

行動手順

行動プロセス(概要)

業務概要	実施期間	発災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	年	年
① 被災者生活再建支援金の申請受付窓口を開設する										
② 被災者生活再建支援金の申請受付を行う										
③ 被災者生活再建支援金を支給する										

第4章 くらしの復興

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～1年以内	
① 被災者生活再建支援金の申請受付窓口を開設する	
☐ 福祉課	被災者生活再建支援法適用状況を集約する。
☐ 福祉課	窓口設置場所の選定及び設置時期を検討する。
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	支援金申請関連書類等の準備を行う。
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	支援金申請受付窓口を設置する。
☐ 福祉課	都・被災者生活再建支援法人に対し、受付窓口設置状況の報告、支援金支給事務調整報を行う。
☐ 福祉課	政・広報班に対し、支援金支給に関する広報要請を行う。
1ヶ月以内～1年以内	
② 被災者生活再建支援金の申請受付を行う	
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	申請事項に関する口頭聴取、要添付書類の確認など、支援金支給申請書の受付を行う。
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	受付申請書等の整理・集計を行う。
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	関係機関及び都と連携し、申請書類等の発送(送付)に関する業務を調整する。
☐ 福祉課 各部窓口対応 担当	支援金支給申請受付件数を報告する。
1ヶ月以内～1年以内	
③ 被災者生活再建支援金を支給する	
☐ 福祉課	支援金支給対象者数を集約する。
☐ 福祉課	被災者生活再建支援金の支給を行う。

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

11. 義援金等の募集、配分

実施担当課: 地域振興課

更新担当課: 地域振興課

業務概要

- 被災直後から一般区民や団体等より義援金が寄せられることが予想される。寄せられた義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、都に設置される「義援金募集配分委員会（日本赤十字社、都、区市町村、関係機関等により構成）」において、配分計画が定められる。
- 区は都と連携し、義援金交付申請や配分に関する事務を行う。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

- 申請書類



関連資料・情報等

- 江東区地域防災計画
（第2部 第13章 住民の生活
の早期再建）



都の支援体制

担当課: 福祉保健局指導監査部指導調整課

- ① 震災直後から、被災の状況を把握し、都として義援金の募集を行うか否かを検討し、決定
- ② 被災の状況を勘案し、八都県市など他県市を含めて合同で実施するか検討する。発災後、迅速に対応できるよう、検討体制については八都県市で調整
- ③ 義援金の募集を決定した場合、義援金の募集・配分を適正、公平に行うために、都の設置要綱に基づき義援金募集配分委員会を設置
- ④ 銀行等の金融機関に都福祉保健局名義の普通預金口座を開設し、義援金の受付を行う。受け付けた義援金は、適宜受付状況を同委員会に報告するとともに、配分が決定された後、委員会に送金
- ⑤ （義援金募集配分委員会）被災状況と集まった義援金の額を考慮し、被災区市町村を単位として、配分計画を策定し、被災区市町村に義援金の配分を実施

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1	2
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 義援金・義援物資募集を決定し、義援金品の募集・受領・配分などに関する準備を行う										
② 義援金・義援物資を募集し、受入・管理を行う										
③ 義援金・義援物資を交付（配布）する										

行動内容（詳細）	
48時間以内～2年以降	
① 義援金・義援物資募集を決定し、義援金・義援物資の募集・受領・配分などに関する準備を行う	
☐ 地域振興課	都義援金募集配分委員会設置状況、被災者状況(数)等都対策状況等を集約する。
☐ 地域振興課	義援金・義援物資の募集要否など、部長会議に回る調整事項を検討する。
☐ 地域振興課	政・広報班に対し、義援金・義援物資募集に関する広報を要請し、要請事項について調整する。
☐ 地域振興課	義援金口座(地域振興課長名義)を開設する。
☐ 地域振興課	義援物資保管場所を選定する。
ポイント <義援物資の取扱い> 生活必需品等の需給状況を踏まえ、適宜その要否を検討・決定する。また、受け入れ希望物資のリストを作成し、広報する。	
48時間以内～2年以降	
② 義援金・義援物資を募集し、受入・管理を行う	
☐ 地域振興課	受付窓口・義援物資保管場所を設置する。
☐ 地域振興課	義援金・義援物資の受入管理を行う。
☐ 地域振興課	受領書の発行・整理を行う。

第4章 くらしの復興

2週間以内～2年以降

③ 義援金・義援物資を交付（配布）する

- | | |
|--------------------------------|--|
| ☐ 地域振興課 | 義援金・義援物資配分管理表を作成する。 |
| ☐ 地域振興課 | 政・広報班に対し、義援金・義援物資配布に関する広報要請及び要請事項について調整する。 |
| ☐ 地域振興課 | 区・輸送班に対し、義援物資の輸送要請及び要請事項について調整する。 |
| ☐ 地域振興課 | 交付申請窓口設置並びに義援物資受入管理を行う。 |
| ☐ 地域振興課 | 輸送事項について調整する。 |
| ☐ 地域振興課 | 義援物資の配布管理を行う。 |
| ☐ 地域振興課 | 義援金交付申請受付及び書類審査(り災状況照合)を行う。 |

第4章 くらしの復興

第2節 福祉

12. 生活保護世帯の訪問、巡回等による支援の実施

実施担当課: 保護第一課、保護第二課

更新担当課: 保護第一課、保護第二課

業務概要

- 被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。こうした方々は制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う方であることが想像できる。このため、可能な限りケースワーカー（以下、CWという。）の巡回訪問を実施し、生活保護制度等に関する知識の普及を図るとともに要保護者の把握に努める。
- また、復旧・復興期における訪問活動は、公共住宅や応急仮設住宅に入居する災害時要援護者について重点的に行うこととする。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

- 生活保護のしおり
- 相談受付票
- 保護申請書

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 福祉保健局生活福祉部保護課

- ① 区市町村からの報告に基づき、被災の実態に即した保護の適用を指導
- ② 必要に応じて、東京都民生児童委員連合会等関係団体や関係機関等に働きかけを行い、民生委員、保健師、ケースワーカーの連携が図られるよう支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 要保護者を発見する										
② ケースワーカーによる巡回訪問を行う										
③ 生活保護制度を周知する										

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
① 要保護者を発見する	
☐ 保護第一課 保護第二課	被災後の生活実態調査や地域住民等からの情報提供で、保護が必要な方を把握する。
☐ 保護第一課 保護第二課	保護が必要と判断された場合は、ケースワーカー（CW）による訪問を実施する。
☐ 保護第一課 保護第二課	保護が必要と判断される場合は、迅速な手続きをとる。
1ヶ月以内～1年以内	
② ケースワーカーによる巡回訪問を行う	
☐ 保護第一課 保護第二課	CW巡回班を組織する。
☐ 保護第一課 保護第二課	公共住宅や応急仮設住宅、既存住宅に独居している被保護者に対してCWによる巡回訪問を実施し、相談に応じる。
1ヶ月以内～1年以内	
③ 生活保護制度を周知する	
☐ 保護第一課 保護第二課	震災後の生活の変化により生活保護の対象になる可能性の高い公共住宅や応急仮設住宅入居者、独居高齢者等を中心に、生活保護制度や福祉施策のパンフレットを配布する。

第4章 くらしの復興

第3節 保健

1. メンタルヘルスケア

実施担当課: 保健予防課

更新担当課: 保健予防課

業務概要

- 被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを行う。

事前対策

- 被災時のこころの健康相談業務従事者の編成 ☐
- 江東区災害時医療救護活動マニュアル等を用いた研修及び模擬訓練の実施 ☐
- 安心して相談できる場所の確保 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 被災者健康相談票 ☒

関連資料・情報等

- 災害時の「こころのケア」の手引き ☒
- 江東区災害時医療救護活動マニュアル ☒
- 過去の震災時等の被災者事例記録 ☐

都の支援体制

担当課: 福祉保健局指障害者施策推進部精神保健・医療課①～⑤

教育庁教育相談センター⑥

- ① 保健所・精神保健福祉センターを拠点に精神相談室を設置
- ② 巡回精神相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制を確立
- ③ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を実施
- ④ 精神保健医療に関する指揮命令及び連絡・調整は、福祉保健局長が定める者が実施
- ⑤ メンタルヘルスケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者等救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことから、これらの人々に対するメンタルヘルスケアの実施についても検討
- ⑥ 学校活動の円滑な再開に向け、職員等を派遣し、児童・生徒の心のケア対策を支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）									
業 務 概 要	実 施 期 間		発	1	2	1	2	3	6
			災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ
				間	間	月	月	月	月
									1
									年
									2年
① 被災住民に対する相談体制・医療情報提供を確立する									
② 避難所等の巡回活動による被災者のメンタルヘルスケアを行う									
③ 「こころのケア」を支援する									

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2ヶ月以内	
① 被災住民に対する相談体制・医療情報提供を確立する	
☐ 保健予防課	保健相談所等を拠点として、相談体制を確立し、電話相談や医療情報の提供を行う。
1ヶ月以内～2年以降	
② 避難所等の巡回活動による被災者のメンタルヘルスケアを行う	
☐ 保健予防課	精神科医等による、巡回精神保健相談業務を実施する。
☐ 保健予防課	復興業務に従事する者へのメンタルヘルスケアを実施する。
☐ 保健予防課	巡回活動状況等に関する連絡調整を行う。
1ヶ月以内～2年以降	
③ 「こころのケア」を支援する	
☐ 保健予防課	保育所、幼稚園、小中学校等における「こころのケア」を支援する。

第4章 暮らしの復興

第3節 保健

2. 被災住民の健康管理

実施担当課:保健予防課、健康推進課

更新担当課:保健予防課

業務概要

- 生活環境の急激な変化等に対応できない被災住民等の健康管理を支援する。
 - 1 被災者の健康相談を引続き実施する。
 - 2 特に、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者に対して、配慮する。

事前対策

- 要援護者について関係機関と情報共有の促進 ☐
- 保健師、栄養士、歯科衛生士等からなる保健活動班の編成 ☐
- 江東区災害時医療救護活動マニュアル等を用いた研修及び模擬訓練の実施 ☐
- 住民への啓発活動（常備薬の確保等） ☐
- 安心して相談できる場所の確保の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 聴診器、血圧計、体温計など ☒
- 医薬品の確保 ☐
- 消毒剤、手袋、マスクなど ☒
- 被災者健康相談票 ☐

関連資料・情報等

- 災害時の「こころのケア」の手引き ☒
- 江東区災害時医療救護活動マニュアル ☒
- 過去の震災時等の被災者事例記録 ☐

都の支援体制

担当課:福祉保健局保健政策部保健政策課

- ① 保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を実施
- ② 区市町村からの要請に基づき、被災地外区市町村や他県市に、保健活動班の派遣を要請
- ③ 区市町村と協力して、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を支援
- ④ 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援
- ⑤ 避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 被災者健康管理計画を策定し、支援体制を確保する		■								
② 巡回活動による被災者の健康診断(相談)を行う										

行動内容（詳細）	
6時間以内～72時間以内	
① 被災者健康管理計画を策定し、支援体制を確保する	
☐ 保健予防課	避難所関連情報及び要請事項を集約する。
☐ 保健予防課	巡回指導・支援活動要員を算定する。
☐ 保健予防課	被災者健康管理計画を策定する。
☐ 保健予防課	被災者健康管理計画を調整し、決定する。
☐ 保健予防課	都・医師会等に対し、保健師・精神科医師等の派遣、医療器材の供給を要請し、要請事項について調整する。
☐ 保健予防課	総・経理班に対し、生活必需品・車両等の調達を要請し、要請事項について調整する。
☐ 保健予防課	区・輸送班に対し、人員等の輸送を要請し、要請事項について調整する
1ヶ月以内～2年以降	
② 巡回活動による被災者の健康診断(相談)を行う	
☐ 保健予防課	派遣要員・生活必需品・医療器材等の受入管理を行う。
☐ 保健予防課	医療器材等を分配する。
☐ 保健予防課	輸送・支援活動事項について調整する。
☐ 保健予防課	応援要請事項の対策を検討する。
☐ 保健予防課 健康推進課	避難所等の巡回活動による被災者の健康診断(相談)を実施する。

第4章 くらしの復興

第3節 保健

3. 防疫活動の実施

実施担当課: 保健予防課、生活衛生課

更新担当課: 保健予防課

業務概要

○ 災害時における感染症患者の発生・流行を予防する。

事前対策

- 防疫活動従事者の編成 ☐
- 「東京都感染症対策の手引き」「江東区災害時医療救護活動マニュアル」等を用いた研修及び模擬訓練の実施 ☐
- 防疫活動及び感染症発生時対応の模擬訓練の実施 ☐
- 消毒については、生活衛生課を中心とした連携体制の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 消毒薬、消毒器材 ☐
- 防護服、マスク、ゴーグル等 ☒
- 防虫剤、殺そ剤 ☐
- 噴霧器 ☐

関連資料・情報等

- 東京都感染症対策の手引き ☒
- 江東区災害時医療救護活動マニュアル ☒
- 過去の震災時等の防疫業務対応事例 ☐

都の支援体制

担当課: 福祉保健局健康安全部環境衛生課、感染症対策課

- ① 区市町村の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または、区市町村との調整を実施
- ② 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会、都薬剤師会等に協力を要請
- ③ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成・出動
- ④ 区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を実施
- ⑤ 感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6		
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	1	2
			間	間	月	月	月	月	年	年
① 防疫活動班を編成する										
② 衛生管理、防疫の指導・措置を行う										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2年以降	
① 防疫活動班を編成する	
☐ 保健予防課 生活衛生課	状況に応じて、防疫活動班を編成する。
1週間以内～2年以降	
② 衛生管理、防疫の指導・措置を行う	
☐ 生活衛生課	避難所などを巡回し、消毒やそ族昆虫の駆除、防疫の指導を行う。
☐ 保健予防課	避難所などを巡回し、感染症患者の早期発見・隔離を行う。

第4章 くらしの復興

第3節 保健

4. 食品・飲料水の安全確保

実施担当課:生活衛生課、健康推進課

更新担当課:生活衛生課

業務概要

- 水道設備の復旧の遅れ等により、避難所や食品・環境衛生関係営業施設などで貯水槽の残水等を使用することが予想されるため、応急対応期に引き続き飲料水の安全確保のため衛生指導を行う。
- 不十分な調理や食品の保管など衛生管理がもとで、食中毒などが発生しないよう、食品の衛生監視や指導を行う。また、栄養状態の悪化を防ぐための支援を行う。

事前対策

- 震災時等に大規模な食事を提供できる協力施設の把握 ☐
- 飲料水用残留塩素測定器材の整備 ☐
- 営業情報提供の手段の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 給水施設一覧表 ☒
- 残留塩素測定器材 ☐
- 給水設備検査機材 ☐
- 避難所リスト ☒
- 食品取扱状況調査票 ☐
- 災害時における協力協定団体一覧 ☒

関連資料・情報等

- 江東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱 ☐

都の支援体制

担当課:福祉保健局健康安全部食品監視課、環境保健衛生課

- ① 被災直後には、食品衛生監視班・環境衛生指導班を編成し、区市町村と連携を図りながら食品・飲料水の安全を確保
- ② 区市町村からの要請に応じ、避難住民に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を実施
- ③ 区市町村からの要請に応じ、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を実施

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 水道施設の被害状況を確認する										
② 衛生指導を実施する										
③ 給水設備・施設の衛生状況を調査し、指導する										

行動内容（詳細）	
72時間以内～2週間以内	
① 水道施設の被害状況を確認する	
☐ 生活衛生課	水道施設の被害状況を確認する。
72時間以内～2年以降	
② 衛生指導を実施する	
☐ 生活衛生課	飲料水の安全確保のため、必要に応じて区民への衛生指導を行う。
☐ 生活衛生課 健康推進課	食品の安全確保のため、避難所などを巡回し、食品衛生及び栄養管理に係る指導・支援を行う。
☐ 生活衛生課	飲料水の消毒効果の確認のため、必要に応じて、残留塩素濃度の測定を行う。
ポイント	＜役割分担＞ 避難所管理運営者との役割分担を明確にする。 ＜都への支援要請＞ 都に物資の支援を要請をする際に、より具体的な内容を伝達できるようにする。
72時間以内～2年以降	
③ 給水設備・施設の衛生状況を調査し、指導する	
☐ 生活衛生課	早期に営業を再開した食品・環境衛生関係営業施設の営業者に対し、必要に応じて、衛生監視や指導を行う。
☐ 生活衛生課 健康推進課	給食施設等に対する、食品衛生及び栄養管理に係る巡回指導・支援を行う。

第4章 くらしの復興

第3節 保健

5. 動物の保護管理

実施担当課:生活衛生課

更新担当課:生活衛生課

業務概要

- 震災の発生により、避難所への避難に際し、飼養動物を同行することや飼養されている動物が逸走・負傷・放し飼い状態となる事態が予測される。
 - 1 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
 - 2 都・関係団体との連携のもと、逸走・負傷動物の適切な救護及び避難所等における動物の適正飼養の相談・指導等を行う。

事前対策

- 動物救護班用作業シートの作成 ☐
- 保護動物用資材の備蓄（ケージ等） ☐
- 飼い主不明の動物保護収容場所の確保 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 江東区保健所災害時活動マニュアル ☒
- 動物救護管理様式集 ☒

関連資料・情報等

- 災害時における動物救護活動についての協定書 ☒

都の支援体制

担当課:福祉保健局健康安全部環境衛生課

- ① 被災動物の保護、援護の中心となる「動物救援本部」（都獣医師会、動物関係団体等が設置）との連絡調整
- ② 都は、関係部局及び区市町村への情報提供を行うほか、動物愛護相談センターに「動物保護班」「動物医療班」を編成し、動物の保護、避難所での適正飼養の支援、「動物救援本部」への応援等を実施
- ③ 人に危害を与える恐れのある特定動物の逸走通報があった場合、関係機関と連携して適切に対応

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 動物救護本部を設置する										
② 飼養動物の同行避難に関する受け入れ体制等の整備										
③ 動物救護体制の整備										
④ 動物救護本部等を廃止する										

行動内容（詳細）	
48時間以内～1週間以内	
① 動物救護本部を設置する	
☐ 生活衛生課	都及び東京都獣医師会江東支部の協力を得て、「動物救護本部」を設置する。
☐ 生活衛生課	区内動物愛護団体等のボランティアの受入窓口を調整し設置する。
72時間以内～6ヶ月以内	
② 飼養動物の同行避難に関する受け入れ体制等の整備	
☐ 生活衛生課	同行動物について情報収集を行う。
☐ 生活衛生課	避難所での動物の飼養場所について調整する。
☐ 生活衛生課	避難場所での動物の飼養の自主管理体制を確立する。
☐ 生活衛生課	都及び獣医師会、ボランティアと連携して避難所での動物の適正飼養に関して巡回指導を実施し、資材を配布する。
ポイント	<都への支援要請> 都に人的あるいは物資の支援を要請をする際に、より具体的な内容を伝達できるようにする。

第4章 くらしの復興

72時間以内～6ヶ月以内

③ 動物救護体制の整備

- ☐ 生活衛生課 逸走、負傷動物について情報収集を行う。
- ☐ 生活衛生課 逸走、負傷動物の一時保管場所及び負傷動物の救護所を確保する。
- ☐ 生活衛生課 都との連絡調整を行うとともに、都が実施する動物救護活動に協力する。
- ☐ 生活衛生課 都及び獣医師会、ボランティアと連携して一時保管場所・救護所を管理する。
- ☐ 生活衛生課 保護動物及び負傷動物を、都に引き渡す。

ポイント <都への支援要請>

都に人的あるいは物資の支援を要請をする際に、より具体的な内容を伝達できるようにする。

6ヶ月以内～2年以降

④ 動物救護本部等を廃止する

- ☐ 生活衛生課 動物救護本部、動物救護所等を廃止したときは、都に通知するとともに、区民に周知を図る。

第4章 暮らしの復興

第3節 保健

6. 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援

実施担当課:生活衛生課、経済課

更新担当課:生活衛生課

業務概要

- 震災時の被害状況によっては、断水等により被災者の入浴が困難となる事態が予想されることから、公衆浴場の被害状況と営業状況を把握し、区民に情報提供を行う。
- また、被災した公衆浴場の再開を支援することにより、災害時における公衆衛生の向上を図る。

事前対策

- 公衆浴場のリストの作成 ☒
- 営業情報提供の手段の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:福祉保健局健康安全部環境保健衛生課③、生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課①、産業労働局金融部金融課②

- ① 保健所、公衆浴場業生活衛生同業組合と協力して公衆浴場の営業状況を把握し、都民に対して情報を提供
- ② 被災した公衆浴場に対しては、融資等により営業再開を支援
- ③ 再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 被災・営業状況を把握する										
② 区民へ情報を提供する										
③ 営業再開に向け支援する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～1ヶ月以内	
① 被災・営業状況を把握する	
☐ 生活衛生課 経済課	公衆浴場の被災状況と営業状況を把握する。
☐ 経済課	把握した被害状況や営業状況を速やかに保健所へ連絡する。
1週間以内～1ヶ月以内	
② 区民へ情報を提供する	
☐ 生活衛生課 経済課	営業している公衆浴場の情報を区民に提供する。
1週間以内～1ヶ月以内	
③ 営業再開に向け支援する	
☐ 生活衛生課 経済課	再開のための営業許可に関する相談等に応じ、早期に再開が可能となるよう支援する。
☐ 経済課	被災した公衆浴場に対し、復興の際に利用可能な都融資制度等の情報提供を行う。

第4章 暮らしの復興

第3節 保健

7. 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援(理容所・美容所、クリーニング所及び飲食店等)

更新担当課:生活衛生課

業務概要

- 被災者の衛生確保のために、生活衛生関係の各組合と連携して、生活衛生関係営業施設（理容、美容、クリーニング等）の営業状況を把握し、区民への情報提供を行う。
- 区が開設した避難所において、各種環境衛生サービス業務を実施する必要性が生じた場合は、「災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定」に基づき、江東区環境衛生協会に各種環境衛生サービス業務の提供を要請する。
- また、早期に営業可能な生活衛生関係施設に対し、衛生指導等相談を通じ再開に向けた助言等を行う。

事前対策

- 営業施設のリストの作成 ☒
- 生活衛生関係の各組合との連絡体制の整備の検討 ☐
- 営業情報提供の手段の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

- 災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定 ☐

都の支援体制

担当課:福祉保健局健康安全部食品監視課、環境保健衛生課

- ① 保健所及び各生活衛生同業組合と協力して理容所、美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、都民に対して情報を提供
- ② 理容所、美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可・融資等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援

第4章 くらしの復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 営業施設の被災状況を把握する										
② 施設の営業状況を把握し、情報提供・衛生指導を行う										
③ 営業再開に向け支援する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～1ヶ月以内	
① 営業施設の被災状況を把握する	
☐ 生活衛生課	できるだけ速やかに、生活衛生関係営業施設の被災状況を把握する。
☐ 生活衛生課	区が開設した避難所において、必要に応じて、江東区環境衛生協会に各種環境衛生サービス業務の提供を要請する。
1週間以内～1ヶ月以内	
② 施設の営業状況を把握し、情報提供・衛生指導を行う	
☐ 生活衛生課	各生活衛生組合と連携して生活衛生関係営業施設の営業状況の情報を把握し、区民に提供する。
1週間以内～1ヶ月以内	
③ 営業再開に向け支援する	
☐ 生活衛生課	早期に再開が可能となるよう営業許可・確認に関する相談や助言等を行う。

第5章 産業の復興

第1節	産業復興方針の策定	251
第2節	中小企業施策	255
第3節	観光施策	267
第4節	雇用・就業施策	270

第5章 産業の復興

第1節 産業復興方針の策定

1. 緊急対応事項選定のための状況報告

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 適切な復興支援策を打ち出すために、区内産業の被害状況やニーズを把握する。
- 把握した情報は、都に報告し、都が産業労働局内に設置する「産業対策復興委員会」における「緊急対応事項」の選定に反映させる。

事前対策

- 事前に区内産業経済団体（東京商工会議所江東支部、江東産業連盟、城東工場連盟、商店街連合会等）に調査への協力依頼 ☐
- 調査項目や調査票の様式の作成 ☐
- 区で把握していない企業等への調査方法の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 被害概況データ ☐
- 各種調査票 ☒

関連資料・情報等

- 第1章第2節 4. 住民の被害・被災者の生活実態の把握 ☐
- 事業所被害・復旧状況分析表等 ☐

都の支援体制

担当課: 産業労働局総務部

- ① 産業復興対策委員会の設置
- ② 局の緊急対応事項選定
- ③ 復興基金による事業実施の検討

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 区内産業の被害状況を把握する										
② 支援ニーズを把握し、都へ報告する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～2週間以内	
① 区内産業の被害状況を把握する	
☐ 経済課	区内産業経済団体に被害状況調査を依頼し、詳細な被害状況把握に努める。
ポイント	＜広く状況把握に努める＞ 団体からの情報収集にあわせ、災害対策本部を含め可能なチャネルを活用し、状況把握に努める。
1週間以内～2週間以内	
② 支援ニーズを把握し、都へ報告する	
☐ 経済課	被害状況に応じて、現場調査や区内産業経済団体へのヒアリングを行い、支援ニーズを把握する。
☐ 経済課	把握した情報をとりまとめ、都に報告する。
ポイント	＜必要な支援の把握に努める＞ 現場調査においては、積極的に被災事業者にヒアリングを行い、有効な支援ニーズの取集に努める。

第5章 産業の復興

第1節 産業復興方針の策定

2. 産業復興計画原案に対する都への意見及び調整

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 産業復興の基本的な枠組みを示すため、産業復興基本方針を策定する。その後、産業復興に関する基本計画となる産業復興計画の策定を行っていく。
- また、都が策定する「産業復興計画原案」に関する都からの意見照会に対し、区の立場での意見を整理し、必要に応じて都と調整する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局総務部

- ① 計画策定体制の整備
- ② 計画原案の策定
- ③ 計画原案の発表及び都民からの意見集約
- ④ 計画原案の区市町村への意見照会及び調整
- ⑤ 計画の策定及び発表

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 産業復興基本方針案を作成する										
② 産業復興計画原案に関する意見を整理し、調整する										
③ 産業復興基本計画案を作成する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 産業復興基本方針案を作成する	
☐ 経済課	災害対策本部（震災復興本部）からの情報や、区内産業経済団体の支援ニーズに基づき、産業復興基本方針案を作成する。
☐ 経済課	産業復興基本方針案を震災復興基本方針案に反映させる。
2週間以内～3ヶ月以内	
② 産業復興計画原案に関する意見を整理し、調整する	
☐ 経済課	都が策定する「産業復興計画原案」の内容確認及び意見集約を行い、必要に応じて都と調整する。
ポイント	< 十分な調整に努める > 復興にあたっては都の計画に頼るところが大きいいため、区の実情に合わせた十分な調整を都と行う。
2週間以内～6ヶ月以内	
③ 産業復興基本計画案を作成する	
☐ 経済課	震災復興方針に基づき、産業復興基本計画案を作成する。
☐ 経済課	産業復興基本計画を震災基本計画に反映する。

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

1. 都への人員派遣及び支援策の検討

実施担当課: 経済課、職員課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 被災直後の混乱した状況の下で、迅速かつ正確に被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが、その後の復旧・復興の進展にとって極めて重要である。
- このため、都が現地調査を実施するにあたり編成される現地調査班について、都からの要請に応じて人員を派遣する。
- 現地調査実施後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。

事前対策

- 都が作成した「現地調査に関する実施方針」の周知 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局総務部

- ① 事業所被害概況調査
- ② 定期的な事業所被害・復旧状況調査
- ③ 被害・復旧状況の整理・分析結果の情報提供

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 現地調査班へ人員を派遣する										
② 現地調査班における分担業務を遂行する										
③ 被害・復旧状況に基づく支援策を検討し、実施する										

行動内容（詳細）	
1週間以内～1年以内	
① 現地調査班へ人員を派遣する	
☐ 経済課 職員課	都からの人員派遣要請を受理する。
☐ 経済課 職員課	被災状況に応じて職員を選定し派遣する。
ポイント	＜適切な人材の派遣＞ 職員課と調整のうえ、業務内容によっては経済課経験者等の選任も視野に入れ、適切な派遣に努める。
1週間以内～1年以内	
② 現地調査班における分担業務を遂行する	
☐ 経済課 職員課	都が現地調査を実施するにあたり編成する現地調査班の中で、割り当てられた業務を遂行する。
ポイント	＜情報の共有＞ 派遣職員は必要に応じて都区に関わるそれぞれの情報を提供する等、共有化に努める。
1週間以内～1年以内	
③ 被害・復旧状況に基づく支援策を検討し、実施する	
☐ 経済課 職員課	都から被害・復旧状況分析データを入手する。
☐ 経済課 職員課	基礎データとして活用し、新規支援策を立案・実施する。

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

2. 取引状況調査に基づく支援策の検討

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 都から取引状況調査の分析結果の提供を受け、被災後の中小企業が順調に事業を継続・再開しているかの把握を行う。
- 企業の取引が滞り、事業継続に支障がある場合には、取引活動の阻害要因等を取り除くなど、支援策を検討し実施する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等	
○ 住宅地図	☒	○ 災害復旧・復興時の事業再開等 関連施策（資料5-1）	☐
○ 被害概況データ	☐		

都の支援体制

担当課: 産業労働局商工部(財団法人中小企業振興公社)

- ① 定期的な取引状況調査
- ② 取引状況の整理・分析及び区市町村への配付

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 調査結果に基づく支援策を検討し、実施する										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～2年以降	
① 調査結果に基づく支援策を検討し、実施する	
☐ 経済課	都から取引状況調査の分析結果を入手する。
☐ 経済課	分析結果に基づいて新規支援策を立案・実施する。
ポイント ＜他区との連携＞ より本区のニーズに合った新規支援策とするため、立案においては他区とも連携し情報の共有化を図り進める。	

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

3. 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供に向けた検討体制の整備等

実施担当課:経済課

更新担当課:経済課

業務概要

- 事業の再開にあたり、一時的な事業スペースを確保することが困難な事業者に対して、賃貸による共同仮設工場や店舗の設置を支援する。
- 共同仮設工場や店舗の提供に関して、募集や管理を行う。

事前対策

- 入居基準・要領の作成 ☐
- 入居申込の書式、受付方法の検討 ☐
- 管理方法の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 住宅地図 ☒
- 被害概況データ ☐
- 臨時事業スペース入居申込書 ☐

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:産業労働局商工部

- ① 設置計画策定における国との協議
- ② 必要となる用地の確保
- ③ 設置計画の策定
- ④ 設置計画に基づいた賃貸型共同仮設工場・店舗を設置
- ⑤ 入居企業の募集・選考・管理

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 共同仮設店舗等の設置計画を作成する					■					
② 事業者へ周知する					■■					

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内	
① 共同仮設店舗等の設置計画を作成する	
☐ 経済課	共同仮設工場、店舗等に関する出店希望を事業主に調査する。
☐ 経済課	共同仮設工場、店舗等の設置計画を作成する。
ポイント	<適切な工場・店舗> 出店希望を広く調査するが、設置計画の作成においては必要となる業種等による優先順位を考慮する。
1ヶ月以内～2年以降	
② 事業者へ周知する	
☐ 経済課	共同仮設工場、店舗等の設置について、都と連携し、事業者へ周知する。
ポイント	<より広く周知する> 区の広報媒体や、関係団体を通じてより広い周知に努める。
1ヶ月以内～2年以降	
③ 設置後の共同仮設店舗等を管理する	
☐ 経済課	共同仮設工場、店舗等の設置後の管理を行う。
ポイント	<再生支援> 施設の管理と並行し、仮設入居事業者の再生を目的に、経営相談員等を活用した支援を行う。

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

4. 資金需要の把握と関係金融機関への資金準備要請

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を制度融資取扱金融機関に要請する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等		関連資料・情報等
○ 金融機関被害状況調査一覧	☐	
○ 各種調査票	☐	

都の支援体制

担当課: 産業労働局金融部

- ① 被害状況調査の結果等による資金需要の予測
- ② 資金需要の予測に基づく関係金融機関等への資金準備要請

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 資金需要を把握する										
② 融資制度活用案を検討する										
③ 制度融資の取扱い金融機関等へ資金準備を要請する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 資金需要を把握する	
☐ 経済課	被害状況から、事業再建・再開にむけての資金需要予測を把握する。
2週間以内～2ヶ月以内	
② 融資制度活用案を検討する	
☐ 経済課	既存の融資と緊急特別融資の活用促進策を検討する。
ポイント	<金融機関・保証協会との協議> 金融機関や保証協会とも協議をしながら、活用について検討する。
2週間以内～2ヶ月以内	
③ 制度融資の取扱い金融機関等へ資金準備を要請する	
☐ 経済課	都から金融機関への資金準備要請を受理する。
☐ 経済課	制度融資の取扱い金融機関等に対し、需要増が見込まれる貸付資金の準備を要請する。
ポイント	<速やかに要請> 制度が確定次第、速やかに金融機関・保証協会に要請をする。

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

5. 東京信用保証協会基本財産の造成支援

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 被害が甚大である場合、被災事業所の再建に要する資金需要規模が膨大なものとなり、それに伴う保証需要の増加に対応する必要がある。そのため、都の要請により、必要に応じて東京信用保証協会の基本財産への出えんに要する財政措置を検討する。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局金融部

- ① 資金需要予測等に基づき、信用保証協会への支援の必要性を検討
- ② 金融機関への基本財産造成支援のための出えん要請・協議
- ③ 出えんのための財政措置

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 信用保証協会の事業状況を確認する										
② 出えんのための財政措置をとる										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 信用保証協会の事業状況を確認する	
☐ 経済課	信用保証協会の事業状況を確認するための、情報収集を行う。
ポイント	<保証協会との連絡> 東京信用保証協会との連絡を密にとり、情報収集に努める。
2週間以内～2ヶ月以内	
② 出えんのための財政措置をとる	
☐ 経済課	都からの出えん要請を受理する。
☐ 経済課	出えん要請に対する財政措置を検討する。
☐ 経済課	財政措置すると判断した場合、都と出えん割合・金額等を協議する。
☐ 経済課	決定した負担割合に応じて、出えんのための財政措置を行う。
ポイント	<財政課との調整> 財政課との調整を密に行い、要請に基づく出えんについて速やかに応じられる体制を確立する。

第5章 産業の復興

第2節 中小企業施策

6. 新たな支援制度の事業主等への周知

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 被災の状況に応じて、中小企業向け融資の充実を図り、区内産業の早期復興を支援する。新たな支援制度を創設する場合には、速やかに事業主・組合等へ制度の内容等を周知するとともに、リーフレット等を配布する。また、あわせて都や区の既往融資制度の周知を行う。

事前対策

- 想定されるニーズの把握 ☐
- 既存の制度の把握 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局総務部、金融部

- ① 新たな支援制度の検討
- ② 新たな支援制度等の内容の検討・決定
- ③ 関係機関への説明会の開催
- ④ マスコミや組合団体を通じ、事業主・組合等への新たな支援制度を周知
- ⑤ リーフレット等の作成・配付

行動手順

行動プロセス（概要）

業務概要	実施期間	発災	1週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	2年
① 資金需要を把握する										
② 融資制度を検討する										
③ 財源を確保し、金融機関へ要請する										
④ 融資制度を周知する										

第5章 産業の復興

行動内容（詳細）	
1週間以内～2ヶ月以内	
① 資金需要を把握する	
☐ 経済課	区内産業に関する被害状況から、資金需要を把握する。
1週間以内～2ヶ月以内	
② 融資制度を検討する	
☐ 経済課	既存の融資制度や、震災時の特別融資制度などについて活用促進策を検討する。
ポイント	<金融機関や保証協会との協議> 金融機関や保証協会とも協議をし、活用できるか検討する。
1週間以内～2ヶ月以内	
③ 財源を確保し、金融機関へ要請する	
☐ 経済課	財源を確保するとともに、金融機関に対して融資への協力を要請する。
ポイント	<財政課との協議> 財源確保のため財政課との協議し、速やかに協力要請を行う。
1週間以内～2ヶ月以内	
④ 融資制度を周知する	
☐ 経済課	区報、ホームページ、パンフレット等により、広く融資制度の周知を図る。
☐ 経済課	区内産業経済団体等を通じて、事業者等への周知を図る。
ポイント	<より広く周知> 団体未加入事業者も多くあるため、実施可能な周知に努める。

第5章 産業の復興

第3節 観光施策

1. 情報の発信及び観光復興イベントの開催

実施担当課: 文化観光課

更新担当課: 文化観光課

業務概要

- 観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災3ヶ月以降を目途に都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。
- 復旧・復興期において被災者の精神的な潤い、憩い、また、都市が被災から立ち上がり頑張っているという明るいイメージを対外的に印象付け、産業復興を促進するために、被災後1年以降を目途に観光イベントを開催し、観光客を誘致する。

事前対策

- 観光施設等のデータベース化 ☐
- 観光イベント等実施団体の状況把握 ☐
- 観光イベント等実施団体との被災時における連絡体制の確立 ☐
- 復興期に於ける観光情報発信拠点の整備計画の確立 ☐
- 観光協会等との連絡体制の確立の検討 ☐
- 観光ガイド員との連絡体制の確立の検討 ☐

準備すべき物品・データ・様式等

- 観光資源リスト ☐
- 観光イベント等実施団体リスト ☐
- 観光ガイド員リスト ☐

関連資料・情報等

- 文化財被災状況リスト等 ☐
- 文化施設等被災状況リスト等 ☐
- 交通基盤被災状況等リスト ☐

都の支援体制

担当課: 産業労働局観光部

- ① 都市イメージ回復のための情報発信
- ② 区市町村が行う、観光復興イベントの開催支援

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）									
業 務 概 要	実 施 期 間	発	1	2	1	2	3	6	1
		災	週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年
① 観光施設等の被災状況を調査し、報告する						■			
② 観光施設等の被害状況を把握する						■			
③ 観光施設等の応急復旧状況を把握する						■			
④ 観光イベント等の実施計画を検討する							■	■	

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内	
① 観光施設等の被災状況を調査し、報告する	
☐ 文化観光課	各施設管理者から情報を入手し、施設の被災状況を確認する。
☐ 文化観光課	交通機関の被災状況を確認する。
☐ 文化観光課	観光イベント実施団体から被災状況の情報を入手する。
ポイント	<被災状況確認> 施設の被災情報を入手し、被災状況を十分に確認する。
2ヶ月以内	
② 観光施設等の被害状況を把握する	
☐ 文化観光課	観光施設等の被害状況を把握し、データを整備する。
☐ 文化観光課	観光イベント実施団体等の状況を把握し、データを整備する。
ポイント	<被害状況の把握> 各観光施設等の被害状況、観光イベント団体の状況を把握し、データを整備する。
2ヶ月以内	
③ 観光施設等の応急復旧状況を把握する	
☐ 文化観光課	各施設管理者から情報を入手し、施設の応急復興状況を確認する。
☐ 文化観光課	観光イベント等実施団体との間でイベント実施の可能性を確認する。
☐ 文化観光課	観光情報発信拠点の整備計画を作成する。
ポイント	<復旧状況の把握> 観光施設等の復旧状況の確認と再建、並びに観光イベント団体等のイベント実施の可能性を確認する。

第5章 産業の復興

3ヶ月以内～6ヶ月以内

④ 観光イベント等の実施計画を検討する

- ☐ 文化観光課 使用可能な観光施設等の整備状況を収集する。
- ☐ 文化観光課 観光イベント等実施団体との連絡会を開催する。
- ☐ 文化観光課 財源について、国・都に要請し必要な協議を行う。

ポイント

＜連絡会の開催＞

観光施設等や観光イベント等実施団体との情報連絡会を開催し、イベント開催のに向けた実施計画を検討する。財源について、行政に要請し協議を行う。

第5章 産業の復興

第4節 雇用・就業施策

1. 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等

実施担当課: 経済課

更新担当課: 経済課

業務概要

- 被災後の混乱した状況の後、速やかな雇用安定化のためには、迅速かつ正確に雇用状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが必要である。
- このため、都が東京労働局と連携して行う緊急雇用状況調査等を基に、必要に応じて区独自の支援策の立案及び実施を行う。

事前対策

- 迅速かつ正確な雇用状況把握のための連絡体制の確認



準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局雇用就業部

- ① 雇用状況調査
- ② 定期的な雇用状況調査
- ③ 雇用状況の整理・分析
- ④ マスコミを通じ、分析結果を都民に周知

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 雇用状況を整理・分析する										
② 必要に応じ、新たな支援策を立案・実施する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～6ヶ月以内	
① 雇用状況を整理・分析する	
☐ 経済課	都から調査結果を入手し、整理・分析する。
ポイント	<入手・分析> 速やかに調査結果を入手し、分析する。
2週間以内～6ヶ月以内	
② 必要に応じ、新たな支援策を立案・実施する	
☐ 経済課	得られた分析結果を基に、独自支援策の必要性を検討する。
☐ 経済課	必要に応じて新たな支援策を立案・実施する。
ポイント	<他区との連携> より本区のニーズに合った新たな支援策とするため、立案においては他区とも連携し情報の共有化を図り進める。

第5章 産業の復興

第4節 雇用・就業施策	
2. 事業者への雇用維持の周知	
実施担当課: 経済課 更新担当課: 経済課	
業務概要 ○ 事業者に対して解雇等の事態が極力発生しないように、雇用維持を要請する。	
事前対策	
○ 要請の仕方の検討 ☐	
準備すべき物品・データ・様式等	関連資料・情報等
○ 雇用維持の要請文書 ☒	
都の支援体制	
担当課: 産業労働局雇用就業部	
① 都の関係機関へ周知徹底 ② 国（厚生労働省）に対し、各省庁を通じて関係機関へ周知を行うよう要請 ③ 区市町村への要請	

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 雇用維持を要請する										

行動内容（詳細）	
2週間以内～2ヶ月以内	
① 雇用維持を要請する	
☐ 経済課	事業者に対して区内産業団体を通じて雇用の維持を要請する。
ポイント	<支援制度の周知> 要請する際には、雇用維持のための様々な支援制度の趣旨や内容等も併せて周知する。

第5章 産業の復興

第4節 雇用・就業施策

3. 求人の確保

実施担当課: 職員課

更新担当課: 職員課

業務概要

○ 率先して被災者の雇用機会を確保するため、臨時職員の雇用を行う。

事前対策

○ 臨時職員募集に際しての周知方法の検討



準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課: 産業労働局雇用就業部

- ① 求職状況の把握
- ② 求職傾向の分析
- ③ 民間企業における求人の開拓
- ④ 公共団体等における求人の確保

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週	週	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	年	年
① 臨時職員の雇用等を行う										

行動内容（詳細）	
1ヶ月以内～2年以降	
① 臨時職員の雇用等を行う	
☐ 職員課	関係各課に対し、人員不足である部署を調査し、各部と連携して臨時職員雇用等を検討する。
☐ 職員課	臨時職員等の雇用を実施する。
☐ 職員課	臨時職員の受入を開始する。

第5章 産業の復興

第4節 雇用・就業施策

4. 職業訓練施設の入校者募集の周知

実施担当課:総務課

更新担当課:総務課

業務概要

- 被災離職者の円滑な再就職を促進するためには、被災離職者に対し求人ニーズに対応した職業訓練の機会を提供する必要がある。区においても、都で検討・実施する被災離職者向けの弾力的入校措置についての情報提供を行い、職業訓練施設の入校者の募集について周知徹底を図る。

事前対策

準備すべき物品・データ・様式等

関連資料・情報等

都の支援体制

担当課:産業労働局雇用就業部

- ① 求人ニーズを踏まえた職業訓練コースの拡充・創設
- ② 被災離職者の職業訓練施設への弾力的入校措置の実施
- ③ 入校者の募集・選考
- ④ 訓練体制の整備

第5章 産業の復興

行 動 手 順

行動プロセス（概要）										
業 務 概 要	実 施 期 間	発 災	1	2	1	2	3	6	1	2
			週 間	週 間	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	ヶ 月	年	年
① 入校者募集を周知し、情報を提供する										

行動内容（詳細）	
2ヶ月以内～2年以降	
① 入校者募集を周知し、情報を提供する	
☐ 総務課	都から、被災離職者向けの職業訓練施設募集要項を入手する。
☐ 総務課	区の窓口等にて、被災離職者向け職業訓練施設募集要項を配布する。

用 語 集

あ

● 応急仮設住宅

災害のため住家が滅失または破損し居住する住居を得られない者に対し、都と連携して提供する住宅のこと。

● 応急危険度判定

被災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、応急危険度判定員（都制度に基づく防災ボランティア）を活用して、建物を当面使用できるかどうかを判定することをいう。

判定結果となる「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のいずれかのステッカーを、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に判定結果の周知を図る。

● 応急教育計画

大震災に備えて事前に作成される、学校教育が正常に実施できるまでの間の教育計画のことをいう。学校（園）施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等を見直して作成する。

● 応急修理

災害のため半焼又は半壊した住家を、自己の資力で応急修理のできない者に対し、日常生活に欠くことのできない部分（居室、便所、台所、屋根等）を、一時的に風雨を避け得る程度の必要最小限の修理を都と連携して行うことをいう。

か

● 家屋被害台帳

り災証明発行のための住家被害状況調査の結果を集約し、整理したもの。

区市町村が作成した家屋被害台帳は、都が集約し、都全域について、被害状況図（GIS）及び家屋被害台帳を作成する。

● 家屋・建築物被害概況調査

大地震発生後、72時間以内に実施される調査で、街区単位の現地調査による家屋・建築物の被害概況を把握するための調査のことをいう。ざっくり調査ともいう。

災害対策のあり方を検討していく上で、必要不可欠な調査であり、この調査結果は、応急危険度判定の優先判定区域の選定や第一次建築制限区域の指定に必要なデータとなる。

● 既存不適格建築物

建築当時は建築基準法等の法律の規定に適合していた建築物が、法令の改正等により、規定に適合しなくなった建物のことをいう。違法建築物とは区別される。

●江東区震災復興事業の推進に関する条例

区が大規模な地震による災害を受けた場合において、区民、事業者及び区が協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進することにより、震災に強い活力のある市街地を形成し、区民生活の安定と回復を図ることを目的とする条例をいう。条例では、復興本部の設置、被害状況による復興対象地区の指定、復興対象地区内での建築行為の届出等を規定している。

さ

●災害対策本部

区の各地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、江東区災害対策本部条例施行規則第1条第1号の規定により非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに設置される組織のこと。

●災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、災害救助法の適用を受ける自然災害により被災した世帯主に対し、その生活の立て直しの一助となるよう貸し付ける資金のことをいう。

●災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、暴風、洪水、地震等の異常な自然災害によって死亡した区民の遺族に対し支給される弔慰金のことをいう。

●災害障害見舞金

暴風、洪水、地震等の異常な自然災害によって精神または身体に著しい障害を受けた区民に対し支給される見舞金のことをいう。

●ざっくり調査

家屋・建築物被害概況調査のこと（「家屋・建築物被害概況調査」を参照）。

●市街地再開発事業

密集した木造老朽家屋等により生活環境が悪化した市街地において、細分化した土地を統合し防災性を高めた共同建築物に建て替え、あわせて街路、公園・緑地やオープンスペース等を整備して、安全で快適なまちに再生する事業のことをいう。

●時限的市街地

本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急的な住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいう。

時限的市街地は早急に解決することが望ましく、そのため公的住宅の先導的供給、共同・協調建替え等を強力に推進することにより順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。

●住家被害状況調査

被災市街地の全建物を対象に、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊など被害状況等を把握するための調査（第一次調査）と、その後必要に応じて実施する詳細な調査（第二次調査）のことをいう。

復興のあり方を検討していく上で、必要不可欠であり、倒壊家屋の撤去、がれき処理計画、

応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活再建支援策の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。

また、この調査結果は、り災証明の発行や各種復興施策適用に必要なデータとなる。

● 震災復興基本方針

区民・事業者・区がまちのあるべき姿を共有するために、復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にしたもの。

策定にあたっては、区政運営の総合的な指針である江東区基本構想に留意するとともに、都の震災復興基本方針と整合を図る。

なお、「震災復興計画」及び「特定分野復興計画」は、この基本方針に基づき策定される。

● 震災復興グランドデザイン

震災後、迅速かつ計画的な復興が図れるよう、あらかじめ復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことを目的に、平成13年5月に東京都が広域復興計画のモデルプランとして作成したものである。

● 震災復興計画

復興に係る区の最上位計画として位置づけられるものであり、震災復興基本方針に基づき策定される。作成過程において広く区民の声を聴き、その意見を反映する。

策定にあたっては、江東区長期計画等既往計画に留意するとともに、都の震災復興計画や先行して進む可能性が高い都市計画等に関する江東区都市復興基本計画（骨子案）と整合を図る。

● 震災復興本部

応急復旧対策が一段落した段階で、市街地、都市施設等の震災被害から復興並びに住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的措置として設置する組織体である。

区は、災害対策本部で震災復興本部の設置を決定した場合、被災後1週間程度を目途に震災復興本部を設置する。

た

● 第一次建築制限

都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生した日から1ヶ月に限り、その区域内における建築物の建築を制限または禁止することをいう（建築基準法第84条）。

建築制限区域は、家屋・建築物被害概況調査による大被害地区を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。

● 第二次建築制限

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行うことをいう。

当該地区を被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更または建築物の新築、改築、若しくは増築をする場合は、区長の許可が必要となる。地域を指定できる期間は被災した日から2年以内である。

建築制限区域は、重点復興地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入

が必要な区域を指定する。

●地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、区防災会議が作成する本区の地域に係る地域防災計画であり、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする基本計画である。

●都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことである。都が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定め、将来都市像やその具体化の方策である土地利用や都市施設などの整備方針を示す、長期的かつ体系的なまちづくりの指針となる。また、区の基本構想及び他の分野別計画などとも整合を保ちながら定め、環境や観光、防災など、他の施策を展開するにあたっての、まちづくり分野のガイドラインでもある。

そのため、区が行う都市計画やまちづくり事業の判断根拠となるとともに、区民や事業者、国・都などとまちづくりのビジョンの共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進するための指針ともなる。

●都市復興基本計画

具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランである。

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくため、基本方針の考え方をより具体化したものとして、都市復興基本計画の骨子案を被災後2ヶ月以内に策定する。その後、骨子案に復興まちづくりの進捗状況や復興の見通し等を反映し策定するものが都市復興基本計画である。策定にあたっては、東京都都市復興基本計画の内容と整合を図る。

●都市復興基本方針

復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を示したものの。被災後速やかに区民に提示する。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる、土地の区画形質や公共施設の整備に関する事業である。

は

●被災市街地復興推進地域

重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域のこと。被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に定めることができる。

●被災市街地復興特別措置法

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を

講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。平成7年の阪神・淡路大震災を契機に制定された。

●被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的とした法律のこと。

●被災者生活実態調査

被災後のくらしの復旧に向けた対策を展開するために実施する調査のことをいう。

住宅対策や福祉対策等を講じるため、被災前後の状況、今後の住宅や生活再建意向等について把握する。調査の対象は、避難所滞在者、自宅残留者、域外への避難者等の全被災者（世帯）である。また、再建のための支援ニーズ等を把握するために、商店や事業所の被害状況も把握する。

●被災者総合相談所

被災者の様々な生活上の不安や問題を少しでも解消し、その生活の再建と安定を支援するために設置される、総合的な相談窓口のことをいう。苦情または要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応することで、被災者の生活の確保を図る。

●被災度区分判定調査

施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要について判断するために、応急危険度判定による緊急の対応を講じた後に行う調査のことをいう。

被災度区分判定調査は「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（国土交通省住宅局建築指導課）に基づき実施する。（資料3-1～4参照）

●復興地区区分

被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために設定される地区のことをいう。

復興対象地区として指定できるのは、以下の3種類である。

- ①重点復興地区：震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的被害を受け、震災復興のための建築物等の更新（震災に強い市街地の形成を促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- ②復興促進地区：震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- ③復興誘導地区：震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

●復興本部会議

復興に係る区の政策決定機関として、震災復興本部に設置する。構成は、本部長（区長）、副本部長（副区長・教育長）、本部員（関係各部部長）である。復興基本方針及び復興計画の策定等が主な決定事項となり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告・承認する。

●復興まちづくり計画

都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図ったものをいう。

復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

ま

●マグニチュード

地震を引き起こしたエネルギーの規模を表す。数値が大きいほど規模は大きくなる。Mでも表される。関東大震災ではM 7. 9、阪神・淡路大震災ではM 7. 3、東日本大震災ではM 9. 0だった。

●メンタルヘルスケア

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等による被災者へのストレスや精神的ダメージ（P T S D：心的外傷後ストレス障害）および、それによる身体への影響を防ぐための、被災者への精神的な支援のことをいう。

ら

●り災証明書

被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋等の被害程度について証明するものをいう。